

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文書分類		保存期間	30、10、5、3、1年
会議の名称	第11回教育委員会定例会		
開催日時	令和7年11月21日（金） 午前 10時30分開会 午前 11時46分閉会		
開催場所	大和庁舎 3階 第5会議室		
出席者	（委員出席者氏名） 教 育 長 稲川 善成 教育長職務代理者 小島 香織 委 員 宇佐美 徹 委 員 舘野 仁一 委 員 小林 源洋 （説明の出席者職・氏名） 教 育 部 長 佐谷 智 教 育 指 導 課 長 小林 詠二 次長兼生涯学習課長 上野 俊一 スポーツ振興課長 廣澤 伸一 次長兼文化財課長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 保坂 理恵 文化財課長補佐 越田 真太郎		
議事録署名人	小島 香織 委員		
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第24号 桜川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）に同意することについて ・議案第25号 令和8年度桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について ・議案第26号 桜川市学校外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（案）について ・報告第9号 「史跡真壁城跡保存活用計画」（案）の策定について 		
会議録作成方針	要点記録		

<p>情報の公開可否</p>	<p>☑・否 不開示理由（部分開示を含む）</p>
<p>会 議 内 容 （審議内容・審議経過・結論等）</p>	
<p>稲川教育長</p>	<p>ただいまから令和7年第11回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は私を含めて5名です。定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>【 議事録署名人の選任 】</p> <p>それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、小島 香織 委員をお願いします。</p> <p>【 議事 】</p> <p>本日の会議に提案されている案件は、議案3件、報告1件です。よろしく願いいたします。</p> <p>議案第24号「桜川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）に同意することについて」教育部長より説明願います。</p>
<p>佐谷教育部長</p>	<p>（資料により説明）</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>住登外者について詳しく教えてください。</p>
<p>佐谷教育部長</p>	<p>例えばですが、桜川市に土地があり、その方が市外にいるという状態をイメージしてください。そのような状態の方を住民登録の外の人で住登外者という言い方をします。今回マイナンバー法の関係で、情報の連携というものにつきまして、各自治体の条例で定めなさいというものになります。</p>

館野委員	具体的に教育委員会ではどのような業務をしていますか。
佐谷教育部長	別表第3にあるように、就学援助の事務になります。市のほうで、12月の定例議会にこの条例が上程されて市長公室のほうから議案が説明されます。
稲川教育長	上位法が変わったことで、下位である市町村も条例を一部変えなければならないというところで、整えたということですね。
佐谷教育部長	その通りです。
稲川教育長	議案第24号「桜川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）に同意することについて」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。
	ご異議がありませんので、議案第24号は原案通り決定いたします。
	続きまして、議案第25号「令和8年度桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について」教育部長より説明願います。
佐谷教育部長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。
館野委員	これ以外の学校からも案があがってきて、教育委員会で精査してこの数になったのか、それともこれだけだったのか教えてください。
佐谷教育部長	この5つの学校のみとなります。
館野委員	雨引小の案については、工夫をすれば他の学校の子どもにも見せられると思うのですが、いかがでしょうか。
佐谷教育部長	学校に確認をとりながら検討してまいります。

小林委員	岩瀬西中学校の双方向型プレゼンテーションというものはどのようなものでしょうか。
小林教育指導課長	一方的に発表するだけでなく、電子黒板等を使って、素早くダイレクトに意見交換ができるというものを特別教室で望んでいるようです。
小林委員	他の学校に貸出ということは可能ですか。
小林教育指導課長	可能ですが、電子黒板を運べるかどうかは現実的には厳しいところだと思います。
宇佐美委員	ソフト面の対応ではなくハード面での対応ということによろしいか。
小林教育指導課長	聞き取りですと、今あるモニターだと対応ができないのでハード面の部分になってくると思います。
稲川教育長	その他ございますか。
	それでは、「令和8年度桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について」1つずつ承認をいただきたいと思います。
	1つ目の岩瀬小学校の事業に対しては承認ということによろしいでしょうか。
各委員	異議なし
稲川教育長	田中様から意見のあった循環型の事業に発展するように、ということを申し添えて、承認という形にいたしましょう。
	2つ目の坂戸小学校の事業に対しては承認ということによろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
稲川教育長	2年連続の事業であるというところから、学んだ知識、スキルのな

<p>各委員</p> <p>稲川教育長</p>	<p>部分は先生方で広げてもらいたいという要望もございましたので、そちらを申し添えて、承認という形にいたしましょう。</p> <p>3つ目の羽黒小学校の事業に対しては承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>教育指導課の指導を入れながら実施をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p> <p>稲川教育長</p>	<p>4つ目の雨引小学校の事業に対しては承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>貴重な機会なので対象者を広げることも検討して進めさせていただきます。</p>
<p>各委員</p> <p>稲川教育長</p>	<p>5つ目の岩瀬西中学校の事業に対しては、まずは研究で1台ということで承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>まずは1台で研究を進めてその結果を見てという形でよろしいかなと思います。</p> <p>その他に発言がありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第25号「令和8年度桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第25号は原案通り決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第26号「桜川市学校外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（案）について」教育指導課より</p>

	説明願います。
小林教育指導課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。
舘野委員	今は何年間の契約ですか。
小林教育指導課長	今現在は単年の契約となっております。
稲川教育長	3年が良い理由を述べてください。
小林教育指導課長	まず単年の契約ですと、今年度行っている業者が来年度また契約する保証はございません。単年では生徒との人間関係の構築等や、質や力量、サポート体制等を図るのは難しいと考えます。ですので、総合的に判断できる3年の契約が良いと考えております。
舘野委員	他自治体での情報等がありますか。
小林教育指導課長	近隣では6市町が3年契約で行っております。3年で行うことで、問題点も年々改善し、ALTの質も良くしていけるとお話をいただいております。単年ですと、課題が出て業者が変わってしまうということが起きてしまいます。
稲川教育長	そういう意味でメリットが多いということですね。 教育長が委員長になって委員が8名以内とありますが委員さんにはどのような人を考えていらっしゃいますか。
小林教育指導課長	学校関係者4名、教育委員会4名で考えています。
舘野委員	学校関係とは具体的にどのような方ですか。
小林教育指導課長	校長会長、校長会副会長、英語研究部長、英語研究部副部長で考えております。

<p>稲川教育長</p>	<p>その他に発言がありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第26号「桜川市学校外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（案）について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第26号は原案通り決定いたします。</p> <p>続きまして、報告第9号「「史跡真壁城跡保存活用計画」（案）の策定について」文化財課より説明願います。</p>
<p>寺崎次長兼文化財課長 越田文化財課長補佐</p>	<p>（資料により説明）</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>発言がありませんので、採決に入ります。</p> <p>報告第9号「「史跡真壁城跡保存活用計画」（案）の策定について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、報告第9号は原案通り決定いたします。</p> <p>協議する案件は以上となりますが、委員さんからご意見ご提案がございましたら発言をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>会議の正なることを証します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">教育長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人 教育委員</p>

令和7年(2025年)11月21日開会

第11回 桜川市教育委員会定例会

桜川市教育委員会

第11回 桜川市教育委員会定例会日程

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 教育長報告

4 議事録署名人の選任

5 議 事

議案第24号 桜川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）に同意することについて

（学校教育課）

議案第25号 令和8年度桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について

（学校教育課）

議案第26号 桜川市立学校外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（案）について

（教育指導課）

報告第9号 「史跡真壁城跡保存活用計画」（案）の策定について

（文化財課）

6 その他

大和中央公民館について

（生涯学習課）

次回教育委員会定例会の開催日時について

（学校教育課）

7 閉 会

議案第24号

桜川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例（案）に同意することについて

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和7年(2025年)11月21日 提出

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成

桜 総 第 3 8 号
令和7年（2025年）11月11日

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成 様

桜川市長 大塚 秀喜

条例案に対する意見の聴取について（照会）

令和7年第4回桜川市議会定例会に提出する下記条例案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 桜川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

桜川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

桜川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年桜川市
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に
規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号
管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登
外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固
有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管
理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するも
のを利用することができる。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	桜川市医療福祉費支給に関する条例（平成17年桜川市条例第9 4号）による医療福祉費の支給に関する事務
2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する 事務
3 教育委員 会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する 事務

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	桜川市医療福祉費支給に関する 条例による医療福祉費の支給に 関する事務	(1) 世帯員の所得情報 (2) 生活保護法（昭和25年法律 第144号）による保護の実施に関 する情報 (3) 桜川市医療福祉費支給に関す る条例第3条に規定する国民健康保 険法（昭和33年法律第192号）、 高齢者の医療の確保に関する法律 （昭和57年法律第80号）又は社 会保険各法の規定による医療給付に 関する情報 (4) 児童扶養手当法（昭和36年 法律第238号）による児童扶養手

		<p>当の支給に関する情報</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する情報</p> <p>(7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による母子健康手帳の交付に関する情報</p> <p>(8) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報</p> <p>(10) 住登外者宛名情報</p>
2	市長 桜川市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成24年桜川市告示第44号）に定める給付金の支給に関する事務であって支給申請書の審査及び決定事務	<p>(1) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者の市民税の課税情報</p> <p>(2) 教育保育施設利用者負担額及び学童クラブ保護者負担金の滞納情報</p> <p>(3) 住登外者宛名情報</p>
3	市長 桜川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額徴収に関する条例（平成27年桜川市条例第22号）による利用者負担額の徴収に関する事務であって利用者負担額の決定事務	<p>(1) 市民税の課税状況に関する情報であって世帯の市民税の課税額に関するもの</p> <p>(2) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報</p> <p>(3) 住登外者宛名情報</p>
4	市長 桜川市利用者負担額軽減化補助	市税収納関係情報であって世帯員の市

	事業実施要綱（平成27年桜川市告示第61号）に関する事務であって軽減措置申請の審査・決定事務	税滞納情報
5 市長	桜川市家族介護慰労事業実施要綱（平成22年桜川市告示第32号）による事業の支給申請・支給決定事務	支給申請者の税の完納情報、介護保険料及び医療保険各法に基づく保険料の滞納情報、介護サービスの利用期間が90日を越える者の情報、特別児童扶養手当の情報並びに桜川市在宅障害児福祉手当の情報
6 市長	桜川市国民健康保険人間ドック等健診費助成要綱（平成22年桜川市訓令第4号）に関する事務	国民健康保険税の完納情報
7 市長	桜川市紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成19年桜川市告示第21号）による事業の助成申請・助成の決定事務	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、要介護3以上の認定、要介護2で、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅲa以上の者等の情報
8 市長	桜川市障害者日中一時支援事業実施要綱（平成18年桜川市告示第44号）による支給申請・支給及び支給額の決定事務	<p>(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報</p> <p>(2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの</p> <p>(3) 公的年金の受給状況</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給状況</p> <p>(5) 住登外者宛名情報</p>
9 市長	桜川市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年桜川市告示第45号）による支給申請・支給の決定事務	<p>(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報</p> <p>(2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの</p> <p>(3) 公的年金の受給状況</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、特別障害</p>

		者手当等の受給状況 (5) 住登外者宛名情報
10 市長	桜川市重度障害者等日常生活用具費支給等事業実施要綱（平成18年桜川市告示第48号）による支給額・申請・決定の事務	(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報 (2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの (3) 公的年金の受給状況 (4) 住登外者宛名情報
11 市長	桜川市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年桜川市告示第78号）による対象除外の確認、支給申請・支給の決定事務	(1) 介護保険法に基づく介護認定情報 (2) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報 (3) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの (4) 公的年金の受給状況 (5) 住登外者宛名情報
12 市長	桜川市身体障害者自動車改造費補助金交付要項（平成23年桜川市告示第81号）による補助対象者の確認及び補助方法の決定事務	(1) 地方税関係情報であって支給対象者の市民税の課税額に関するもの (2) 公的年金の受給状況 (3) 住登外者宛名情報
13 市長	桜川市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業実施要綱（平成28年桜川市告示第11号）による補助の申請・交付決定	(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報 (2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの (3) 住登外者宛名情報
14 市長	桜川市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱（平成28年桜川市告示第12号）によ	(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報

	る費用の負担及び支払並びに給 付の申請・交付決定事務	(2) 地方税関係情報であって支給 対象者及び当該支給対象者と同一世 帯に属する者の市民税の課税額に関 するもの (3) 住登外者宛名情報
--	-------------------------------	---

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員 会	桜川市就学援助事務取扱 要綱（平成18年桜川市 教育委員会告示第10 号）による就学の援助に 関する事務	市長	世帯員の所得情報
2 教育委員 会	住登外者宛名番号管理機 能による住登外者の情報 の管理に関する事務	市長	住登外者宛名情報

附 則

この条例は、令和8年2月9日から施行する。

桜川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）新旧対照表

改正後（案）	現行												
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p><u>4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p> <p>5（略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="199 975 1066 1310"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>桜川市医療福祉費支給に関する条例（平成17年桜川市条例第94号）による医療福祉費の支給に関する事務</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</td> </tr> <tr> <td>3 教育委員会</td> <td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p>	機関	事務	1 市長	桜川市医療福祉費支給に関する条例（平成17年桜川市条例第94号）による医療福祉費の支給に関する事務	2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1095 975 1962 1118"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>桜川市医療福祉費支給に関する条例（平成17年桜川市条例第94号）による医療福祉費の支給に関する事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p>	機関	事務	1 市長	桜川市医療福祉費支給に関する条例（平成17年桜川市条例第94号）による医療福祉費の支給に関する事務
機関	事務												
1 市長	桜川市医療福祉費支給に関する条例（平成17年桜川市条例第94号）による医療福祉費の支給に関する事務												
2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務												
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務												
機関	事務												
1 市長	桜川市医療福祉費支給に関する条例（平成17年桜川市条例第94号）による医療福祉費の支給に関する事務												

機関	事務	特定個人情報
1 市長	桜川市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務	(1) 世帯員の所得情報 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報 (3) 桜川市医療福祉費支給に関する条例第3条に規定する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は社会保険各法の規定による医療給付に関する情報 (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報 (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報 (6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第1

機関	事務	特定個人情報
1 市長	桜川市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務	(1) 世帯員の所得情報 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報 (3) 桜川市医療福祉費支給に関する条例第3条に規定する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は社会保険各法の規定による医療給付に関する情報 (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報 (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報 (6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第1

		<p>23号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する情報</p> <p>(7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳の交付に関する情報</p> <p>(8) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金の支給に関する情報</p> <p>(10) 住登外者宛名情報</p>			<p>23号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する情報</p> <p>(7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳の交付に関する情報</p> <p>(8) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金の支給に関する情報</p>		
2	市長	桜川市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱(平成24年桜川市告示第44号)に定める給付金の支給に関する事務であって支給申請書の審査及び決定事務	<p>(1) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者の市民税の課税情報</p> <p>(2) 教育保育施設利用者負担額及び学童クラブ保護者負担金の滞納情報</p> <p>(3) 住登外者宛名情報</p>	2	市長	桜川市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱(平成24年桜川市告示第44号)に定める給付金の支給に関する事務であって支給申請書の審査及び決定事務	<p>(1) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者の市民税の課税情報</p> <p>(2) 教育保育施設利用者負担額及び学童クラブ保護者負担金の滞納情報</p>
3	市長	桜川市特定教育・保育施設及	(1) 市民税の課税状況に関する	3	市長	桜川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額徴収に関する条	(1) 市民税の課税状況に関する情報であって世帯の市民税の課税額に関するもの

	び特定地域型保育事業の利用者負担額徴収に関する条例（平成27年桜川市条例第22号）による利用者負担額の徴収に関する事務であって利用者負担額の決定事務	る情報であって世帯の市民税の課税額に関するもの (2) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報 (3) 住登外者宛名情報
4 市長	桜川市利用者負担額軽減化補助事業実施要綱（平成27年桜川市告示第61号）に関する事務であって軽減措置申請の審査・決定事務	市税収納関係情報であって世帯員の市税滞納情報
5 市長	桜川市家族介護慰労事業実施要綱（平成22年桜川市告示第32号）による事業の支給申請・支給決定事務	支給申請者の税の完納情報、介護保険料及び医療保険各法に基づく保険料の滞納情報、介護サービスの利用期間が90日を越える者の情報、特別児童扶養手当の情報並びに桜川市在宅障害児福祉手当の情報
6 市長	桜川市国民健康保険人間ドック等健診費助成要綱（平成22年桜川市訓令第4号）に関する事務	国民健康保険税の完納情報
7 市長	桜川市紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成19年桜川市告示第21号）による事	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、要介護3以上の認定、要介護2で、認知症高齢

	例（平成27年桜川市条例第22号）による利用者負担額の徴収に関する事務であって利用者負担額の決定事務	(2) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報
4 市長	桜川市利用者負担額軽減化補助事業実施要綱（平成27年桜川市告示第61号）に関する事務であって軽減措置申請の審査・決定事務	市税収納関係情報であって世帯員の市税滞納情報
5 市長	桜川市家族介護慰労事業実施要綱（平成22年桜川市告示第32号）による事業の支給申請・支給決定事務	支給申請者の税の完納情報、介護保険料及び医療保険各法に基づく保険料の滞納情報、介護サービスの利用期間が90日を越える者の情報、特別児童扶養手当の情報並びに桜川市在宅障害児福祉手当の情報
6 市長	桜川市国民健康保険人間ドック等健診費助成要綱（平成22年桜川市訓令第4号）に関する事務	国民健康保険税の完納情報
7 市長	桜川市紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成19年桜川市告示第21号）による事業の助成申請・助成の決定事務	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、要介護3以上の認定、要介護2で、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅲa以上の者等の情報

	業の助成申請・助成の決定事務	者の日常生活自立度判定基準Ⅲa以上の者等の情報					
8	市長	桜川市障害者日中一時支援事業実施要綱（平成18年桜川市告示第44号）による支給申請・支給及び支給額の決定事務	<p>(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報</p> <p>(2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの</p> <p>(3) 公的年金の受給状況</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給状況</p> <p>(5) 住登外者宛名情報</p>	8	市長	桜川市障害者日中一時支援事業実施要綱（平成18年桜川市告示第44号）による支給申請・支給及び支給額の決定事務	<p>(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報</p> <p>(2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの</p> <p>(3) 公的年金の受給状況</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給状況</p>
9	市長	桜川市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年桜川市告示第45号）による支給申請・支給の決定事務	<p>(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報</p> <p>(2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの</p> <p>(3) 公的年金の受給状況</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給状況</p> <p>(5) 住登外者宛名情報</p>	9	市長	桜川市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年桜川市告示第45号）による支給申請・支給の決定事務	<p>(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報</p> <p>(2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの</p> <p>(3) 公的年金の受給状況</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給状況</p>
10	市	桜川市重度障害者等日常生活用具費支給等事業実施要綱（平成18年桜川市告示第48号）による支給額・申請・決定の事務	<p>(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報</p> <p>(2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの</p> <p>(3) 公的年金の受給状況</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給状況</p> <p>(5) 住登外者宛名情報</p>	10	市長	桜川市重度障害者等日常生活用具費支給等事業実施要綱（平成18年桜川市告示第48号）による支給額・申請・決定の事務	<p>(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報</p> <p>(2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの</p> <p>(3) 公的年金の受給状況</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給状況</p>

長	活用具費支給等事業実施要綱（平成18年桜川市告示第48号）による支給額・申請・決定の事務	実施に関する情報であって生活保護受給情報 (2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの (3) 公的年金の受給状況 (4) 住登外者宛名情報			者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの (3) 公的年金の受給状況
1 1 市長	桜川市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年桜川市告示第78号）による対象除外の確認、支給申請・支給の決定事務	(1) 介護保険法に基づく介護認定情報 (2) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報 (3) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの (4) 公的年金の受給状況 (5) 住登外者宛名情報	1 1 市長	桜川市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成22年桜川市告示第78号）による対象除外の確認、支給申請・支給の決定事務	(1) 介護保険法に基づく介護認定情報 (2) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報 (3) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの (4) 公的年金の受給状況
1 2 市長	桜川市身体障害者自動車改造費補助金交付要項（平成23年桜川市告示第81号）による補助対象者の確認及び補助方法の決定事務	(1) 地方税関係情報であって支給対象者の市民税の課税額に関するもの (2) 公的年金の受給状況 (3) 住登外者宛名情報	1 2 市長	桜川市身体障害者自動車改造費補助金交付要項（平成23年桜川市告示第81号）による補助対象者の確認及び補助方法の決定事務	(1) 地方税関係情報であって支給対象者の市民税の課税額に関するもの (2) 公的年金の受給状況
1 3 市長	桜川市軽度・中等度難聴児補	(1) 生活保護法による保護の	1 3 市長	桜川市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業実施要綱（平成28年桜川市告示第11号）による補助の申請・交付決定	(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報 (2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの

長	聴器購入支援事業実施要綱（平成28年桜川市告示第11号）による補助の申請・交付決定	実施に関する情報であって生活保護受給情報 (2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの (3) 住登外者宛名情報
14 市長	桜川市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱（平成28年桜川市告示第12号）による費用の負担及び支払並びに給付の申請・交付決定事務	(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報 (2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの (3) 住登外者宛名情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	桜川市就学援助事務取扱要綱（平成18年桜川市教育委員会告示第10号）による就学の援助に関する事務	市長	世帯員の所得情報
1 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外	市長	住登外者宛名情報

14 市長	桜川市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱（平成28年桜川市告示第12号）による費用の負担及び支払並びに給付の申請・交付決定事務	(1) 生活保護法による保護の実施に関する情報であって生活保護受給情報 (2) 地方税関係情報であって支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の市民税の課税額に関するもの
-------	---	--

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	桜川市就学援助事務取扱要綱（平成18年桜川市教育委員会告示第10号）による就学の援助に関する事務	市長	世帯員の所得情報

者の情報の管理に関 する事務			
-------------------	--	--	--

議案第25号

令和8年度桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和7年(2025年)11月21日 提出

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成

〔令和8年度〕桜川市ビジネスナビゲーション教育振興基金事業の承認について

NO	学 校 名	事業名称	予算額 (千円)	内容	寄附者（田中様）記入欄		教育委員会記入欄	
					承認欄	ご意見等	承認欄	備考
1	岩 瀬 小	6次産業化を意識した起業家教育プロジェクト教育振興基金	300	教職員が6次産業化を意識した起業家についての研修を行い、桜川市岩瀬地区において、担当学年の児童で実施可能な取組みを教材化する。 市役所ヤマザクラ課、市内の一般企業等の関係機関等と連携し、児童が、新商品・新事業の開発を行うことで、桜川市の地域資源でやれることを見出す体験をする。 これらの学習を通して、桜川市に定住し地域貢献できる起業家となり得る人材を育成する。	承認	昨年度、大和中から提案された事業を岩瀬小にアレンジして提案されているかと思います。 市役所様や地元の企業様と連携しながら子供たちにアントレプレナーシップの涵養を図ることで、未来の桜川市を支える人材が育成されますとを期待しております。 なお、許されてるのであれば、この事業の課程で生まれた物品を実際に販売し、その資金で、次年度の学年の子供たちが同じような体験ができれば、循環型の事業とできるように思います。	承認 ・ 非承認	
2	坂 戸 小	坂戸小学校情報モラル教育推進事業	165	外部講師による情報モラル教育に関する講話の実施	承認	昨年度からの継続事業となると思います。2年間の事業を通して、子供たち全員に情報モラルが定着するとともに先生方や保護者の皆様の研修にご活用いただき、今後も継続して情報モラル教育が展開されますことを期待しております。 2年間の事業で、先生方も知見を深められるかと思しますので、以降は先生方が講師として、対応いただければと思います。	承認 ・ 非承認	
3	羽 黒 小	羽黒小学校校内研修充実支援事業－魅力ある学校・学級づくり－	466	【国語科の授業と生徒指導を一体化させた授業づくり・集団づくりを行う事業】 来年度、本講は「目的をもって文章を正確に読む力を伸ばす国語科学習指導の工夫－自分のよさや可能性を見つけようとする児童の育成を通して－」という研究主題の下、校内研修のまとめを発表する。このテーマには、特別な教育的ニーズを必要としている児童が多いこと、通常の学級においては自己肯定感、自己有用感が低いこと、学習への意欲が低いことなど、学習指導の前の「学業指導」が必要であるという実態がある。 そこで、学校生活の中で、子どもたち一人一人が大切にされ、安心して学ぶことができるようにしなくてはならないと考え、特別支援学級での学びと交流学級での学びをつなげていくことを目的とした事業である。	承認	教育の専門家でない私には、国語教育と生徒指導、特別支援学級がどう関連しているのか、予算書の物品がどのように活用されるのか、講師をどのような方を予定しているのかが、企画書では理解が難しかったのですが、効果的な事業となりますよう、教育委員会様からのご支援をよろしくお願いいたします。	承認 ・ 非承認	

NO	学校名	事業名称	予算額 (千円)	内容	寄附者（田中様）記入欄		教育委員会記入欄	
					承認欄	ご意見等	承認欄	備考
4	雨引小	オペラ 舞台芸術鑑賞会事業	379	「オペラシアターこんにゃく座」をお招きして、マイクを使用しない生の歌声や演劇を鑑賞し、本物の芸術に触れる。	承認	質の高い芸術活動を鑑賞することは、子供たちの成長に非常に有意義であると思います。会場規模にもよりますが、子供たちのご家族をはじめとして、ぜひ多くの方に鑑賞していただく機械にしていだければと思います。	承認 ・ 非承認	
5	岩瀬西中	双方向型プレゼンテーションによる論理的思考力と表現力を育む事業	1,089	<p>文部科学省が提唱する「主体的・対話的で深い学び」の実現には、生徒一人ひとりの「表現力」と「論理的思考力」の育成が不可欠です。しかし、本校で使用している大型ディスプレイでの発表形式では、発表者が一方的に話すことが多く、リアルタイムな対話や思考の可視化が十分に行われていませんでした。</p> <p>本事業では、この課題を解決するため、電子黒板の「書き込み機能」を最大限に活用した「双方向型プレゼンテーション指導」を購入します。これは、生徒の発表中に、教師や他の生徒が電子黒板上の資料に直接、疑問点やアイデア、関連情報を書き込むことで、発表内容へのリアルタイムなフィードバックを可能にするものです。この「ライブ・フィードバック」は、発表者の思考プロセスを客観的に可視化し、自分の論理の穴に気づき、その場で思考を深める機会を与えます。</p> <p>また、この指導法は、受け手の生徒にも「自分ごと」として発表に参加する意識を促し、単なる聞き手ではなく、発表内容を共に作り上げる協働者としての役割を担うことで、授業への主体性を高めます。さらに、発表のその場でフィードバックを得て、即座に修正・補足する経験は、不確実な状況でも柔軟に対応する力を養い、現代社会で求められる問題解決能力の基盤を築きます。</p> <p>私たちは、この双方向型指導モデルを確立し、生徒が社会で活躍するための「思考力」「表現力」「協働力」を総合的に育成することに貢献します。</p>	承認	<p>今年度購入した3Dプリンタや電子黒板の効果的な活用を通じて、桜川市で先進的な授業が展開されることを期待しております。機械がありましたら、私も興味があるのでぜひ今年度3Dプリンタで作成した作品について画像等をお送りいただけたらありがたいと思います。</p> <p>なお、2年間連続して、高額な予算となり、全体の予算もオーバーしているかと思しますので、学校の規模等を勘案し、2台必要なのか否か検討し、場合によっては、1台は他の学校にご提案するなど、ご検討いただければと思います。</p>	承認 ・ 非承認	
		計	2,399					

議案第26号

桜川市立学校外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（案）
について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和7年(2025年)11月21日 提出

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成

桜川市立学校外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 桜川市立学校外国語指導助手派遣業務委託を実施するに当たって、プロポーザルの審査を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議した上で、業務委託に最も適した事業者を選定するものとする。

- (1) 応募者及び企画提案書等提出された書類の審査に関すること。
- (2) 企画提案を聴取すること。
- (3) プロポーザルの評価及び派遣事業者の選定に関すること。
- (4) その他審査に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内とし、桜川市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）のほか、教育長が指名する者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 委員及び関係職員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(利害関係に関する申告)

第7条 委員は、本件の審査に関し、本プロポーザル審査参加事業者（以下「参加者」という。）と利害関係を有する場合は、その旨を事務局へ申告しなければならない。

- 2 委員は、参加者から故意の接触があった場合は、事務局に通報しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、桜川市教育委員会教育指導課に置く。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

報告第9号

「史跡真壁城跡保存活用計画」(案)の策定について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和7年(2025年)11月21日 提出

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成



史跡真壁城跡保存活用計画 (案)

令和8年(2026)3月
桜川市教育委員会



史跡真壁城跡周辺航空写真（1995年撮影）



中城中央部の池跡から筑波山（南方）を見た様子（降雨後）

序

筑波山の北麓、桜川市南部の真壁市街地に隣接しながら、良好な状態で現代に伝えられた戦国時代の城郭遺構である真壁城跡は、本丸の一部が昭和9年（1934）に県の史跡に指定され、平成6年（1994）に指定地を約12.5haに大幅に拡大して国の史跡に指定されました。

この城を拠点に真壁地域を支配した真壁氏やその一族、家臣の子孫たちは、真壁文書、真壁長岡古宇田文書をはじめとする貴重な中世武家史料群を現代に伝え、真壁城とその領域で展開された中世の人々の足跡を私たちに教えてくれています。

真壁城跡の国指定から30年を経過しましたが、継続的な発掘調査により多くの新たな事実が明らかになるとともに、史跡をとりまく社会環境も変化してまいりました。

このたび桜川市教育委員会では、史跡真壁城跡を将来にわたって適切に保存、活用していくために、改めてその基本計画となる『史跡真壁城跡保存活用計画』を策定いたしました。

今後は、この計画をもとに、真壁城跡を将来にわたり確実に保存し、その価値を多くの人々に理解していただけるよう、活用してまいります。

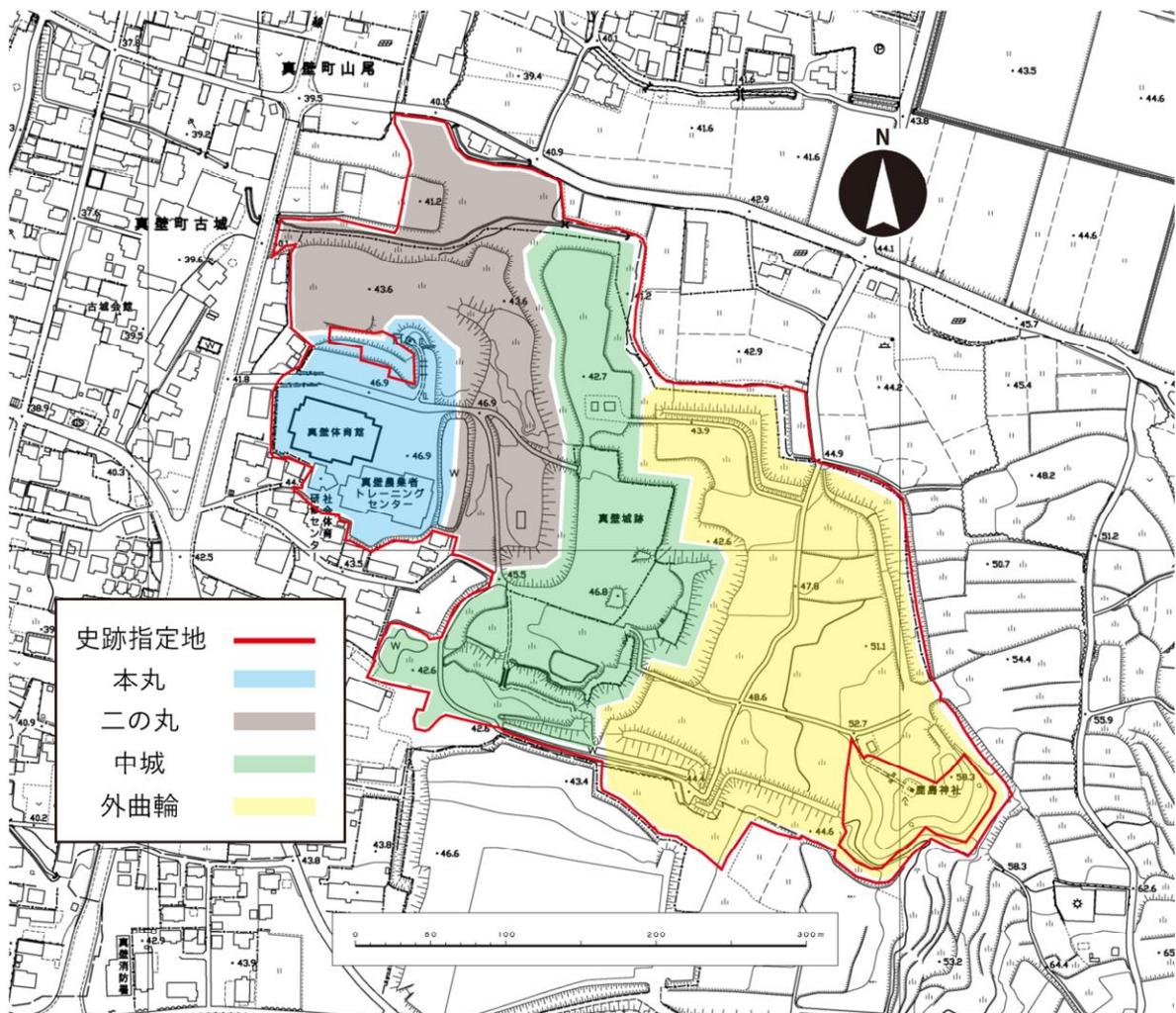
最後になりますが、本計画の策定にあたり、内容のご審議、ご検討を賜りました史跡真壁城跡保存活用計画策定員会委員の皆様、ご指導とご協力をいただきました文化庁文化財第二課、茨城県教育庁文化課の皆様、その他ご理解ご支援をいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

令和8年3月

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成

例言

- 1 本書は、茨城県桜川市に所在する史跡真壁城跡の保存活用計画書である。
- 2 本計画の策定事業は、桜川市教育委員会が主体となり、令和6～7年度（2025～26）に市単独事業として実施した。
- 3 本計画の策定は、史跡真壁城跡保存活用計画策定委員会での審議や検討を経て行われた。また、文化庁文化財第二課及び茨城県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。
- 4 本計画の策定に係る事務は桜川市教育委員会文化財課が担当し、図面作成業務の一部を株式会社フジヤマに委託した。



史跡真壁城地内の地域呼称区分図

目次

序

例言

第1章 計画策定の沿革・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(1) 計画策定の沿革

(2) 計画の目的

(3) 委員会の設置・経緯

(4) 既存計画との関係

(5) 計画の対象範囲

(6) 計画期間

第2章 史跡周辺の環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(1) 桜川市及び史跡真壁城跡の位置

(2) 自然的環境

一、地形・地質・水系

二、気象

(3) 社会的環境

一、人口動態

二、産業

三、交通

四、観光

(4) 歴史的環境

一、原始時代

1) 旧石器時代

2) 縄文時代

3) 弥生時代

二、古代

1) 古墳時代

2) 奈良時代～平安時代

三、中世

1) 鎌倉時代～南北朝時代

2) 室町時代～安土桃山時代

四、近世

五、近代

六、現代

(5) 文化財

一、国指定等文化財

二、茨城県指定文化財	
三、桜川市指定文化財	
第3章 史跡の概要	39
(1) 指定に至る経緯	
(2) 指定に至るまでの調査成果	
(3) 指定の状況	
一、指定告示	
二、指定説明	
三、指定地の現状	
四、計画対象範囲（指定地外）の現状	
(4) 指定後の調査成果	
一、発掘調査の経緯	
二、発掘調査の成果	
三、城下町との関連性に関する調査成果	
第4章 史跡の本質的価値	63
(1) 史跡の本質的価値	
(2) 構成要素	
第5章 史跡の現状と課題	65
(1) 保存管理	
一、保存管理の現状	
二、保存管理の課題	
(2) 活用	
一、活用の現状	
二、活用の課題	
(3) 整備	
一、整備の現状	
二、整備の課題	
(4) 運営・体制	
一、運営・体制の現状	
二、運営・体制の課題	
第6章 大綱・基本方針	74
(1) 大綱	
(2) 基本方針	
一、保存管理	
二、活用	
三、整備	
四、運営・体制	

第7章 史跡の保存管理	76
(1) 保存管理の方向性	
(2) 地区区分	
(3) 保存管理の方法	
(4) 現状変更等の取り扱い	
一、現状変更の対象行為	
二、現状変更等の取り扱い基準	
三、現状変更等の許可が不要な行為	
(5) 追加指定と公有地化の方針	
一、追加指定の方針	
二、公有地化の方針	
第8章 史跡の活用	81
(1) 活用の方向性	
(2) 活用の方法	
第9章 史跡の整備	83
(1) 整備の方向性	
(2) 整備の方法	
第10章 運営・体制の整備	86
(1) 運営・体制の整備の方向性	
(2) 運営・体制の整備の方法	
第11章 施策の実施計画	87
(1) 実施計画	
第12章 進行管理	88
(1) 進行管理の方向性	
(2) 進行管理の方法	
参考文献	89

第1章 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

真壁城跡は常陸平氏一族である真壁氏の居城で、平成6年(1994)10月28日に国史跡の指定を受けた。これに伴い真壁町教育委員会は城跡の整備事業に向けた試掘調査を実施し、平成8年(1996)度に「史跡真壁城跡整備基本計画」「史跡真壁城跡整備基本設計」を策定した。以降、史跡の実態把握のため発掘調査を実施し、それに基づいて整備工事を進めてきた。なお、平成14年(2002)度に「整備基本設計」の改定を行っている。

平成17年(2005)には真壁町と岩瀬町、大和村の合併により桜川市が誕生し事業を継承したが、平成23年(2011)3月11日に発生した東日本大震災の影響によって整備事業の一部延期が行われた。また、発掘調査の進展に伴い「中城」と呼称しているエリアから中世庭園跡の可能性のある遺構群と、それに関連する遺物が検出された。この遺構群は保存状態が良好であり、真壁城跡の性格を理解するうえで重要な発見であった。

こうした状況を受けて既存の計画の見直しを行い、平成27年度(2015)に「史跡真壁城跡整備基本設計—中城—」(以下「H27基本設計」という)を新たに策定した。「H27基本設計」では既存の計画を踏まえつつ新規の知見を反映させて整備の基本方針を示し、中城エリアのゾーニングを行って整備の基本設計を定めた。さらに、「保存活用計画」の章を設け史跡の現状と課題を整理したうえで、史跡指定地及び周辺地域に地区区分を設定して現状変更の方針と基準を示し、保存活用の指針とした。以後、本市では「H27基本設計」に従って発掘調査及び整備事業を進めてきたが、平成30年(2018)の文化財保護法改正により保存活用計画の認定が法律に位置付けられたことを受けて、今後の史跡保存及び整備・活用を推進していくための計画策定を改めて行うこととした。

(2) 計画の目的

本計画では真壁城跡の有する価値を再確認し、保存・活用に関わる課題を整理したうえで、適切な保存管理を実施するための基本方針や現状変更の取り扱い基準を示し、史跡を次世代に継承していくための指針となることを目的とする。

(3) 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたり、外部有識者等による「史跡真壁城跡保存活用計画策定委員会」を設置し、史跡の保存活用における方策や方針について審議や検討を行った。また、文化庁文化財第二課及び茨城県教育庁総務企画部文化課の指導・助言

を得た。

表 1-1 委員会

役職	氏名	所属等	専門分野
委員長	糸賀 茂男	土浦市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場館長	歴史学
委員	石井 文章	桜川市文化財保護審議会会長	地元委員
委員	藤川 昌樹	筑波大学教授	都市計画・建築史
委員	川村 満博	稲敷市教育委員会学校教育指導員	考古学
委員	小森 正明	宮内庁書陵部図書課	歴史学

表 1-2 オブザーバー

所属等
文化庁文化財第二課
茨城県教育庁総務企画部文化課

表 1-3 事務局

氏名	所属等
稲川 善成	桜川市教育委員会教育長
佐谷 智	桜川市教育部長
寺崎 大貴	桜川市教育委員会文化財課課長
越田 真太郎	桜川市教育委員会文化財課課長補佐
荒井 美香	桜川市教育委員会文化財課主事
佐々木 真衣	桜川市教育委員会文化財課主事
金子 健人	桜川市教育委員会文化財課主事（令和7年度～）

表 1-4 委員会の開催経緯

	開催日	協議内容
第1回	令和6年6月24日	保存活用計画の策定について
第2回	令和6年9月30日	第1～2章（案）
第3回	令和6年12月9日	第1～3章（案）
第4回	令和7年3月6日	第1～4章（案）
第5回	令和7年6月30日	第1～5章（案）
第6回	令和7年9月1日	第1～7章（案）
第7回	令和7年10月31日	第1～12章（案）

表 1-5 パブリックコメント

実施日
令和〇年（ ）〇月〇日～令和〇年（ ）〇月〇日

（4）既存計画との関係

史跡真壁城跡の保存活用にあたっては関連施策との連携が重要である。そこで、本計画の策定に際し関連分野の諸計画を一覧し整合性を図ることとする。

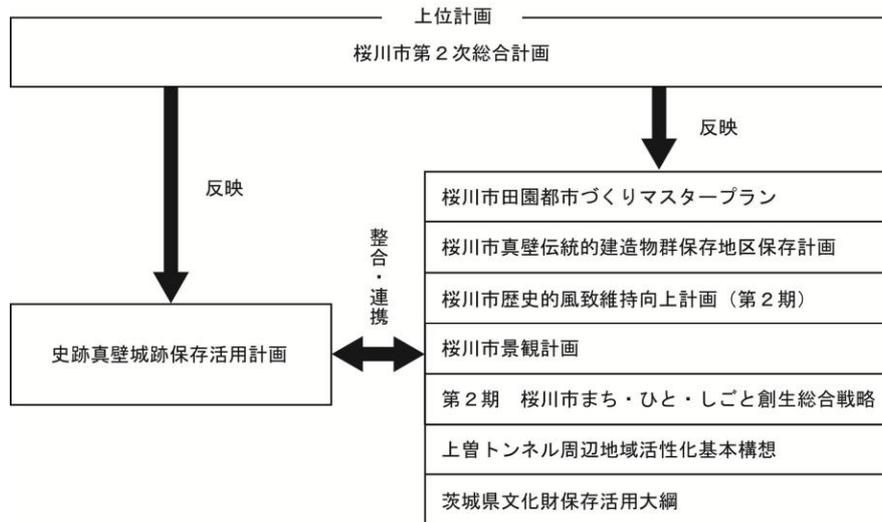


図 1-1 史跡真壁城跡保存活用計画と既存計画との関係

一、「桜川市第 2 次総合計画」

「桜川市第 2 次総合計画」は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための史の最上位計画である。計画では、平成 29 年（2017）度から令和 8 年（2026）度までの 10 年間ににおける本市の将来像を「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち桜川」と定め、以下の 6 つの基本理念を掲げている。

- I. 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり
- II. 学び 生きがいを育む学びのまちづくり
- III. 安心 安全安心な暮らしのまちづくり
- IV. 活力 活力ある産業のまちづくり
- V. 快適 快適な暮らしのまちづくり
- VI. 自治 みんなで築く自治のまちづくり

このうち、II. 学びでは（5）文化財の保存活用として、地域の特徴ある文化資源の保存活用に取り組み、文化財の魅力向上を図るとともに、それらを活かした市民の活動を支援することとしている。活力では（3）観光の振興として、桜川市の豊かな観光資源を生かして、市民が主体となる観光振興の取り組みを進め、交流人口の増大による地域活性化を図る、としている。

統的な町割りと町並み、それらを彩る文化遺産や自然環境を守り伝えるため、住民と行政が協力しながら保存・整備を進め、桜川市の歴史的風致の維持と住民の生活・福祉の向上、ならびに地域の活性化などに資することを目的として「桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画」を策定した。その後平成 22 年(2010) 6 月 29 日には国の重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という）に選定されている。

保存計画では、概ね昭和前期以前に建築され、保存地区の伝統的な特性をよくあらわしている建造物や工作物を伝統的建造物に特定するとともに、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する自然物や土地を環境物件として特定している。そして、住民の理解と協力を得ながら伝統的建造物や環境物件については修理や復旧、その他の建造物については修景などの保存整備事業を進めることとし、その実施にあたっての方向性と基本的な考え方、助成措置などを示している。

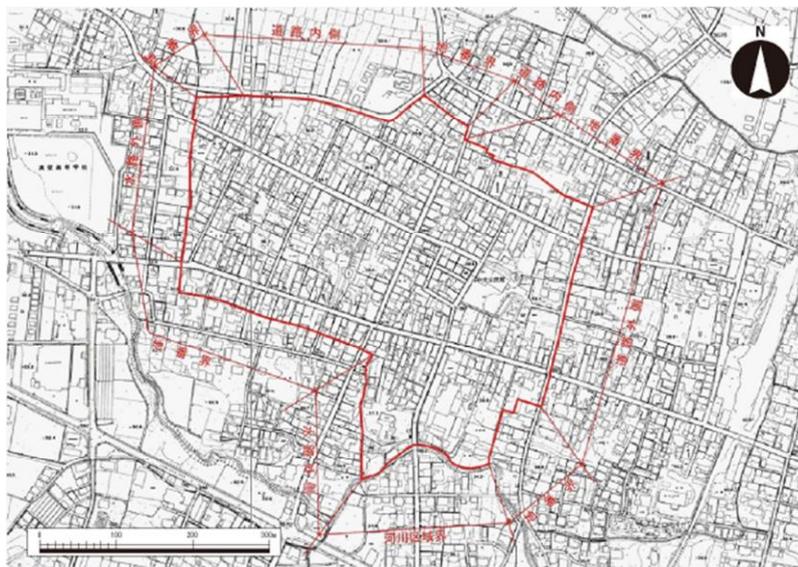


図 1 - 4 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区の範囲

四、「桜川市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」

本市では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）に基づき「桜川市歴史的風致維持向上計画」（通称：「歴まち計画」）を策定し、平成 21 年（2009）3 月 11 日に国の認定を受けた。以来当初計画（計画期間：平成 20～29 年度（2008～2017））の 10 年及び、期間延長を含めた計 13 年間にわたって歴史まちづくりの事業に取り組んできた。さらに令和 3 年（2021）3 月 5 日には第 2 期（計画期間：令和 3～12 年度（2021～2030））の計画認定を受け、引き続き歴史まちづくり事業を推進している。

桜川市歴史的風致維持向上計画では、市内の4つの歴史的風致を取り上げ、更に「在郷町真壁地区」「桜川のサクラ地区」の2か所を重点区域として設定した。このうち「在郷町真壁地区」は、史跡真壁城跡とその城下町に起源をもつ重伝建地区などを範囲に含んでいる。

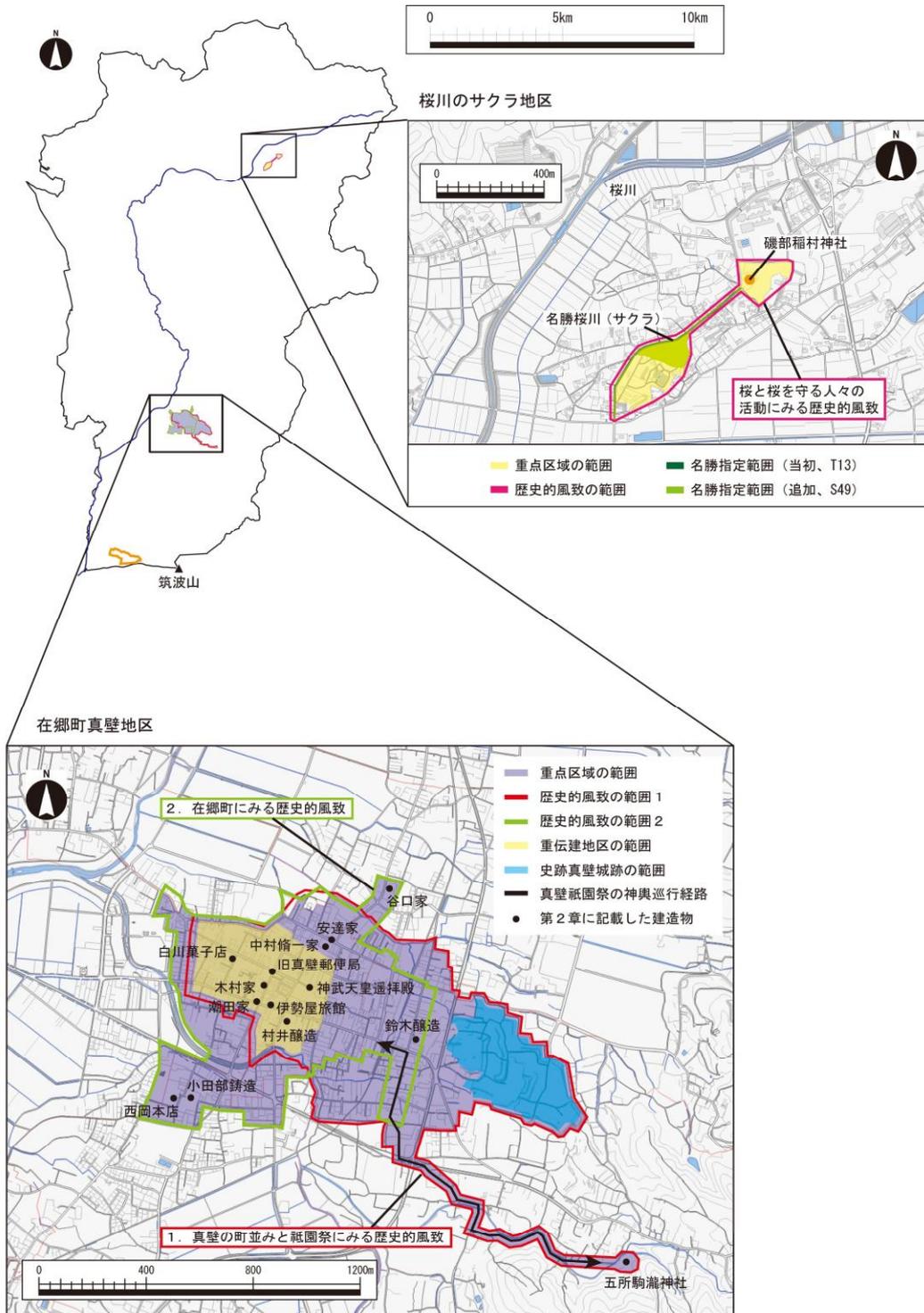


図 1 - 5 桜川市歴史的風致維持向上計画における重点区域の範囲

五、「桜川市景観計画」

本市では、景観法及び桜川市景観まちづくり条例に基づき、令和4年度(2022)に「桜川市景観計画」を策定している。

景観計画では桜川市の景観特性や現状と課題を整理し、良好な景観の形成に関する市の方針を明らかにするとともに、その実現のために必要となる景観まちづくりのルールを定めている。計画区域は史跡真壁城跡を含む市全域で、特に史跡に隣接する真壁市街地は「景観形成真壁重点地区」に指定している。

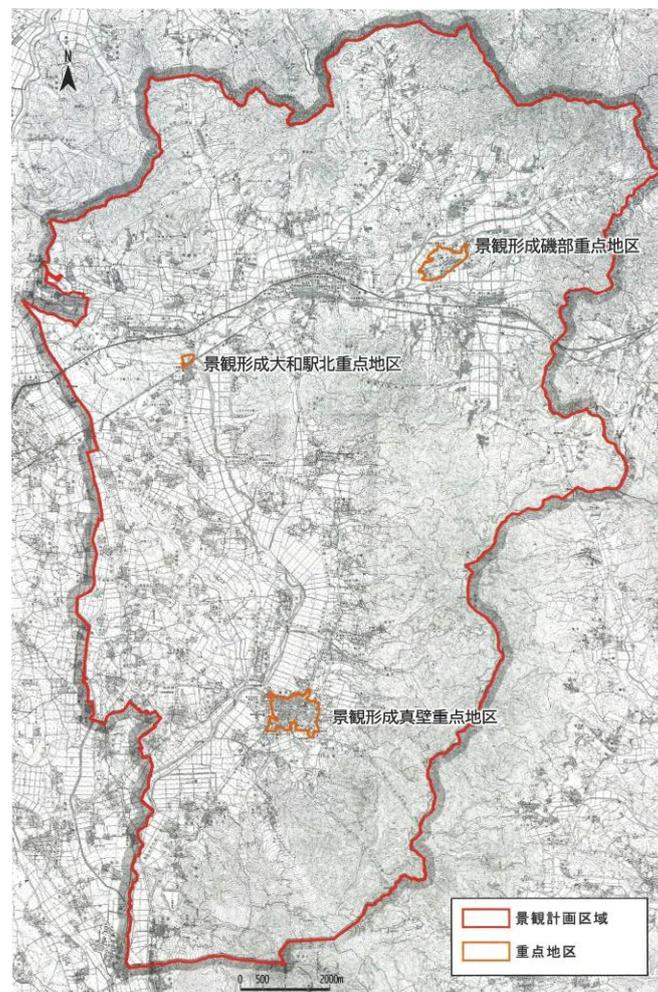


図1-6 景観計画区域計画図

六、「第2期 桜川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

桜川市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定したもので、令和2年(2020)に第2期計画を定め、計画期間を令和2年度(2020)から令和8年度(2026)としている。

総合戦略では訪れたい、住み続けたいと思えるような地域をつくるために、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に

活かし、地域に付加価値を持たせることで、魅力的な地域づくりを進める必要があるとしている。その中で事業の一つとして、歴史資産の洗い出し調査を行い、案内表示や説明版、駐車場の充実、AR アプリの導入を検討するなどの歴史資産活用促進事業が掲げられている。

七、「上曾トンネル周辺地域活性化基本構想」

筑波山の北側、本市と石岡市間にある上曾峠を通過する主要地方道石岡筑西線は、道路が狭隘で冬季には路面凍結等により通行規制が行われることも多くあることなどから、峠の下を新たなトンネルで繋ぐ幹線整備事業が平成30年（2018）から開始された。この上曾トンネルは令和7年度（2025）に開通し、今後は交通量が開通前の約4倍に増加すると見込まれている。

本市では上曾トンネル開通が物流や災害時の交通の円滑化に寄与するとともに、アクセス向上により市への来訪者・観光客の増加を図ることが可能であると考えており、周辺地域の魅力を高め活性化を図り、新たなまちづくりを進めることを目的として「上曾トンネル周辺地域活性化基本構想」を策定している。

この上曾トンネルの桜川市側出入口及び取り付け道路が史跡真壁城跡の南を通過することから、基本構想では真壁城跡の南側にゲートウェイ機能を設置し、史跡真壁城跡と重伝建地区の保存活用に関する取り組みと連携することで、交通量の増加を通過交通ではなく来訪者増に繋げることが構想されている。



図1-7 上曾トンネル周辺地域活性化基本構想における地域の将来像

九、「茨城県文化財保存活用大綱」

茨城県は、県内の文化財の総合的な保存・活用の具体的推進を図るため、令和2年（2020）に「茨城県文化財保存活用大綱」を策定している。

大綱は、文化財の保存活用に関する様々な取組が円滑に進むよう、各市町村や所有者等が、市町村の文化財保存活用地域計画や個別文化財の保存活用計画を作成・推進する際の基本的な考え方や留意事項などについて、茨城県の指針を示したものである。

(5) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は史跡真壁城跡の指定地内であるが、周辺の文化財や自然景観も考慮に入れた計画策定を行い、関連する他の計画範囲とも整合させながら範囲設定を行った。なお、地区区分については第7章で詳述する。

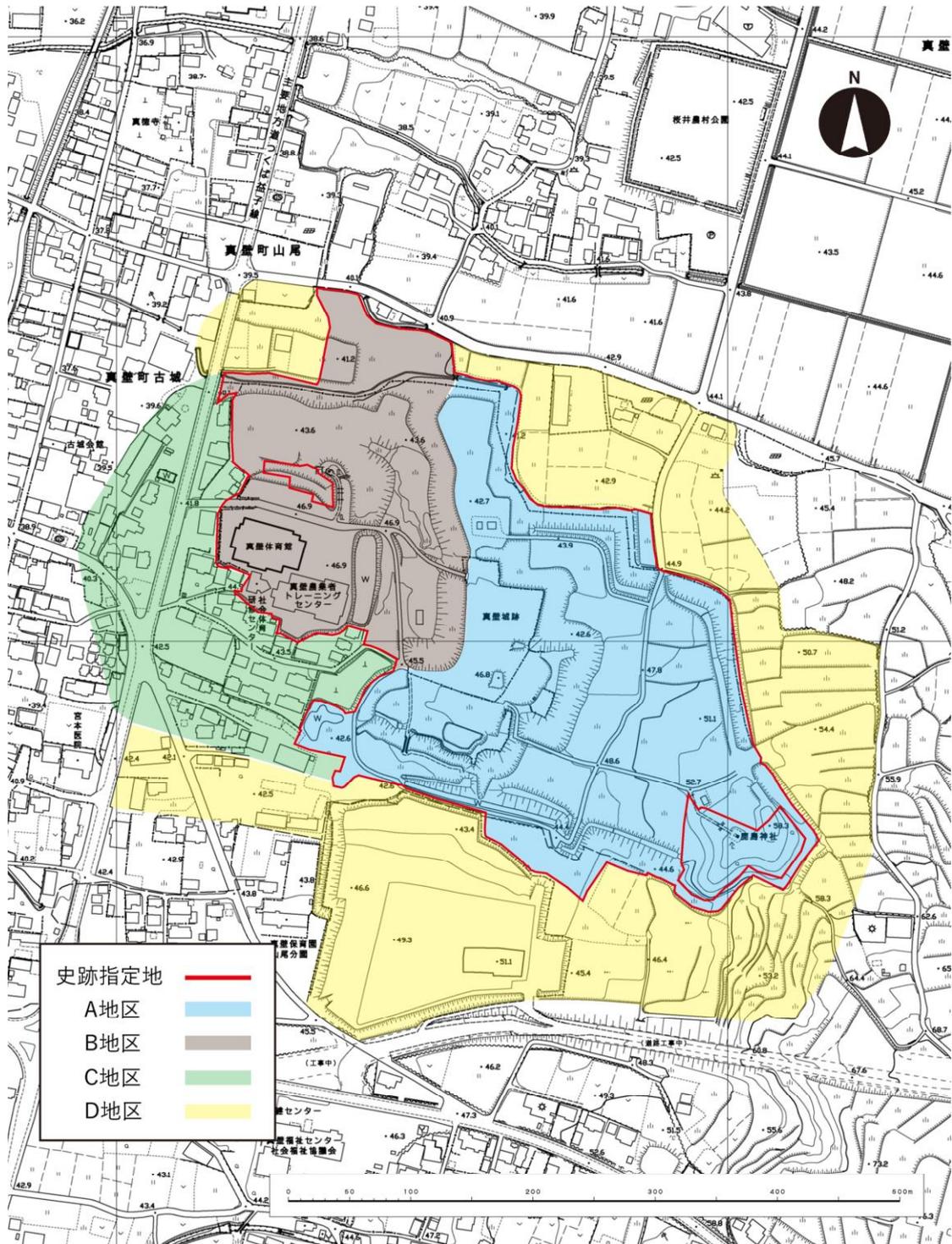


図1-8 計画の対象範囲

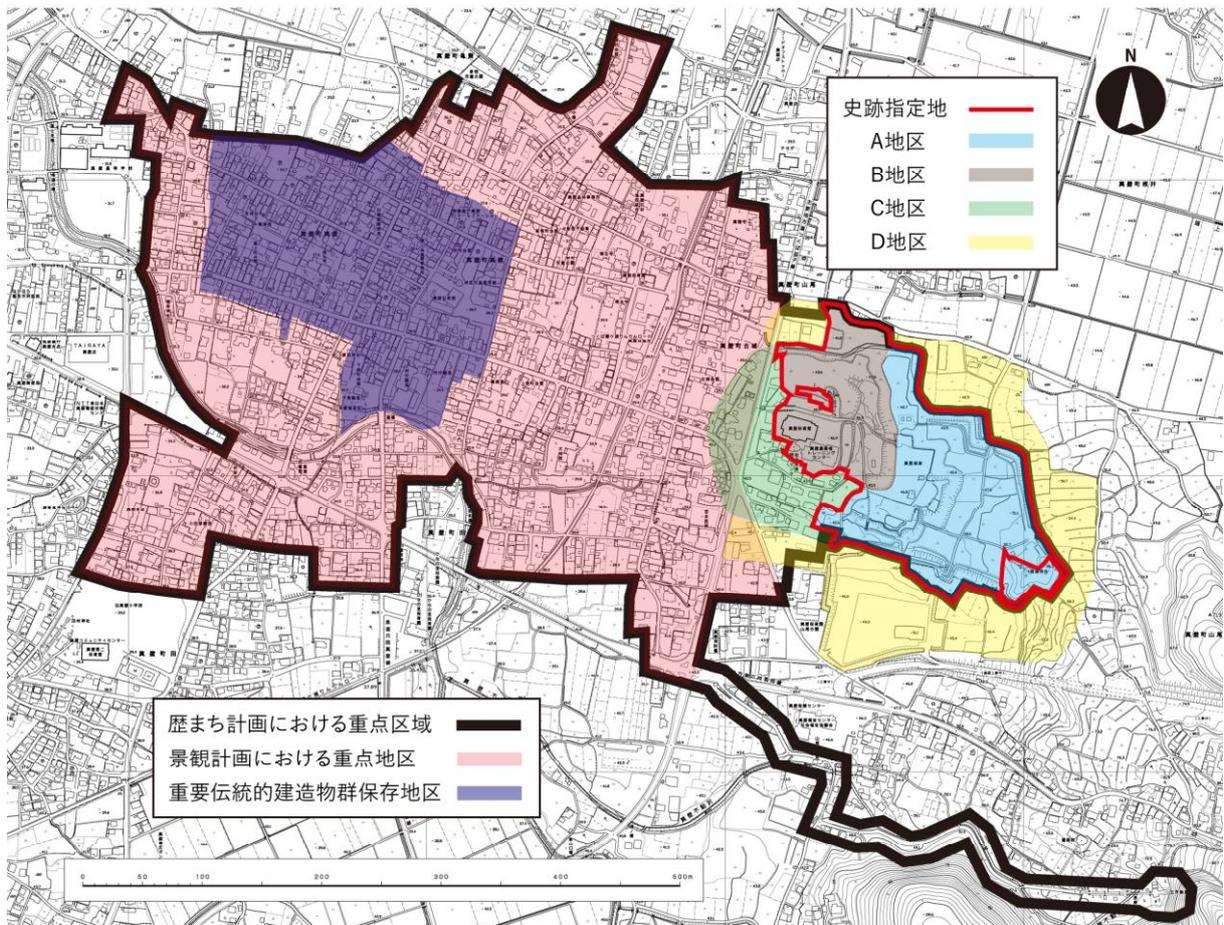


図 1 - 9 史跡真壁城跡保存活用計画と既存計画との関係図

(6) 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年（2026）4 月 1 日から令和 23 年（2041）3 月 31 日までの 15 年間とし、令和 8 年度から 12 年度（2030）までの 5 年間をⅠ期計画、13 年度（2031）から 17 年度（2035）までの 5 年間をⅡ期計画、18 年度（2036）から 22 年度（2040）までの 5 年間をⅢ期計画と位置付ける。

Ⅱ・Ⅲ期計画はⅠ期計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを検討するとともに、計画実施中に社会情勢の変化等により本計画を修正する必要がある場合には柔軟に対応する。

第2章 史跡周辺の環境

(1) 桜川市及び史跡真壁城跡の位置

本市は茨城県の西部に位置し、市域面積は180.06 km²、東西に約13.8 km、南北に約20.9 kmの広さを有している。北は栃木県茂木町、同県益子町、同県真岡市、東は茨城県笠間市、同県石岡市、南は同県つくば市、西は同県筑西市に接している。東京からの距離は約80km。史跡真壁城跡は、市の南部真壁地区に位置している。

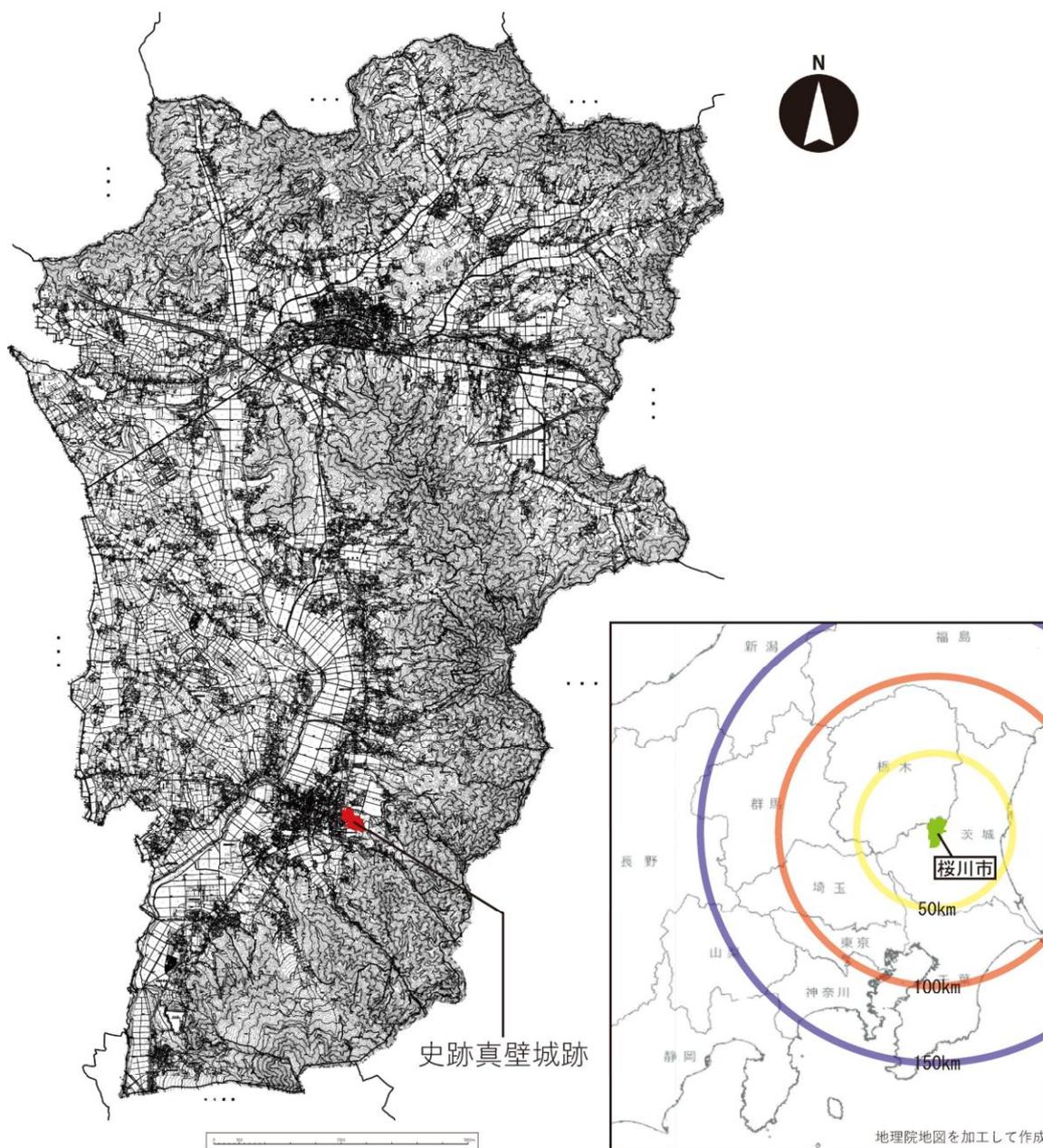


図2-1 桜川市及び史跡真壁城跡の位置図

(2) 自然的環境

一、地形・地質・水系

本市の東部および北部には八溝山地に属する筑波山（標高 877m）、足尾山（標高 627.5m）、加波山（標高 709m）、高峯（標高 519.6m）、雨巻山（標高 533.3m）などが所在し、市の北部は山に囲まれた盆地状の地形（岩瀬盆地）となっている。

市内を流れる主要な河川は桜川（流路延長約 63km）で、市の北東部の山中を水源とし西に 10km ほど流れてから南へ向きを変え、霞ヶ浦にそそいでいる。桜川の東側に連なる山地から流れる小河川的作用によって桜川左岸（東岸）には沖積層が広がり、起伏の少ない桜川右岸（西岸）は標高約 40～50m の台地が広がっている。

地質的には、市北部の山地は砂岩・泥岩などからなるジュラ紀付加体（海洋プレート上の堆積物）が見られ、砂利の採掘などが行われている。それに対し市東部の山地は花崗岩が主体で、古代より古墳の石棺材や石灯籠などへの石材利用が盛んである。南部の筑波山頂周辺では斑れい岩が主体となっている。

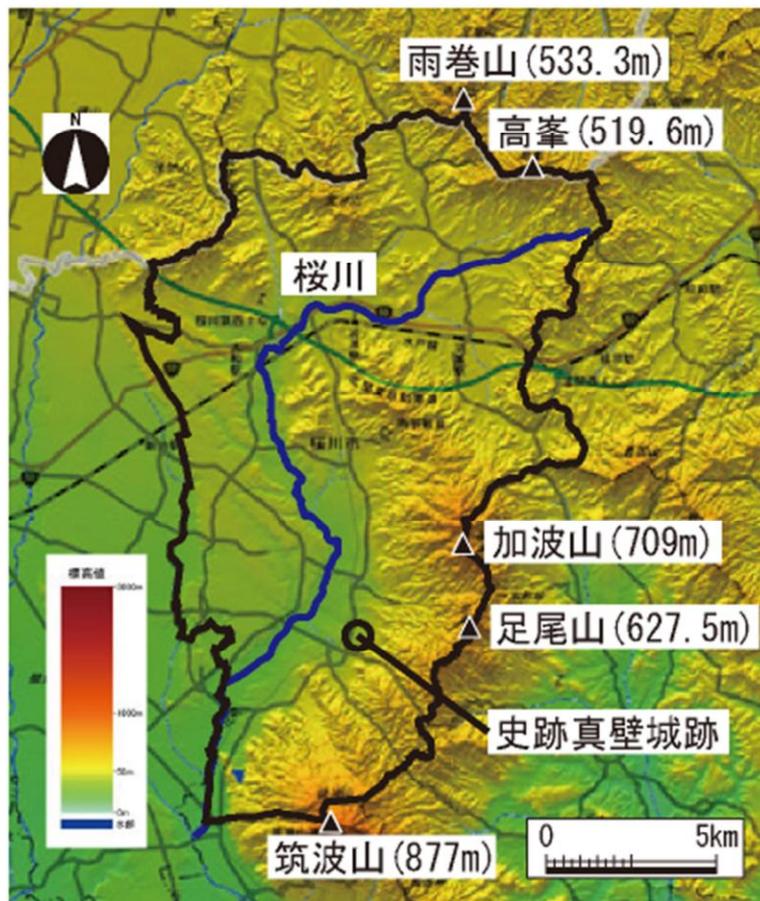
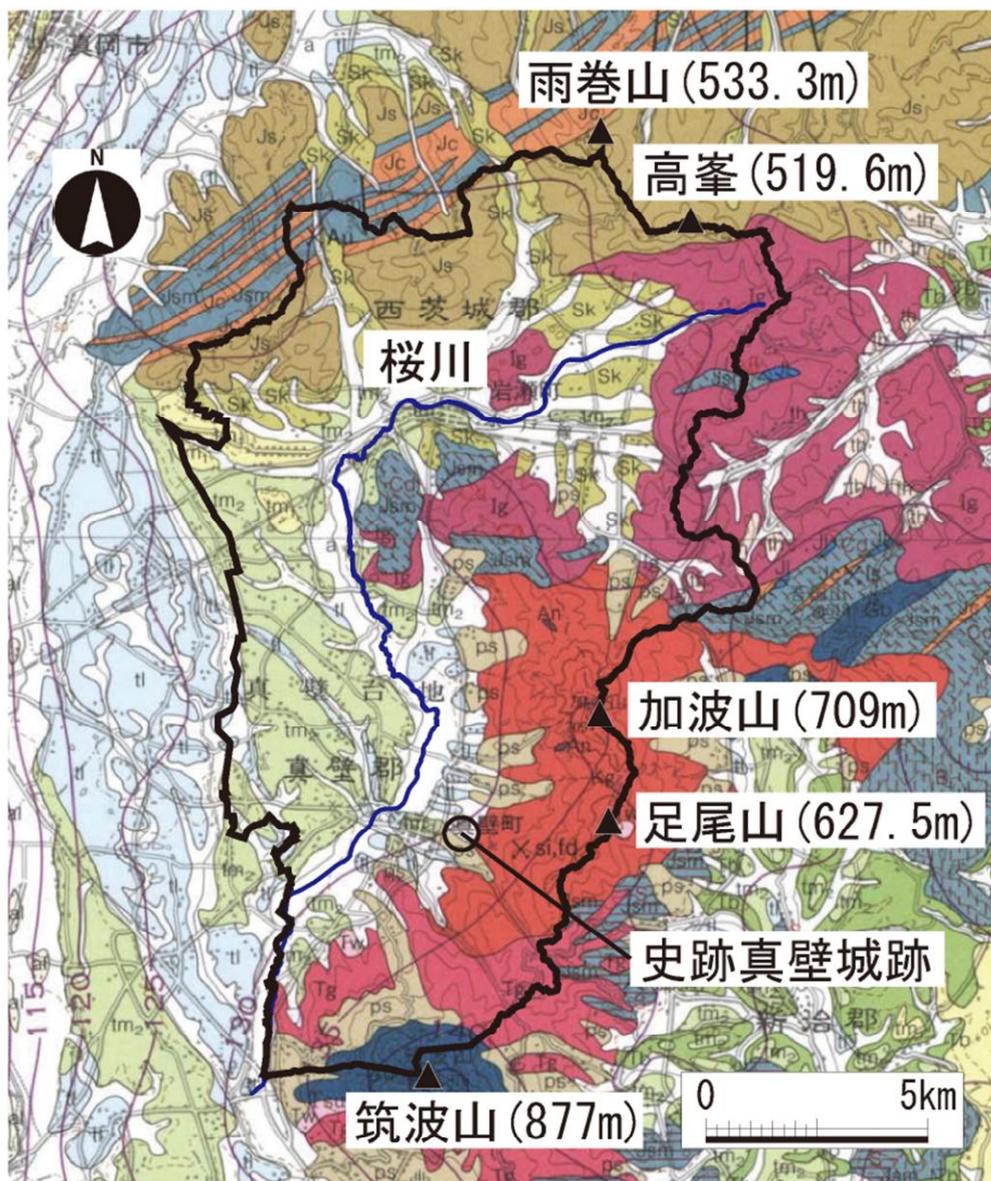


図 2 - 2 桜川市の地形・標高・水系図

地理院タイル（デジタル標高地形図 茨城県【技術番号 D1-No.838】）を加工して作成



凡例	種別	地質時代
ps	巨礫及び砂	後期更新世～完新世
tl	礫、砂及び泥	後期更新世
tm2	砂、礫及び泥	
tm1	砂、泥及び礫（主に海成）	
Tb	砂、泥及び礫（主に海成）	中期更新世
Sk	礫、砂及び泥	
Kg	中粒黒雲母花崗岩及び細粒白雲母含有黒雲母花崗岩	後期白亜紀～前期古第三期
Ig	粗粒角閃石含有黒雲母花崗閃緑岩及び中 - 粗粒角閃石黒雲母花崗閃緑岩	
Gb	かんらん石斑れい岩、角閃石斑れい岩、斜長岩、コートランタイト及びスペッサルタイト	
Js	砂岩（泥岩を挟む）	ジュラ紀
Jsm	砂岩泥岩互層、泥岩、珪質泥岩及び混在石	
Jc	チャート	

図 2 - 3 桜川市の地質図

出典：20 万分の 1 地質図幅「水戸」（第 2 版）（吉岡ほか）

https://www.gsj.jp/data/200KGM/JPG/GSJ_MAP_G200_NJ5424_2001_200dpi.jpg を加工して作成

二、気象

本市は茨城県の西部に位置し、内陸的な気候で、夏季は30℃を超える日もある一方、冬季は氷点下になる日もある。気象庁の統計には本市の地点データがないため、約10km西方に位置し、本市と似た地理的条件下にある茨城県筑西市における、令和2年（2020）～令和6年（2024）の気象データから見ると、年平均気温は15.3℃、年間降水量は1,216.7mmである。

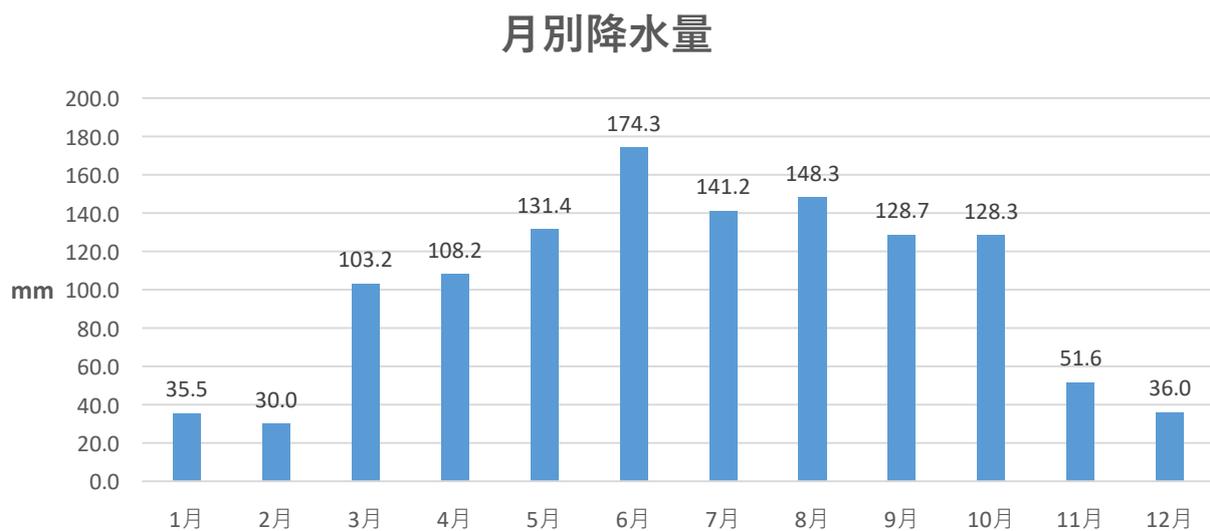
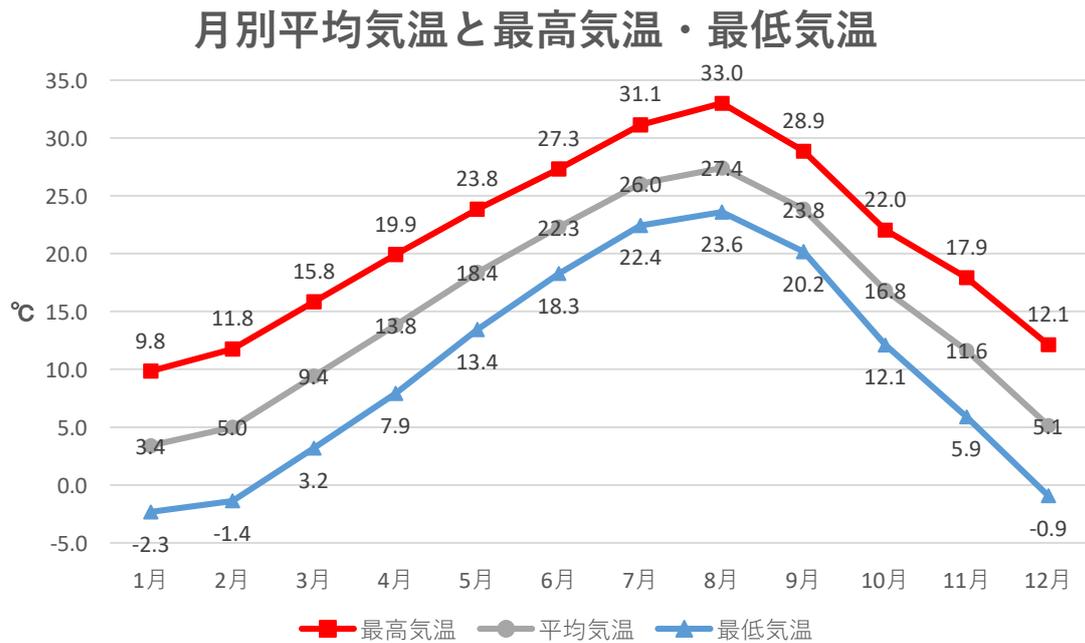


図2-4 茨城県筑西市の月別平均気温と最高気温・最低気温、月別降水量
気象庁の令和2年（2020）～令和6年（2024）データをもとに作成

(3) 社会的環境

一、人口動態

本市の人口は平成7年（1995）に51,972人とピークを迎えたが、それ以降減少に転じ、令和2年（2020）には39,122人となっている。年齢別区分で見ると、総人口に占める0～14才の割合が昭和60年（1985）には21.8%であったものが、令和2年（2020）には10.2%となる一方、65才以上の割合は同じく13.1%から34.4%と増加しており、少子高齢化が進んでいることが分かる。

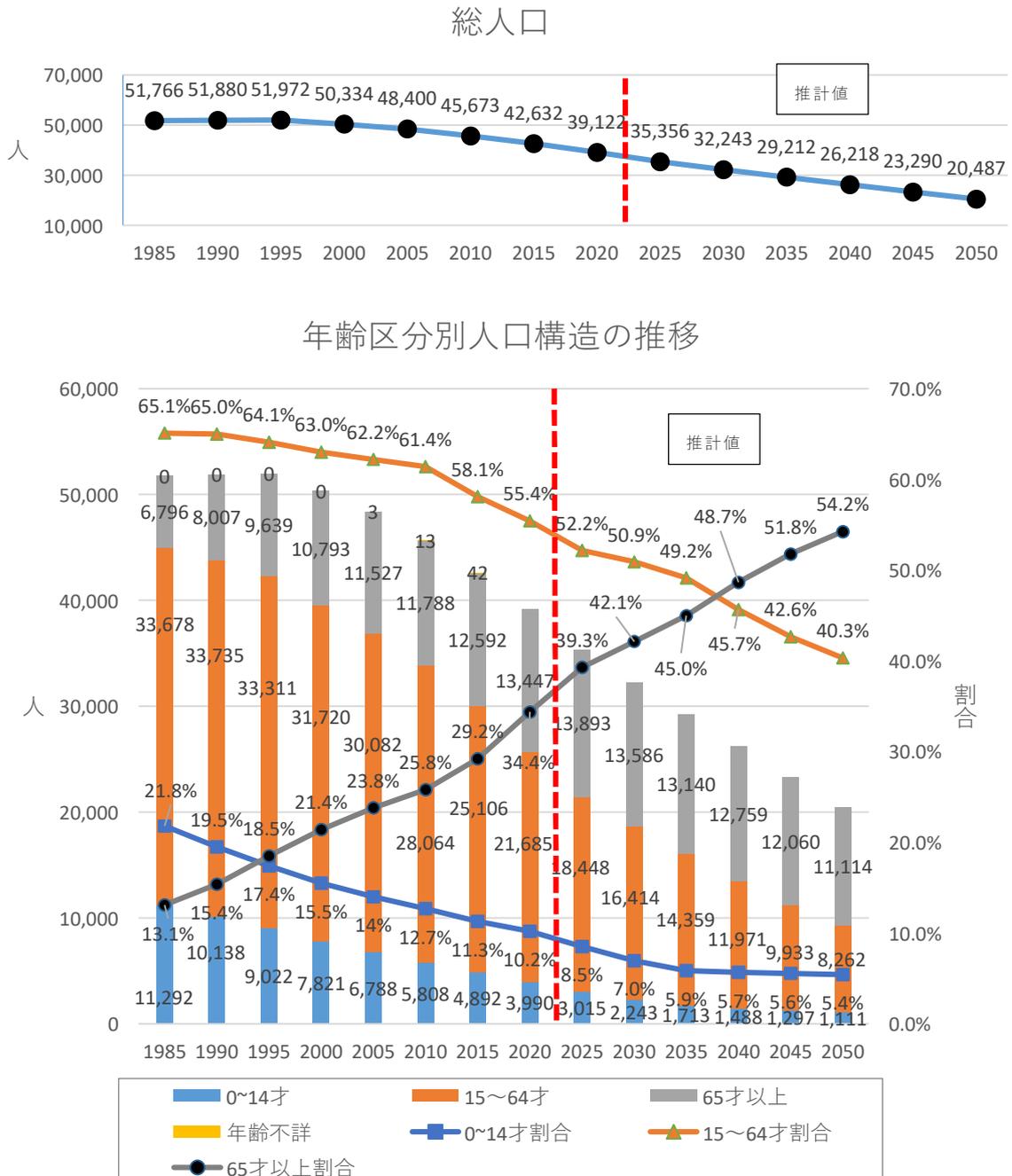


図 2 - 5 桜川市の人口動態

(資料：国勢調査(～2020年)、国立社会保障・人口問題研究所(2025年～))

二、産業

本市の就業者総数は令和2年（2020）時点で19,341人であり、産業別にみると第1次産業は1,341人（6.9%）、第2次産業は6,487人（33.5%）、第3次産業は10,864人（56.2%）となっている。割合の推移をみると、第1次産業が平成12年（2000）に9.8%であったものが、令和2年（2020）に6.9%、第2次産業が同じく43.7%が33.5%と減少しているのに対し、第3次産業は46.1%から56.2%と増加していることが分かる。

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業者総数
平成12年 (2000)	2,451	10,945	11,564	99	25,059
平成17年 (2005)	2,172	9,564	11,802	354	23,892
平成22年 (2010)	1,639	7,988	11,663	467	21,757
平成27年 (2015)	1,515	7,620	11,600	395	21,130
令和2年 (2020)	1,341	6,487	10,864	649	19,341

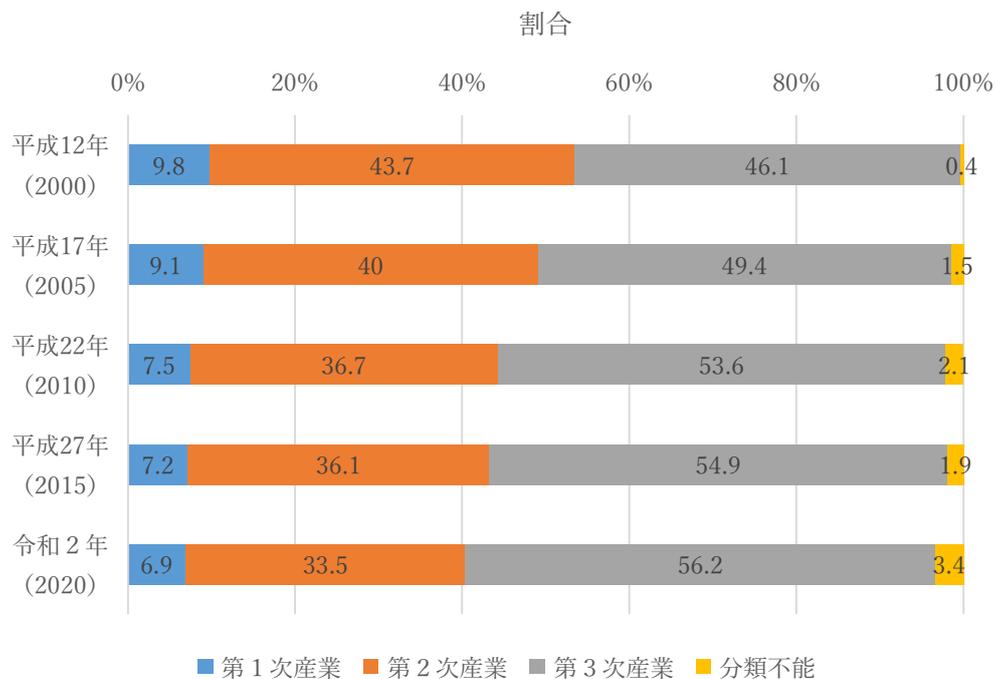


図2-6 桜川市の産業別就業人口の推移（単位：人、資料：国勢調査）

三、交通

本市における広域的な交通網としては、市北部を東西に横断するものとして北関東自動車道（群馬県高崎市～茨城県ひたちなか市）、国道50号（群馬県前橋市～茨城県水戸市）、JR水戸線（栃木県小山市～茨城県笠間市）がある。市南部を東西に横断するものとしては主要地方道石岡筑西線があり、山間部の峠の下を貫通するトンネル（上曾トンネル）が、令和7年（2025）9月に開通した。

南北方向の主要な道路としては茨城県道41号つくば益子線があり、路線バスが本市と茨城県つくば市の間を運行している。また、かつては茨城県土浦市と本市を結ぶ筑波鉄道が運行していたが、昭和62年（1987）に廃線となった。廃線跡は現在、茨城県道501号桜川土浦自転車道（愛称「つくば霞ヶ浦りんりんロード」）となり、自転車道として活用され、令和元年（2019）にナショナルサイクルルートに指定された。



図2-7 桜川市の主要な交通網

四、観光

本市は数多くの歴史遺産や豊かな自然に恵まれており、それらを求めて訪れる観光客も多い。主な観光資源としては、重要伝統的建造物群保存地区となっている真壁の町並みや史跡真壁城跡などの歴史的建造物や史跡、雨引山楽法寺（雨引観音）や施無畏山小山寺（富谷観音）、磯部稲村神社などの寺社があるが、近年は名勝桜川（サクラ）を中心として里山に広がるヤマザクラの風景や、筑波山から加波山・足尾山などを縦走する登山ルートなどの自然資産も注目を集めている。

イベントとしては、前述の真壁の町並みを舞台として平成15年（2003）より行われている真壁のひなまつりが最も著名である。これは一般市民が自らの家屋や店舗などにひな人形を飾って来訪者を迎えるもので、現在は約160件の展示が行われており、歴史的建造物の残る昔懐かしい景観とひな人形が相まって、例年10万人程度の観光客が訪れている。

市全体の観光客入込数としては平成23年（2011）に発生した東日本大震災の影響により一時期落ち込んだ。その後被災した歴史的建造物の復旧が進み、ヤマザクラの保全・広報活動などの影響もあって復調傾向にあったが、令和2年（2020）以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に落ち込んでいる。近年はやや持ち直しているが、コロナ禍以前の数値には戻っていない。



図2-8 桜川市全体の観光客入込数の推移

(4) 歴史的環境

一、原始時代

1) 旧石器時代

桜川市域で人類が生活を始めたのは、金谷遺跡出土の石器や、磯部地区で採集された長さ約 15cm の硬質頁岩製尖頭器（槍の先につける石器）などから、後期旧石器時代後半期～縄文時代草創期（約 29,000～12,000 年前）まで遡ると考えられる。特に硬質頁岩は東北地方の日本海側でしか採れない石材で、広い範囲を行動していた人々が市内にも立ち寄っていたことが分かる。



図 2-9 硬質頁岩製尖頭器

2) 縄文時代

縄文時代には定住が開始され、犬田神社前遺跡や北田遺跡などから集落の跡が見つかっている。北田遺跡からは縄文時代中期から後期（約 5,500～3,300 年前）の竪穴住居跡が出土しており、多くの竪穴住居跡から炉（火を使って煮炊きをなどをする場）の回りに石を並べた石組炉が発見された。石組炉は茨城県の県北地域や栃木県の南部に多く見られるが、本市の所在する茨城県西部や南部では少なく、他地域との交流が推定されることに加え、石組炉に使用されていた石材がほぼ全て地元産の花崗岩であったことから、近隣で豊富にとれる石材を上手く利用していた事例であると考えられている。



図 2-10 北田遺跡出土石組炉

3) 弥生時代

弥生時代になると遺跡数が減少し調査件数も少なくなるが、青木北原遺跡からは中期前半（約 2,400～2,200 年前）の弥生土器の壺が出土しており、貴重な成果となっている。



図 2 -11 青木北原遺跡出土壺

二、古代

1) 古墳時代

古墳時代になると、大和朝廷の影響が当地方にも及ぶようになり、支配者の象徴として古墳が造られるようになる。桜川市域で確認できる古墳は 300 基を超え、特に市の北部、岩瀬盆地に集中している。

岩瀬盆地の中央部にある長辺寺山西麓に位置する狐塚古墳は、県内でも事例の少ない前期（4 世紀）の前方後方墳（墳丘長 44m）で、発掘調査により銅鏃や短甲などが出土している。

長辺寺山の頂上にある長辺寺山古墳は、発掘調査は行われていないものの、墳丘長 120m と推定される県内有数の規模を誇る前方後円墳で、前期末～中期初頭（4 世紀末～5 世紀前半ごろ）の築造と考えられている。

中期（5 世紀）の事例は少ないが、岩瀬盆地東部の加茂 B 古墳群や、真壁地区にある北椎尾天神塚古墳などの調査事例がある。

岩瀬盆地西部の山ノ入古墳群は、眼下に平野を見渡せる尾根上にある 23 基以上の古墳からなる古墳群で、中心となる第 2 号墳は後期末（6 世紀末）に作られた、市内で確認できる最後の前方後円墳（墳丘長 25.3m）である。墳丘の表面には市内では唯一、県内でも非常に珍しい葺石が残存していることや、直径 90cm 前後の須恵器大甕が 10 数個体出土していることなどから、かなりの有力者が葬られていたと考えられている。



図 2 -12 山ノ入古墳群全景（北から）

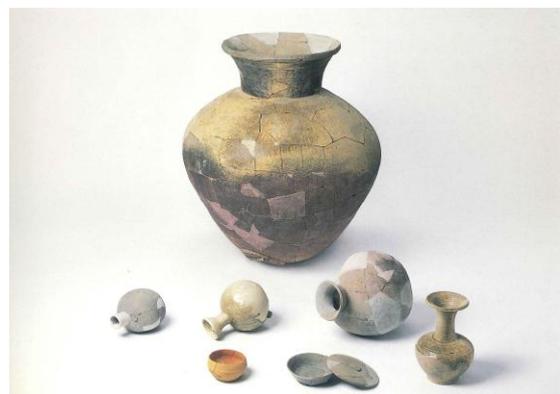


図 2 -13 山ノ入古墳群出土遺物

終末期（7世紀中ごろ）に属する花園古墳群第3号墳は、岩瀬盆地南東部に位置し、横穴式石室内に壁画が描かれた貴重な古墳であったが、現在は破壊され残存していない。壁画は白色粘土を下地に、朱と黒で直線や円、槍や鉾、鞆（矢を入れて背負う道具）と思われる武具などが描かれていた。

これらの古墳の大きさや分布、出土した遺物などから古墳時代の桜川市域には岩瀬盆地中央から東部を本拠地とする勢力と、岩瀬盆地西部を本拠地とする勢力が存在していたことが推定されている。

7世紀中ごろになると全国的に地方制度が整えられ、桜川市域は北部が常陸国新治評（のちに新治郡）、中・南部が同白壁評（のちに白壁郡）となった。

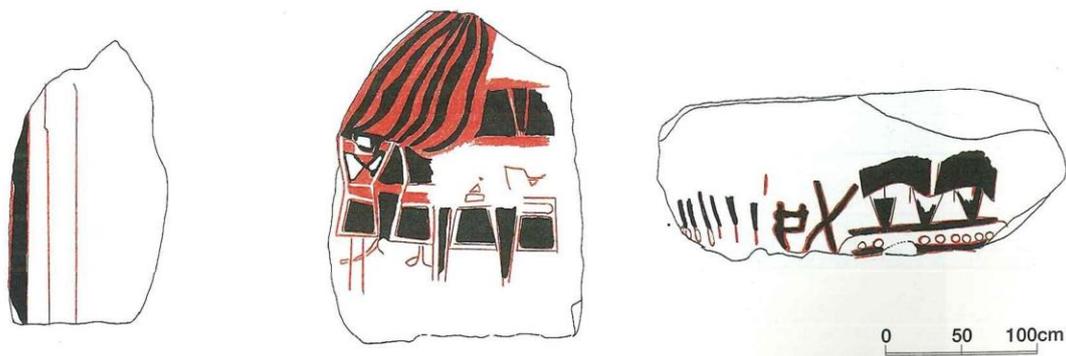


図 2-14 花園古墳群第3号墳壁画

2) 奈良時代～平安時代

日本各地に設置された郡の中心となる役所のことを郡衙といい、新治郡衙は戦前に行われた発掘調査により本市に隣接する筑西市古郡に置かれていたことが判明している。同時期の発掘調査により、新治郡衙に隣接した同市久地楽に置かれていた郡寺とみられる新治廃寺も発見されている。

新治廃寺の東方約1 kmにある本市の上野原には、寺院の屋根に葺かれていた瓦を焼いていた窯跡である上野原瓦窯跡が所在しており、郡衙や廃寺と同じく発掘調査が行われ、新治廃寺とともに国指定の史跡となっている。新治郡衙・新治廃寺・上野原瓦窯跡の周辺は、当時の物資や文化が集まり、地域の中心地であったと考えられる。

本市の中・南部は白壁郡と呼ばれていたが、延暦4年（785）に白壁郡から真壁郡へと改められた。この「真壁」という地名は以後現代まで引き継がれている。真壁郡衙がどこに置かれていたかについては諸説あるが、本市の真壁町下谷貝に所在する谷貝廃寺（長者池遺跡）の周辺にあったとする説が有力である。谷貝廃寺以外にも市内にはいくつかの古代寺院があったことが分かっており、真壁町山尾の標高262mの山中に所在する権現山廃寺からは金堂や講堂の礎石、塔の露盤石などが出土している。権現山廃寺のような山中の

寺院を山岳寺院というが、市内に現存する施無畏山小山寺や椎尾山薬王院からは古代に遡る古瓦が採集されており、古代山岳寺院の所在地のうちのいくつかは現代まで寺院敷地として継承されてきたことが推測される。関東平野の北東端に位置する本市には、筑波山から連なる山脈があり、平野を見渡す山中に僧侶の修行場が作られ、のちに寺院化していったものと考えられる。

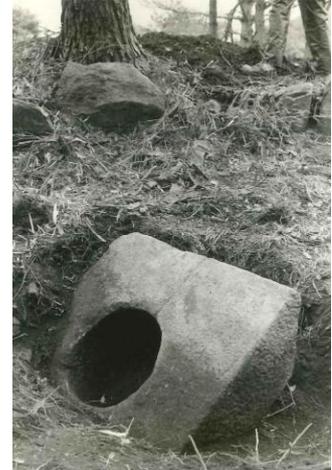


図 2 -15 谷貝廃寺出土軒丸瓦（左）

図 2 -16 谷貝廃寺出土軒平瓦（中央）

図 2 -17 権現山廃寺出土塔路盤（右）

平安時代の末期になると全国的に武士が台頭し始め、当地方でも武士の活動が活発化する。真壁郡では常陸平氏の一族、平長幹が真壁郡司（郡の長官）の役職を得て進出したものとみられ（一説に承安2年（1172））、土地の名前を取って真壁氏と名乗るようになる。

北部の古代新治郡域は、このころ東郡・中郡・西郡の3つに分かれ、本市域は中郡に属していた。この中郡を本拠地としていた中郡氏は、長寛2年（1164）に三十三間堂で知られる京の蓮華王院に中郡荘を寄進している。

三、中世

1) 鎌倉時代～南北朝時代

源頼朝が鎌倉幕府を開くと、真壁氏も御家人として編成され『吾妻鑑』にも登場している。真壁氏は中世真壁郡の大半（本市の中・南部）で地頭職を手にし、在地支配を行った。本市北部の中郡荘では中郡氏が没落し、幕府の有力御家人である安達氏が地頭となり、更には北条氏などへ支配が移っている。

鎌倉幕府が滅亡し南北朝の内乱が起こると常陸国も戦乱の舞台となった。南朝方の重鎮である北畠親房が、小田城（つくば市）や関城（筑西市）に入り、周辺の武士に援軍を求めながら北朝と争うなかで、真壁氏の当主幹重も南朝方として活躍していたが、興国4年／康永2年（1343）に親房が北朝方の高師冬に敗れ常陸国を脱出すると、幹重も北朝方へ降った。この戦乱の中、真壁氏の庶子である長岡氏は兄弟が両朝に分かれて戦っている。

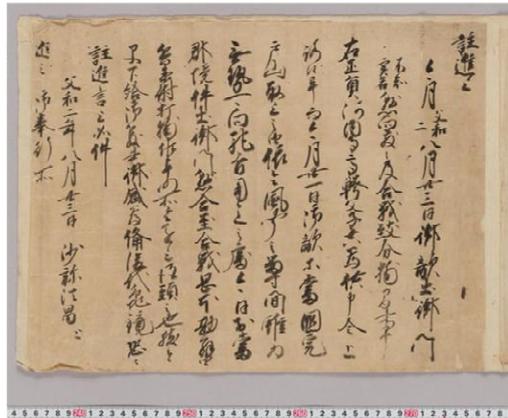


図 2-18 真壁長岡古宇田文書『沙弥法昌注進状案』

2) 室町時代～安土桃山時代

室町幕府は東国統治のために鎌倉に鎌倉府を置き、東国の領主層はその指揮下に置かれた。真壁氏も鎌倉府に従い、応永 24 年（1416）の上杉禅秀の乱には鎌倉府方として参戦している。将軍の座を狙う鎌倉府の足利持氏と京の幕府との対立が深まると、幕府は東国に反鎌倉府勢力を育成して鎌倉府を牽制した。真壁氏は幕府方に付き、「京都扶持衆」と呼ばれた。同じ京都扶持衆である小栗氏は鎌倉府からたびたび討伐を受け、真壁氏も小栗氏に味方したため応永 30 年（1423）に鎌倉府から討伐を受け、当主秀幹は戦死、その子は行方不明となった。

所領を没収され没落を余儀なくされた真壁氏は、庶子の朝幹が鎌倉府に臣従を誓い旧領回復を図る。一方、前当主秀幹の子と名乗る氏幹は庶子や家臣団の一部を味方につけて、永享 11 年（1439）に家督権の訴訟を起こすと、一族や家臣団を二分しての争いとなった。長禄 3 年（1459）にようやく勝利を収めた朝幹は、鎌倉府を継承した古河公方との結びつきを強め安定を図った。晩年の朝幹は子らに対し要害を強固にして防衛に備えること、兄弟は協力して家を守ることを記した置文（遺言書）を残している。真壁氏の居城である真壁城は、発掘調査の成果により 15 世紀中ごろから現在地に築城され始めたことが分かってきており、朝幹の置文との関連も注目される。

15 世紀には日本各地で内乱が頻発して戦国の世となり、常陸国でも合戦が繰り返された。16 世紀半ば以降は上杉氏、北条氏、佐竹氏ら戦国大名を軸に北関東の覇権争いが続き、国人領主や国衆と呼ばれる中小の武家も一族の支配を強固にして時勢を読み、生き延びていかなければならず、連歌や茶の湯など文化的な場も武家間の情報交換、交渉の場として活用された。

真壁氏は南に隣接する小田氏との対抗関係から、常陸国北部を本拠地とする佐竹氏との連携を強めていった。この時期の当主であった久幹は、次男に佐竹義昭から一字を受けて義幹と名乗らせ結びつきを深め、永禄 12 年（1569）

には筑波山北側の手這坂合戦で佐竹方として小田氏を打ち破り、真壁郡外にも領地を広げている。この久幹や長男の氏幹の時期に真壁城の城下へ家臣団を集住させて統率を強め、商工業者を集めて町場を形成していったと考えられる。

天正 18 年（1590）に豊臣秀吉が全国を統一すると、佐竹氏は常陸国の支配を任せられ、佐竹氏と真壁氏の関係は同盟関係から主従関係へと変わっていった。文禄元年（1592）の朝鮮出兵（文禄の役）では佐竹氏から命じられて氏幹が肥前名護屋城（現佐賀県唐津市・玄海町）へ参陣している。

慶長 5 年（1600）に行われた関ヶ原の合戦において、佐竹氏は石田三成に近く、徳川方へ参陣しなかったこともあって、慶長 7 年（1602）に出羽国秋田（現秋田県秋田市周辺）へ国替えとなった。真壁氏も少数の家臣のみを連れて秋田に移り、400 年におよぶ真壁氏の支配は終了した。



図 2-19 猪絵旗指物

（市指定有形文化財（歴史資料）『真壁家資料一括』中の一つ）

四、近世

真壁氏の退出に伴って真壁城は廃城、徳川氏の検地によって旧城内は古城村、城下町は町屋村に分割された。このうち町屋村は真壁町と通称され、町場として発展していくこととなる。真壁町を中心とする真壁郡は数年の徳川氏直轄領期を経て、慶長 11 年（1606）に浅野長政の領地となった。長政は豊臣政権下では五奉行の一人として数えられていたが、関ヶ原の合戦では徳川方について戦功をあげた。共に戦功をあげていた長政の長男幸長は、すでに紀伊国（現和歌山県）で 37 万 6560 石を領しており、真壁領は長政の隠居料として与えられたもので、軍役負担はなく家臣も少なかった。長政は江戸で生活しており、真壁には住まなかったが領内の検地を実施している。慶長 16 年（1611）に長政が死去すると、桜井村（現真壁町桜井）の照明寺に葬られ、長政の法名「伝正院殿功山道

忠大居士」にちなんで寺の名前も「伝正寺」と改称された。

長政の跡は下野国真岡 2 万石を領していた三男の浅野長重が継いで、真壁藩 5 万石が成立した。長重は真岡時代の家臣団を母体として、真壁氏の旧家臣を含めた 5 万石相応の家臣団を編成、新たに町内に真壁陣屋を設営して、真壁氏時代に作られた町割りを踏襲しつつ町場を整備していった。

こうして真壁町を整備し藩政を行ってきた浅野長重であるが、大坂の陣で戦功を立てたことにより元和 8 年（1622）に常陸国笠間（現茨城県笠間市）藩主に転じ、5 万 3500 石の城持大名となることになった。これにより真壁藩は廃藩となり、笠間藩の支配となった。長重は笠間藩主になっても真壁を離れず、陣屋に居住していたと伝わるが、次代の長直以後は笠間藩の代官が置かれることとなった。

一方、市北部のかつて中郡と呼ばれていた地域の大部分は、戦国時代には宇都宮氏・益子氏・笠間氏らの影響が及び、本拠宇都宮城の支城笠間城の支配下にあったが、慶長 2 年（1597）に豊臣秀吉によって宇都宮氏が改易されると、短期間で領主が代わるようになる。その後、慶長 6 年（1601）に松平康重が笠間城主として入城して笠間藩 3 万石が成立すると、大部分が笠間藩領となり、一部他藩領や小規模な旗本領となった。笠間藩が成立して以後も領主が短期間で代わる時期が続いたが、前述したように浅野長重が元和 8 年（1622）に入封した。これにより笠間藩領は、現在の笠間市北部を中心とする山内領、旧中郡地方を中心とする山外領、真壁町を中心とする真壁領の 3 つに区分されることとなった。

笠間藩主となった浅野氏であったが、長重の子、長直が正保 2 年（1645）に突如播磨国赤穂（現兵庫県赤穂）へ国替えとなり、井上正利が新たな領主となった。なお、浅野長直の孫が元禄 14 年（1701）に江戸城本丸大廊下で刃傷事件を引き起こす浅野内匠頭長矩である。後に主君の敵討ちを果たす四十七士には、真壁家旧臣で真壁藩時代に召し抱えられた家臣の子孫である勝田新左衛門武堯と潮田又之丞高教の 2 名が含まれている。

笠間藩主は浅野氏から井上氏、本庄氏、再び井上氏と代わり、延享 4 年（1747）に牧野氏が入封して以後は明治に至るまで藩主を務めた。

江戸時代、真壁領の中心である真壁町では盛んな商業活動が行われ、農産物の集散・換金、生産資材や生活必需品の供給などを通して、地域の商品流通の結節点である在郷町として発展していった。江戸時代前期における在郷町真壁の商業の中核となったのは木綿関係の商いで、関西産の木綿を東北地方へ送り出す流通網の一角を担っており、元禄 9 年（1696）には真壁町に木綿問屋が 13 軒あり年間 7000 両の買い付けを行っていた。

木綿などの周辺各地から集まってきた物資は市で売買された。江戸時代前期の定期市は、市日のみ路上で営業する仮店舗が主であったため、真壁町内には

広い道幅が確保されており、現在でも主要な街路はその名残を示している。

江戸時代後期には周辺農村の農産物が集散する場となり、豊富な米や麦、良質な水に恵まれた環境により、清酒や醤油・味噌などの醸造業が発展していった。

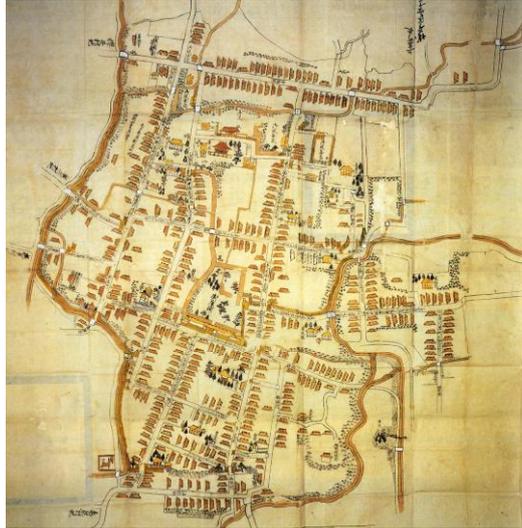


図 2 -20 真壁町屋敷絵図（江戸時代後期）

五、近代

明治4年（1871）7月の廃藩置県により、桜川市域は笠間県、結城県、若森県などに分割されたが、同年11月には全域が茨城県となった。

明治時代になると文明開化の流れの中、日本各地で都市整備が進み、洋風建築用の建築資材として良質な石材を求める動きが現れ、政府は金銀銅や石炭・石油などの鉱物資源調査と合わせて石材の調査も行った。その調査結果により筑波山から加波山にかけての一带や稲田（笠間市）などに良質な花崗岩が分布していることが判明し、石材の採掘が行われるようになった。採掘された石材は、明治22年（1889）に小山～水戸駅間で開業した水戸鉄道（現JR水戸線）や、大正7年（1918）に開通した筑波鉄道（昭和62年（1987）廃線）などにより東京へ運ばれた。こうした桜川市周辺で採掘された花崗岩で建設された著名な建築物としては、東京府庁舎（現存せず、明治27年（1894）竣工）、法務省赤レンガ棟（同28年（1895）竣工）、旧東宮御所・赤坂離宮（国宝、同42年（1909）竣工）、三越デパート本店（大正3年（1914）竣工）などが知られ、各地で建設された舗道用や電車軌道用敷石、橋梁材（永代橋や言問橋など）等にも桜川市や近隣の笠間市などから産出された花崗岩が使われている。本市における石材業の発展は外的要因のみによるものではなく、時期を同じくして名石工久保田由三郎やその弟子、稲田亀吉などが登場し、近隣の寺社を中心に石灯籠や石像などの傑作を残しており、こうした地元の石工の技術向上による面も大きい。

江戸時代に盛んであった木綿産業は、明治時代に入ると政府の奨励もあって養蚕・製糸業（生糸）へと代わっていった。明治10年代には市内でもいくつかの製糸工場が作られ、女工の手により生糸の生産を行うようになった。しかし、生糸価格は変動が大きく、工場は設立と閉鎖を繰り返し、最後に残った谷口製糸所も昭和27年（1952）には閉鎖されている。



図 2-21 法務省赤レンガ棟



図 2-22 大正時代の石切り場

六、現代

明治20年代に本格化した石材業は戦後も発展し、昭和27年（1952）の旧真壁町の統計ではガラス及び土石製品製造業が10事業所で従業員56名となっている。昭和30年代になると墓石の需要が急増し、石材業はさらなる興隆を見せる。同39年（1964）には、旧真壁町全体の就業者人口1万人に対し、石材業は69工場、従業員1,021人、生産額5億円（全体の41%）となり、同49年（1974）には217工場、1,296人、84億円（全体の56%）となっている。

しかし、昭和60年代以降、安い原石と労働力を提供する中国などの海外産石材に主力が移り、市内での原石取り扱いや加工は大きく減少した。加波山などの採石場も放棄地が多くなり、石材業の生産額も一時期よりは大きく落ち込んだものの、依然として市を代表する産業であることは変わっていない。

こうした石材業を代表として変化・発展していく社会と、長い歴史を持つ伝統的な町並みの対比に目を向ける人々も現れ始める。特に平成4年（1992）に真壁町歴史民俗資料館で開催された「真壁の町並みと景観」展は、真壁町に存在する歴史的建造物や町並み景観の価値を住民たちが再発見するきっかけとなった。平成11年（1999）からは住民団体からの提言を受けて行政施策として登録有形文化財制度の積極的な活用を推進し、同年9月には市域で初となる潮田家住宅見世蔵ほか4件が国の登録有形文化財（建造物）となった。その後も登録有形文化財（建造物）は増加し、平成18年（2006）には合計104件となり、当時の市町村別では京都府京都市、愛知県犬山市に次いで全国第3位となった。この流れの中で平成21年（2009）に「桜川市歴史的風致維持向上計画（第1期）」の策

定及び、桜川市真壁伝統的建造物群保存地区の都市計画決定が行われた。そして、平成 22 年（2010）6 月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

ところが、その直後である平成 23 年（2011）3 月 11 日に発生した東日本大震災により桜川市全域が被災（震度 6 弱）、真壁の町並みも大きな被害を受けた。

以後、現在に至る 10 年間は災害復旧の歴史とも言える。伝統的建造物の修理実績が少なかった本市では、全国伝統的建造物群保存地区協議会を通じて他の自治体から専門知識や経験を持った職員を派遣してもらうことで災害復旧対応の体制を整え、国・県や職人らの協力、何より住民自身の努力により、復旧修理事業が進められ、現在一定の成果を見るに至っている。



図 2 -23 東日本大震災により被災した町並み（左）と復旧状況（右）

（５）文化財

本市には令和 6 年（2024）3 月末時点で、国指定文化財 7 件、重要伝統的建造物群保存地区 1 件、茨城県指定文化財 52 件、桜川市指定文化財 70 件、国の登録有形文化財 101 件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 2 件が所在している。

表 2-1 桜川市内の文化財種別件数

種類		国		茨城県	桜川市
		指定・選定	登録	指定	指定
有形文化財	建造物	1	101	11	12
	絵画			6	
	彫刻	1		20	27
	工芸品	1		5	1
	書跡・典籍			4	
	古文書			1	1
	考古資料			1	7
	歴史資料			1	6
民俗文化財	有形の民俗文化財				2
	無形の民俗文化財				3
記念物	遺跡	2		2	4
	名勝地	1			
	動物、植物、地質鉱物	1		1	7
伝統的建造物群		1			
合計		8	101	52	70

※記録選択

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

2

一、国指定等文化財

本市所在の国指定等文化財の内訳は重要文化財 3 件（建造物 1 件、彫刻 1 件、工芸品 1 件）、史跡 2 件、名勝 1 件、天然記念物 1 件、重要伝統的建造物群保存地区 1 件、登録有形文化財（建造物）が 101 件となっている。

ア、小山寺三重塔（重要文化財（建造物））

施無畏山小山寺は天平 7 年（735）創建と伝える古刹で、寺域に所在する三重塔は、相輪に刻まれた銘文により多賀谷朝経寄進による寛正 6 年（1465）の建立であることが判明している。

関東以北で室町時代に遡る在銘塔は本塔と栃木県益子町西明寺三重塔の 2 例だけである。



図 2-24 小山寺三重塔

イ、木造観世音菩薩立像附前立尊 1 軀（重要文化財（彫刻））

雨引山楽法寺に所在する八臂（8本腕）の観音像で、寺伝では延命観音と伝え、不空羂索観音とみる説もある。櫃と推定される針葉樹材を用いた一木造りの像で、9世紀後半ごろの作と考えられている。

本像は秘仏で、鎌倉時代後半のものと考えられる同形の観音菩薩像が前立尊として安置されている。



図 2-25 木造観世音菩薩立像

ウ、桜川（サクラ）（名勝）・桜川のサクラ（天然記念物）

桜川の桜は古くから桜の名所として吉野に次いで名高く、後撰和歌集には紀貫之が桜川の桜について詠んだ歌が収められている。室町時代には世阿弥により謡曲『桜川』が作られるなど、数多くの文芸作品に登場している。現在は磯部稲村神社の参道両側約 1 km に渡る桜並木を中心に名勝指定を受けており、春には数多くの来訪者を迎えている。

桜の品種はヤマザクラで、東北産の系統に属する特徴ある品種が一か所に集まっていることが評価され、明治・大正時代に調査を行った植物学者で桜の権威であった三好学博士により、群生する桜のうち 18 種類が「桜川句」「白雲桜」などの地域固有品種として命名された。



図 2-26 桜川句

エ、桜江市真壁伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）

真壁町は、戦国時代に真壁城の城下町として成立し、江戸時代には木綿の取引を中心に発展した在郷町である。城下町由来の町割りの中に、江戸末期から昭和初期にかけての多彩な様式の建物が並び、数多くの門が残されていることが特徴で、真壁の町並みと通称され中核部分が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。町内には江戸時代の町衆の伝統を受け継ぐ自治組織があり、祇園祭などの伝統的な祭礼を運営している。



図 2-27 桜江市真壁伝統的建造物群保存地区

オ、登録有形文化財（建造物）

重要伝統的建造物群保存地区を中心とする真壁の町並みには数多くの歴史的建造物が残されており、そのうち現在 101 件が登録有形文化財（建造物）となっている。在郷町の発展を支えた商家の見世蔵や木造店舗、土蔵、さらには長屋門や薬医門、高麗門などの多数の門が通りに立ち並び、伝統的な景観を構成している。



図 2 -28 三輪家住宅店舗と門

二、茨城県指定文化財

本市所在の茨城県指定文化財の内訳は有形文化財 49 件（建造物 11 件、絵画 6 件、彫刻 20 件、工芸品 5 件、書跡・典籍 4 件、古文書 1 件、考古資料 1 件、歴史資料 1 件）、史跡 2 件、天然記念物 1 件となっている。

ア、祥光寺多宝塔（有形文化財（建造物））

祥光寺は平安時代初期に徳一により開かれたと伝わる。境内にある石塔は凝灰岩製で高さ 128cm、屋根部の幅は 72cm。塔身に刻まれた銘文により建仁 2 年（1202）の建立であることが分かる。石塔の型式としては宝塔であるが、銘文に「造立多宝塔」と記されている。成立年代の確定している石造多宝塔としては日本最古、石造宝塔としては 2 番目に古いものである。



図 2 -29 祥光寺多宝塔

イ、三重塔（有形文化財（建造物））

延暦元年（782）に開山したと伝わる椎尾山薬王院に所在する三重塔は、宝永元年（1704）に建てられた。高さ 25m の端麗な姿で、塔の全面に十六羅漢や龍などの彫刻が施され、江戸中期の建築様式を良く示している。大工棟梁の桜井瀬左衛門は市内の羽黒地区を拠点としていた名大工桜井一族の一人で、彫刻は江戸の彫刻師島村圓哲の手になる。両者は本塔の 7 年後に千葉県成田山新勝寺三重塔（重要文化財）を手掛けている。

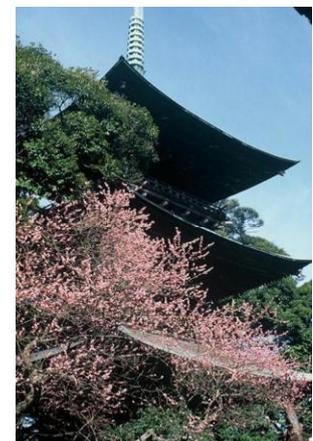


図 2 -30 薬王院三重塔

ウ、十一面観音菩薩坐像（有形文化財（彫刻））

富谷に所在する施無畏山小山寺の本尊で、富谷観音と通称される。面部、胸部、上膊部などに丸ノミの痕を残す鉦彫仏で、像高 200.6cm、アサダ材の一木造。鉦彫仏は像の表面にノミの痕をわざと残した木彫仏で、山岳寺院に残されていることが多く、霊木が成仏する姿を現しているとも言われる。本像は鉦彫仏の中では最大級のものとして知られ、11世紀の作とされる。



図 2 -31 十一面観音菩薩坐像

エ、木造五大菩薩像（有形文化財（彫刻））

本像は池亀の五大菩薩堂に旧在し、現在は月山寺に保管されている。五大菩薩とは密教で信仰される、国家を守護する菩薩で、中央の金剛吼、東方の無畏十力吼、南方の竜王吼、西方の無量力吼、北方の雷電吼の五尊からなる。怨敵調伏を願って祀られることがあり、本像は地元では平将門伝説と結びついて将門調伏のために作られたと伝わっている。中尊の表現や光背の文様などから平安時代後期の作と判断される。また、一体の内面に墨書が記されており、内容については不明瞭で検討すべき部分が残るものの、文中に「治承2年（1178）」の文字が見える。

五大菩薩の木像の作例は全国的にみても少なく、平安時代に遡るものとしては本像と秋篠寺（奈良県奈良市）の例が知られるのみである。さらに、秋篠寺の像は5軀のうち4軀が中世の後補であり、平安時代の作である5軀全てがそろって現存するのは本像が唯一である。



図 2 -32 木造五大菩薩像

オ、真壁長岡古宇田文書（有形文化財（古文書））

真壁氏の庶子で市内の真壁町長岡を本拠地とした長岡古宇田氏に伝来した古文書群。14世紀初頭から100年余りの間に書かれたもので、内容は軍忠状や土地の売買、相続に関することなど多岐にわたる。後世の写本を全く含まない純粋な中世文書で、中世常陸国の歴史の一端が分かるとともに、地方武士の実態に迫ることができる貴重な資料である。



図 2-33 真壁長岡古宇田文書『関東下知状』

三、桜川市指定文化財

桜川市指定文化財の内訳は有形文化財 54 件（建造物 12 件、彫刻 27 件、工芸品 1 件、古文書 1 件、考古資料 7 件、歴史資料 6 件）、有形民俗文化財 2 件、無形民俗文化財 3 件、史跡 4 件、天然記念物 7 件となっている。

ア、中原家文書（有形文化財（古文書））

木植地区に居住していた在地土豪で、近世には名主を務めた中原家の所蔵文書。中世の文書類としては、天文 18 年（1549）の小田氏治屋敷安堵状案、天正 12 年（1584）の宇都宮国綱官途状案と小田氏治官途状、文禄 4 年（1595）の木植村検地帳があり、当地域の中世末期の様相を語る上で重要な史料となっている。特に木植村検地帳は、桜川市域で行われた太閤検地の検地帳としては現存唯一のものである。また、近世の名主文書も、17 世紀前半代のものを含む、まとまった史料群として貴重なものである。



図 2-34 中原家文書『木植村検地帳』

イ、真壁家資料一括（有形文化財（歴史資料））

真壁氏の子孫より寄贈された一括資料。近世の文書を中心に、陣羽織や旗指物、烏帽子、江戸時代の真壁氏当主の肖像画など、多数の武家資料がまとまって伝えられた良好な資料群である。なお、同時に寄贈された中世の肖像画は「紙本著色伝真壁道無像」として別に茨城県指定有形文化財（絵画）となっている。

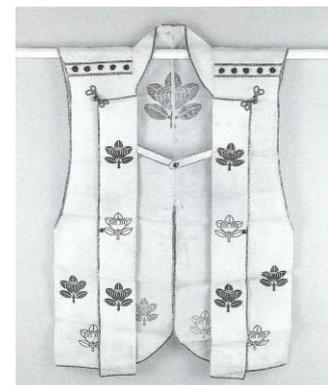


図 2-35 陣羽織（『真壁家資料一括』中の一つ）

表 2-2 桜川市内の文化財一覧

国指定				
No.	種類	名称	指定年月日	数量
1	重要文化財（建造物）	小山寺三重塔	明治39年4月14日	1棟
2	重要文化財（彫刻）	木造観世音菩薩立像（附前立尊1軀）	明治44年8月9日	2軀
3	重要文化財（工芸品）	網代笈	昭和32年2月19日	1背
4	史跡	新治廃寺跡（附上野原瓦窯跡）	昭和17年7月21日	1
5	史跡	真壁城跡	平成6年10月28日	1
6	名勝	桜川（サクラ）	大正13年12月9日	1
7	天然記念物	桜川のサクラ	昭和49年7月16日	1

国選定				
1	重要伝統的建造物群保存地区（在郷町）	桜川市真壁	平成22年6月29日	

国選択				
1	記録作成等の措置を講ずべき無形・民俗文化財（風俗慣習）	五所駒滝神社の祭事	昭和61年12月17日	
2	記録作成等の措置を講ずべき無形・民俗文化財（風俗慣習）	北関東のササガミ習俗	平成12年12月25日	

県指定				
No.	種類	名称	指定年月日	数量
1	有形文化財（建造物）	三重塔	昭和30年6月25日	1棟
2	有形文化財（建造物）	鹿島神社本殿	昭和34年5月22日	1棟
3	有形文化財（建造物）	石造祥光寺多宝塔	昭和35年3月28日	1基
4	有形文化財（建造物）	小山寺本堂・仁王門・鐘楼	昭和46年10月28日	3棟
5	有形文化財（建造物）	八柱神社本殿	昭和47年12月18日	1棟
6	有形文化財（建造物）	雨引観音本堂	昭和50年3月25日	1棟
7	有形文化財（建造物）	雨引観音仁王門	昭和50年3月25日	1棟
8	有形文化財（建造物）	雨引観音薬法寺東照山王社殿（附棟札2枚）	昭和51年7月5日	1棟
9	有形文化財（建造物）	雨引観音薬法寺多宝塔（附棟札1枚）	昭和51年7月5日	1棟
10	有形文化財（建造物）	鴨鳥五所神社本殿（附棟札2枚・銘札1枚）	平成5年1月25日	1棟
11	有形文化財（建造物）	月山寺書院	平成10年1月21日	1棟
12	有形文化財（絵画）	梵字曼陀羅	昭和28年7月9日	1幅
13	有形文化財（絵画）	両部曼荼羅	昭和32年6月26日	2幅
14	有形文化財（絵画）	絹本着色愛染明王画像	昭和34年5月22日	1幅
15	有形文化財（絵画）	絹本着色弁財天画像	昭和34年5月22日	1幅
16	有形文化財（絵画）	絹本着色十一面観音画像	昭和34年5月22日	1幅
17	有形文化財（絵画）	紙本着色 伝真壁道無像	平成11年11月25日	1幅
18	有形文化財（彫刻）	薬師如来木像	昭和28年7月9日	1軀
19	有形文化財（彫刻）	薬師瑠璃光如来像	昭和30年1月25日	1軀
20	有形文化財（彫刻）	菩薩像	昭和32年1月25日	2軀
21	有形文化財（彫刻）	薬師如来像	昭和32年1月25日	1軀
22	有形文化財（彫刻）	十一面観音菩薩坐像	昭和33年7月23日	1軀
23	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	昭和35年3月28日	1軀
24	有形文化財（彫刻）	木造不動明王立像	昭和40年2月24日	1軀
25	有形文化財（彫刻）	木造不動明王立像・毘沙門天立像	昭和44年12月1日	2軀
26	有形文化財（彫刻）	木造如意輪観世音菩薩坐像	昭和46年10月28日	1軀
27	有形文化財（彫刻）	木造狛犬	昭和46年10月28日	1軀
28	有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像	昭和46年10月28日	1軀
29	有形文化財（彫刻）	木造狛犬	昭和46年12月2日	1対

30	有形文化財（彫刻）	木造虚空蔵菩薩坐像	平成元年1月25日	1軀
31	有形文化財（彫刻）	木造菩薩立像（伝准胝観音）	平成元年1月25日	1軀
32	有形文化財（彫刻）	木造不動明王立像・木造毘沙門天立像	平成3年1月25日	2軀
33	有形文化財（彫刻）	木造天部立像	平成4年1月24日	2軀
34	有形文化財（彫刻）	木造天部立像	平成4年1月24日	1軀
35	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像及菩薩立像（伝観音菩薩）・天部立像（伝虚空蔵菩薩）・木造四天王立像	平成21年11月19日	7軀
36	有形文化財（彫刻）	木造五大力菩薩像	平成25年1月24日	5軀
37	有形文化財（彫刻）	木造金剛力士立像 附 像内納入品一括	令和4年12月26日	2軀
38	有形文化財（工芸品）	青銅鈴	昭和28年7月9日	1口
39	有形文化財（工芸品）	木製のたらい	昭和28年7月9日	1口
40	有形文化財（工芸品）	呉須皿	昭和28年7月9日	1枚
41	有形文化財（工芸品）	厨子	昭和32年1月25日	1基
42	有形文化財（工芸品）	五鈷杵	昭和45年9月28日	1口
43	有形文化財（書跡）	紺紙金字法華經	昭和28年7月9日	8巻
44	有形文化財（書跡）	宋版一切經	昭和33年3月12日	5400巻
45	有形文化財（書跡）	大般若波羅蜜多經	昭和41年3月7日	336巻
46	有形文化財（書跡）	大般若經	昭和42年3月30日	490巻
47	有形文化財（古文書）	真壁長岡古宇田文書	平成11年11月25日	35点
48	有形文化財（考古資料）	狐塚古墳出土遺物一括	昭和44年12月1日	24点
49	有形文化財（歴史資料）	紙本墨書 聖護院道興筆天神名号	令和3年12月27日	1幅
50	史跡	堀の内古窯跡群	昭和35年12月21日	1
51	史跡	真壁氏累代墓地及び墓碑群	昭和46年12月2日	30基
52	天然記念物	椎尾山薬王院の樹叢	平成6年1月26日	1

市指定

No.	種類	名称	指定年月日	数量
1	有形文化財（建造物）	五所駒瀧神社本殿	昭和53年11月22日	1棟
2	有形文化財（建造物）	雨引山黒門	昭和54年11月15日	1棟
3	有形文化財（建造物）	椎尾山薬王院本堂	昭和55年4月16日	1棟
4	有形文化財（建造物）	椎尾山薬王院仁王門	昭和55年4月16日	1棟
5	有形文化財（建造物）	鴨大神御子神主玉神社本殿	昭和55年5月12日	1棟
6	有形文化財（建造物）	八柱神社拝殿	昭和61年7月3日	1棟
7	有形文化財（建造物）	妙法寺山門	平成2年9月17日	1棟
8	有形文化財（建造物）	月山寺本堂・境内山王社本殿・中門	平成5年6月15日	3棟
9	有形文化財（建造物）	雨引山薬法寺鬼子母神堂	平成10年10月1日	1棟
10	有形文化財（建造物）	二所神社本殿（旧八幡宮本殿）（付宮殿）	平成21年9月24日	1棟
11	有形文化財（建造物）	今宮神社本殿	令和元年11月21日	1棟
12	有形文化財（建造物）	高久神社本殿	令和3年3月29日	1棟
13	有形文化財（彫刻）	日光月光菩薩立像	昭和45年6月29日	2軀
14	有形文化財（彫刻）	一木造り像	昭和45年6月29日	12軀
15	有形文化財（彫刻）	唐金造渡来仏立像	昭和46年7月27日	1軀
16	有形文化財（彫刻）	大日如来坐像・薬師如来立像	昭和48年3月24日	2軀
17	有形文化財（彫刻）	仁王像（阿形・吽形）	昭和48年7月13日	2軀
18	有形文化財（彫刻）	后神社御神体	昭和54年11月15日	1軀
19	有形文化財（彫刻）	木造因達羅大将立像（伝巳神）	昭和55年4月16日	1軀
20	有形文化財（彫刻）	小金銅仏像	昭和55年4月16日	4軀
21	有形文化財（彫刻）	木造中郡庄司坐像	昭和55年5月12日	1軀
22	有形文化財（彫刻）	木造藤原鎌足公坐像	昭和55年5月12日	1軀
23	有形文化財（彫刻）	薬師如来像・日光菩薩像・月光菩薩像・十二神将像・如来像	昭和55年12月10日	16軀
24	有形文化財（彫刻）	薬師如来像	昭和56年10月15日	1軀
25	有形文化財（彫刻）	地藏菩薩立像	昭和56年10月15日	1軀
26	有形文化財（彫刻）	木造出山釈迦立像	昭和61年3月20日	1軀

27	有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像	昭和62年10月28日	1軀
28	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像（附胎内摺絵一括1,560点）	平成元年8月30日	1軀
29	有形文化財（彫刻）	東照大権現徳川家康公像	平成2年5月25日	1軀
30	有形文化財（彫刻）	木造親鸞聖人座像	平成2年7月20日	1軀
31	有形文化財（彫刻）	木造釈迦入涅槃像	平成2年9月17日	1軀
32	有形文化財（彫刻）	木造不動明王・降三世明王立像	平成15年11月20日	2軀
33	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	平成15年11月20日	1軀
34	有形文化財（彫刻）	木造聖観音立像	平成15年11月20日	1軀
35	有形文化財（彫刻）	木造如来立像・木造如来立像（寺伝薬師如来像）	平成17年9月21日	2軀
36	有形文化財（彫刻）	木造男神坐像（伝天満天神坐像）・木造女神坐像	平成17年9月21日	2軀
37	有形文化財（彫刻）	木造五智如来坐像	平成21年9月24日	5軀
38	有形文化財（彫刻）	浅野長勲夫妻石像	平成26年8月21日	1式
39	有形文化財（彫刻）	木造金剛力士像	令和2年10月26日	2軀
40	有形文化財（工芸品）	大拍子太鼓	平成12年6月20日	1張
41	有形文化財（古文書）	中原家文書	平成26年8月21日	125点
42	有形文化財（考古資料）	熊の宮遺跡出土石刃（ブレード2点）	昭和53年11月22日	2点
43	有形文化財（考古資料）	八幡山古墳出土直刀及び付属品	昭和53年11月22日	1
44	有形文化財（考古資料）	要石	昭和58年8月31日	1基
45	有形文化財（考古資料）	古代彩色壁画板石	昭和59年10月1日	1基
46	有形文化財（考古資料）	板碑	平成元年8月30日	1基
47	有形文化財（考古資料）	松田古墳群出土遺物一括	平成17年9月21日	152点
48	有形文化財（考古資料）	北権尾天神塚古墳出土遺物一括	平成21年9月24日	1括
49	有形文化財（歴史資料）	陣羽織（桜任蔵愛用）	昭和54年8月18日	1領
50	有形文化財（歴史資料）	文机（桜任蔵愛用）	昭和54年8月18日	1机
51	有形文化財（歴史資料）	小川容齋肖像	昭和54年8月18日	1点
52	有形文化財（歴史資料）	道標兼供養塔	平成3年1月23日	1基
53	有形文化財（歴史資料）	真壁家資料一括	平成7年6月20日	一括
54	有形文化財（歴史資料）	古宇田家史料一括	平成8年10月23日	一括
55	有形民俗文化財	白井座の人形芝居資料	昭和53年11月22日	一括
56	有形民俗文化財	算額	昭和54年8月18日	2面
57	無形民俗文化財	ささら舞	昭和53年4月22日	1
58	無形民俗文化財	鎌の祭	昭和54年11月15日	1
59	無形民俗文化財	さやどまわり	昭和54年11月15日	1
60	史跡	権現山麁寺	昭和57年5月7日	1
61	史跡	御手洗	昭和58年8月31日	1基
62	史跡	花園古墳群2号墳	平成10年9月18日	1基
63	史跡	篠ノ沢古墳	平成10年9月18日	1基
64	天然記念物	宿椎	昭和57年5月4日	1株
65	天然記念物	小山寺の大杉	平成12年6月20日	1株
66	天然記念物	密弘寺のケヤキ	平成15年2月28日	1体
67	天然記念物	塚本家のサイカチ	平成15年2月28日	1体
68	天然記念物	田村神社のケヤキ	平成15年2月28日	1体
69	天然記念物	八柱神社のケヤキ	平成15年2月28日	1体
70	天然記念物	市塚家のタイサンボク	平成15年2月28日	1体

第3章 史跡の概要

(1) 指定に至る経緯

第2章に記したように、慶長7年(1602)佐竹氏の出羽国替えに真壁氏もしたがった。その後真壁地域に入部した浅野氏は、真壁城は利用せず、城下に陣屋を築き支配を行っている。廃城となった真壁城の跡地は古城村となり、東側は田畑、西側は町場となった。

昭和9年(1936)12月18日には建武中興600年を記念し南朝史跡として、本丸の北側にある稲荷社付近の一部の土地が県史跡に指定されている。

昭和40年代に入ると、文献史学や歴史地理学の分野において中世真壁氏とその領地であった真壁地域が注目されるようになり、数多くの論考が発表されていく(詳細後述)。これらは真壁氏の系譜や所領経営等を扱ったものが多かったが、真壁氏の居城であった真壁城跡に関する論考も発表されるようになり、特に昭和57年(1982)に大塚初重氏・星龍象氏により発表された「真壁城址測量調査報告」(大塚・星1982)は真壁城跡にとって画期となる重要な成果である。前後して昭和56年(1981)に行われた、本丸地内での公共施設建設に先立つ緊急発掘調査では、15～16世紀の堀や区画溝、柱穴などが確認されている。

こうした研究の進展による文化財的価値の高まりを受けて旧真壁町(現桜川市)は、真壁城跡を公有化し公園化する既存の計画を撤回し、史跡公園として保存整備する方針に変換した。そして、平成6年(1994)10月28日に真壁城跡が国史跡の指定を受けるに至っている。

(2) 指定に至るまでの調査成果

中世の武家真壁氏の居城である真壁城跡は、古くは中山信名らにより著された『新編常陸国誌』(中山ほか1899-1901)に「真壁故城」として記され、昭和9年(1936)には県史跡の指定を受けるなど戦前から一定の評価を受けていた。

昭和40年代以後は文献史学等の研究が進展し、真壁氏に関する研究が蓄積されていったが、史跡としての真壁城跡に関する研究は少なく、阿久津久氏が『日本城郭体系4茨城・栃木・群馬』の中で記述したものが数少ない事例である(阿久津1979)。阿久津氏は『新編常陸国誌』を受けて真壁城は古代真壁郡家のあった地に平安末期の承安2年(1172)に築城され、以後慶長7年(1602)まで真壁氏の居城であったこと、真壁氏が離れた後は浅野氏、稲葉氏が入り、寛永5年(1628)の稲葉氏移封により廃城になったとしている。

昭和57年(1982)に発表された「真壁城址測量調査報告」でも平長幹(真壁氏祖)により承安2年(1172)に築城され、近世初期には浅野氏の居城として使用さ

れたとしている。

こうした評価は指定告示等においても同様で、真壁城跡は平安期以来戦国末期に至るまで、一貫してこの地の領主であった真壁本宗家の居城で、近世初頭には浅野氏・稲葉氏が入り、その後廃城となった、という理解がなされていた。

一方、昭和 56 年（1981）に行われた、本丸地内での公共施設建設に先立つ緊急発掘調査では、15 世紀中葉～16 世紀の堀や区画溝、柱穴などが確認されたが、15 世紀前葉以前の遺構は確認されなかった（真壁城跡発掘調査会 1982）。

（3）指定の状況

一、指定告示

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、下記 1 の記念物を下記 2 によって史跡に指定します。

平成 6 年 10 月 28 日 文部大臣 与謝野 馨

記

1（1）名称 真壁城跡

（2）所在地及び地域 別紙のとおり

2（1）指定理由

ア 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）
史跡の部二（城跡）による。

イ 説明 中世を通じて常陸地方を一貫して支配した真壁氏の居城であり、慶長 11 年（1606）以降元和 8 年（1622）までは浅野氏の居城となった城である。承安年間（1171～1174）の築城と伝えられ、四重の土塁、濠を持つ大規模な城郭であり、北関東を代表する中世城郭の遺跡として重要であるので、今回史跡に指定し保存を図るものである。

（2）官報告示 平成 6 年 10 月 28 日付け 文部省告示第 141 号

表 3 - 1 指定地番一覧

名称	所在地	地域
真壁城跡	茨城県真壁郡真壁町 大字古城字二の丸	二八八番ノ一、二八九番ノ三、二九〇番、二九一番、二九二番、二九三番、二九四番、二九五番、二九六番、二九七番、二九八番、三三七番、三四〇番、三四一番、三四二番、三四三番、三四四番、三九七番、三九八番、三九九番、四〇〇番、四〇一番ノ一、四〇一番ノ二、四〇二番、四〇三番、四〇四番、四〇五番、四〇六番、四〇七番、四〇八番、四〇九番、四一〇番、四一一番、四一二番、四一三番、四一四番、四一五番、四一六番、四一七番、四一八番、五三一番、五三二番、五三三番、五三四番、五三五番、五三七番、五三八番、五三九番
	同大字古城字館	三三〇番、三三三番、三三四番、三三五番、三三六番、三三八番
	同大字古城字本丸	三六三番ノ二、三六六番、三六九番、三七〇番、三七二番、三七三番、三七四番、三七五番ノ一、三七六番、三七七番、三七八番、三八一番ノ一、三八二番、三八三番、三八四番、三八五番、三八六番、三八七番ノ一、三八七番ノ二、三八九番ノ一、三八九番ノ二、三九〇番ノ一、三九〇番ノ二、三九一番、三九二番、三九三番、三九五番
	同大字古城字中城	四一八番ノ一、四一九番、四二〇番、四二一番、四二二番、四二三番、四二四番、四二五番、四二六番、四二七番、四二八番、四三〇番、四三一番、四三二番ノ一、四三二番ノ二、四三三番、四三四番、四三五番ノ一、四三五番ノ二、四三六番、四三七番、四三八番、四三九番、四四〇番、四四一番、四四二番、四四三番、四四四番、四四六番、五二三番、五二四番、五二六番、五二七番、五二八番、五二九番、五三〇番
	同大字古城字瀬戸	四四七番、四四八番、四四九番、四五一番、四五二番、四五三番、四五四番、四五五番、四五七番、四五八番、四五九番、四六〇番ノ一、四六〇番ノ二、四六三番、四六四番、四六五番、四六八番、四六九番、四七一番、四七二番、四七三番、四七四番、四七五番、四七六番、四七七番、四七八番ノ一、四七八番ノ二、四七九番、四八〇番、四八一番、四八二番、四八三番、四八四番、四八五番、四八六番、四八七番、四八八番ノ一、四八八番ノ三、四八九番、四九〇番、四九一番、四九二番、四九四番、四九五番、四九五番ノ二、四九六番、四九六番ノ一、四九八番、四九九番、五〇〇番、五〇一番、五〇二番、五〇三番、五〇四番、五〇五番、五〇七番、五〇八番、五〇九番、五一〇番、五一一番、五一二番、五十三番、五一四番、五一五番ノ一、五一八番、五一九番、五二〇番、五二一番、五二二番
	同大字山尾字北田	八二五番、八二六番、八二七番
	同大字山尾字北戸張	一〇四五番、一〇四六番、一〇五一番、一〇五三番

二、指定説明

真壁城は、平国香にはじまる坂東平氏、常陸大掾氏一族の真壁氏の本城である。

真壁氏の祖長幹（真壁六郎）は多氣直幹の子で、平安末期に入部した。このおりに真壁城が築かれたとする伝承もある。以後真壁氏はこの地を基盤とする武士団として成長し、「真壁文書」「真壁長岡文書（古宇田文書）」など、多数の中世古文書を残している。

真壁氏の城が中世古文書に登場するのは南北朝期であり、興国二年（1341）

十二月の史料に、北畠親房の「御方城々」として、真壁城がみえている。

また、応永三十年（1423）には、真壁氏は室町幕府直属の京都扶持衆となっており、ためにこの年八月二日、鎌倉公方の豪族の攻撃を受けて合戦が行われている。

こののち真壁氏は古河公方や小田氏に対する従属・連携・離反等を経ながらも、領主として存続するが、天正十八年（1590）の後北条氏滅亡後は新たに常陸全体の領主となった佐竹氏の家臣となり、慶長七年（1602）の国替えに際し、真壁氏は出羽に移り、真壁城は真壁氏本宗の代々の居城としての役割を終えた。

しかし、慶長十一年（1606）、浅野長政が隠居分として真壁・筑波郡内に五万石を与えられ、長政はこの城を隠居所とし、その子長重の笠間移封後は寛永元年（1624）に稲葉正勝（春日局子）が一万石で入城、そして寛永五年（1628）の彼の真岡移封に伴い、真壁城は廃城となった。

城跡は筑波山系足尾山西麓の台地上、桜川沿いの平地にのぞむ高燥地にあり、本丸を中心に四重のほりをめぐらす堅固な城構えである。

本丸は標高四七メートルにあり、南北一〇〇メートル、東西八〇～一〇〇メートル、北方の土塁に稲荷神社が祀られる。本丸を囲むほりを一のほりと仮称するが、その周囲に同心円状に二の丸と二のほりがある。

さらにその東方に小字を中城とよぶくるわがあり、さらに続いて小字を瀬戸とするくるわがある。本丸・二の丸が同心円状であるのに対し、中城・瀬戸のくるわを囲むほりは直線的であり、「折」とよぶ屈曲も多く用いられている。

二の丸から中城、中城から瀬戸への通路が、この「折」の部分に設けられているのは、側射（横矢がかり）の機能を強く意識してのものである。

なお本丸の稲荷社のほか、瀬戸には鹿島社を配し、城の守護神とした。瀬戸の東は北戸張とよばれるが、外郭の施設の存在をうかがわせる地名である。城の建物そのものは残っていないが、真壁城の城門を移築したとする伝承をもつものとして真壁町に隣接する大和町（楽法寺山門）と、協和町（大木義一氏宅表門）とに、薬医門が各一棟残っている。なお今日残る真壁城の縄張（平面プラン）は、むろんこの城の最終段階を示すものである。過去昭和五十六年に本丸を発掘調査したことがあるが、そのおり本丸を南北に分断する深さ七メートル、上幅十数メートルのほりが検出されている。遺物としてはかわらけ、土鍋、青磁、白磁、灰釉陶器のほか、鏃・弾丸なども出土している。

このように真壁城跡は四重のほりをもつ北関東屈指の城跡であり、弧状、直線状の各種ほりを多用した巧妙な縄張は、高度な築城技術を示すものでもある。歴史的にも平安期以来戦国末期に至るまで、一貫してこの地の領主であった坂東平氏、真壁本宗家の城として重要である。よって史跡に指定し、その保存を図るものである。

（『月刊文化財』平成6年6月号より）

三、指定地の現状

指定地内は公有化を実施し、193筆中189筆については市有地となっている。残り4筆は民地（共有地）となっており、市と地権者との間で賃貸借契約を締結している。指定面積は125,314.18㎡である。なお、真壁町古城三六七番、同四六七番は宗教法人鹿島神社（真壁町古城四六七番所在）の所有地となっており、史跡指定からは除外されている。

所有区分は表3-2のとおりだが、平成17年（2005）10月1日に真壁町・岩瀬町・大和村が町村合併により桜川市となったことに伴って、「茨城県真壁郡真壁町大字古城」及び「同大字山尾」は、「同県桜川市真壁町古城」及び「同市真壁町山尾」に住所変更が行われている。

指定地の現状は、発掘調査の完了した部分から順次史跡公園として整備工事を行っている。そのうち、整備工事がほぼ完了した外曲輪地区及び中城地区の南部については公園として一部供用を開始している。本丸部分には、体育館などの公共施設が建っている。



図3-1 土地所有区分図

表 3 - 2 指定地所有者一覧

NO.	所在地	地目	面積(m ²)	所有者
1	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二八八番ノ一	田	288	桜川市
2	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二八九番ノ三	田	30	桜川市
3	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二九〇番	田	482	桜川市
4	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二九一番	田	885	桜川市
5	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二九二番	畑	523	桜川市
6	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二九三番	畑	348	桜川市
7	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二九四番	畑	1,007.00	桜川市
8	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二九五番	畑	852	桜川市
9	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二九六番	畑	649	桜川市
10	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二九七番	畑	759	桜川市
11	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸二九八番	畑	400	桜川市
12	茨城県桜川市真壁町古城字館三三〇番	畑	461	桜川市
13	茨城県桜川市真壁町古城字館三三三番	畑	213	桜川市
14	茨城県桜川市真壁町古城字館三三四番	畑	1,079.00	桜川市
15	茨城県桜川市真壁町古城字館三三五番	畑	255	桜川市
16	茨城県桜川市真壁町古城字館三三六番	畑	367	桜川市
17	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸三三七番	畑	794	桜川市
18	茨城県桜川市真壁町古城字館三三八番	畑	1,195.00	桜川市
19	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸三四〇番	畑	362	桜川市
20	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸三四一番	畑	41	桜川市
21	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸三四二番	畑	215	桜川市
22	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸三四三番	畑	131	桜川市
23	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸三四四番	雑種地	176	桜川市
24	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三六三番ノ二	宅地	9.46	桜川市
25	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三六六番	雑種地	258	桜川市
26	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三六九番	雑種地	447	桜川市
27	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三七二番	宅地	229	桜川市
28	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三七三番	宅地	803	桜川市
29	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三七四番	宅地	708	桜川市
30	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三七五番ノ一	宅地	1,258.66	桜川市
31	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三七六番	宅地	615	桜川市
32	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三七七番	宅地	546	桜川市
33	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三七八番	宅地	589	桜川市

NO.	所在地	地目	面積(m ²)	所有者
34	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八一番ノ一	宅地	140.92	桜川市
35	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八二番	宅地	345	桜川市
36	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八三番	宅地	457	桜川市
37	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八四番	宅地	405	桜川市
38	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八五番	宅地	679	桜川市
39	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八六番	宅地	564	桜川市
40	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八七番ノ一	宅地	1,441.85	桜川市
41	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八七番ノ二	宅地	628.14	桜川市
42	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八九番ノ一	宅地	243.91	桜川市
43	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三八九番ノ二	宅地	176.08	桜川市
44	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三九〇番ノ一	宅地	540.99	桜川市
45	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三九〇番ノ二	宅地	203.01	桜川市
46	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三九一番	宅地	281	桜川市
47	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三九二番	雑種地	1,038.00	桜川市
48	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三九三番	雑種地	657	桜川市
49	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三九五番	雑種地	988	桜川市
50	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸三九七番	畑	944	桜川市
51	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸三九八番	雑種地	1,030.00	桜川市
52	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸三九九番	畑	131	桜川市
53	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇〇番	畑	1,650.00	桜川市
54	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇一番ノ一	畑	719	桜川市
55	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇一番ノ二	畑	418	桜川市
56	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇二番	畑	885	桜川市
57	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇三番	畑	449	桜川市
58	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇四番	畑	317	桜川市
59	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇五番	畑	1,260.00	桜川市
60	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇六番	畑	277	桜川市
61	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇七番	畑	1,661.00	桜川市
62	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇八番	畑	279	桜川市
63	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四〇九番	畑	808	桜川市
64	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四一〇番	畑	148	桜川市
65	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四一一番	田	79	桜川市
66	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四一二番	田	138	桜川市

NO.	所在地	地目	面積(m ²)	所有者
67	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四一三番	田	1,105.00	桜川市
68	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四一四番	畑	85	桜川市
69	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四一五番	田	71	桜川市
70	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四一六番	田	229	桜川市
71	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四一七番	畑	108	桜川市
72	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸四一八番	田	1,075.00	桜川市
73	茨城県桜川市真壁町古城字中城四一八番ノ一	畑	46	桜川市
74	茨城県桜川市真壁町古城字中城四一九番	畑	130	桜川市
75	茨城県桜川市真壁町古城字中城四二〇番	畑	90	桜川市
76	茨城県桜川市真壁町古城字中城四二一番	畑	144	桜川市
77	茨城県桜川市真壁町古城字中城四二二番	畑	113	桜川市
78	茨城県桜川市真壁町古城字中城四二三番	畑	279	桜川市
79	茨城県桜川市真壁町古城字中城四二四番	畑	404	桜川市
80	茨城県桜川市真壁町古城字中城四二五番	畑	935	桜川市
81	茨城県桜川市真壁町古城字中城四二六番	畑	620	桜川市
82	茨城県桜川市真壁町古城字中城四二七番	雑種地	27	桜川市
83	茨城県桜川市真壁町古城字中城四二八番	畑	1,293.00	桜川市
84	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三〇番	畑	444	桜川市
85	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三一番	畑	157	桜川市
86	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三二番ノ一	畑	953	桜川市
87	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三二番ノ二	宅地	435.14	桜川市
88	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三三番	畑	1,323.00	桜川市
89	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三四番	畑	668	桜川市
90	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三五番ノ一	雑種地	335	桜川市
91	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三五番ノ二	雑種地	423	桜川市
92	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三六番	畑	681	桜川市
93	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三七番	畑	749	桜川市
94	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三八番	畑	757	桜川市
95	茨城県桜川市真壁町古城字中城四三九番	畑	842	桜川市
96	茨城県桜川市真壁町古城字中城四四〇番	畑	115	桜川市
97	茨城県桜川市真壁町古城字中城四四一番	畑	708	桜川市
98	茨城県桜川市真壁町古城字中城四四二番	畑	292	桜川市
99	茨城県桜川市真壁町古城字中城四四三番	畑	473	桜川市

NO.	所在地	地目	面積(m ²)	所有者
100	茨城県桜川市真壁町古城字中城四四四番	畑	954	桜川市
101	茨城県桜川市真壁町古城字中城四四六番	田	680	桜川市
102	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四四七番	田	673	桜川市
103	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四四八番	畑	670	桜川市
104	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四四九番	畑	1,167.00	桜川市
105	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四五一番	畑	781	桜川市
106	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四五二番	畑	478	桜川市
107	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四五三番	田	757	桜川市
108	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四五四番	田	68	桜川市
109	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四五六番	畑	173	桜川市
110	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四五七番	畑	532	桜川市
111	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四五八番	畑	1,614.00	桜川市
112	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四五九番	宅地	743.29	桜川市
113	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四六〇番ノ一	畑	1,329.00	桜川市
114	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四六〇番ノ二	畑	1,302.00	桜川市
115	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四六四番	田	812	桜川市
116	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四六五番	田	524	桜川市
117	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四六八番	田	459	桜川市
118	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四六九番	田	916	桜川市
119	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七一番	山林	404	桜川市
120	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七二番	畑	294	桜川市
121	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七三番	畑	656	桜川市
122	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七四番	畑	705	桜川市
123	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七五番	宅地	205.84	桜川市
124	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七六番	宅地	55.57	桜川市
125	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七七番	畑	515	桜川市
126	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七八番ノ一	田	1,361.00	桜川市
127	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七八番ノ二	宅地	24.92	桜川市
128	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八一番	畑	852	桜川市
129	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八二番	畑	771	桜川市
130	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八三番	畑	461	桜川市
131	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八四番	畑	1,619.00	桜川市
132	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八五番	畑	890	桜川市

NO.	所在地	地目	面積(m ²)	所有者
133	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八六番	畑	900	桜川市
134	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八七番	畑	997	桜川市
135	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八八番ノ一	畑	1,034.00	桜川市
136	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八八番ノ三	雑種地	18	桜川市
137	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八九番	畑	1,684.00	桜川市
138	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九〇番	畑	875	桜川市
139	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九一番	畑	1,581.00	桜川市
140	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九二番	畑	761	桜川市
141	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九四番	田	872	桜川市
142	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九五番	田	1,099.00	桜川市
143	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九五番ノ二	畑	82	桜川市
144	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九六番	畑	1,770.00	桜川市
145	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九六番ノ一	原野	247	桜川市
146	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九八番	畑	1,228.00	桜川市
147	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四九九番	畑	310	桜川市
148	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五〇〇番	畑	342	桜川市
149	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五〇一番	田	353	桜川市
150	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五〇二番	田	696	桜川市
151	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五〇三番	田	35	桜川市
152	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五〇四番	田	867	桜川市
153	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五〇五番	畑	570	桜川市
154	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五〇七番	田	147	桜川市
155	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五〇八番	畑	328	桜川市
156	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五〇九番	畑	946	桜川市
157	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五一〇番	畑	320	桜川市
158	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五一一番	畑	565	桜川市
159	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五一二番	畑	975	桜川市
160	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五一三番	田	114	桜川市
161	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五一四番	畑	562	桜川市
162	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五一五番ノ一	畑	399	桜川市
163	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五一八番	畑	1,025.00	桜川市
164	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五一九番	田	170	桜川市
165	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五二〇番	田	793	桜川市

NO.	所在地	地目	面積(m ²)	所有者
166	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五二一番	田	820	桜川市
167	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸五二二番	田	775	桜川市
168	茨城県桜川市真壁町古城字中城五二三番	畑	70	桜川市
169	茨城県桜川市真壁町古城字中城五二四番	畑	1,066.00	桜川市
170	茨城県桜川市真壁町古城字中城五二六番	畑	498	桜川市
171	茨城県桜川市真壁町古城字中城五二七番	畑	1,082.00	桜川市
172	茨城県桜川市真壁町古城字中城五二八番	田	236	桜川市
173	茨城県桜川市真壁町古城字中城五二九番	田	465	桜川市
174	茨城県桜川市真壁町古城字中城五三〇番	田	497	桜川市
175	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸五三一番	田	686	桜川市
176	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸五三二番	田	138	桜川市
177	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸五三三番	畑	251	桜川市
178	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸五三四番	田	73	桜川市
179	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸五三五番	田	651	桜川市
180	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸五三七番	畑	432	桜川市
181	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸五三八番	田	573	桜川市
182	茨城県桜川市真壁町古城字二の丸五三九番	田	3,682.00	桜川市
183	茨城県桜川市真壁町山尾字北田八二五番	田	1,260.00	桜川市
184	茨城県桜川市真壁町山尾字北田八二六番	田	900	桜川市
185	茨城県桜川市真壁町山尾字北田八二七番	田	625	桜川市
186	茨城県桜川市真壁町山尾字北戸張一〇四五番	田	80	桜川市
187	茨城県桜川市真壁町山尾字北戸張一〇四六番	畑	526	桜川市
188	茨城県桜川市真壁町山尾字北戸張一〇五一番	田	318	桜川市
189	茨城県桜川市真壁町山尾字北戸張一〇五三番	田	121	桜川市

NO.	所在地	地目	面積(m ²)	所有者
1	茨城県桜川市真壁町古城字本丸三七〇番	宅地	409.64	民地
2	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四六三番	畑	184	民地
3	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四七九番	田	696	民地
4	茨城県桜川市真壁町古城字瀬戸四八〇番	原野	892	民地

四、計画対象範囲（指定地外）の現状

第1章の図1-8に示した計画対象範囲のうち、指定地外の部分についての現状は、史跡指定地の北側から東側、南側にかけてはほとんどが農地となっている。南側の一部には主要地方道石岡筑西線の上曽トンネル及びその取り付け道路が開通した。それに対し、史跡指定地の西側は茨城県道41号つくば益子線が南北に通っており、周辺は住宅地となっている。

(4) 指定後の調査成果

一、発掘調査の経緯

国史跡指定後の試掘・発掘調査の経緯は表3-3の通りである。

表3-3 発掘調査経緯

年度	面積	調査地区	調査成果
平成7～8年度 (1995～1996)	2,275	本丸、二の丸、 中城、外曲輪	次年度以降の発掘調査に向けた試掘調査。トレンチ調査を主体とし、覆土や整地層の状況を確認。
平成9～11年度 (1997～1999)	7,926	外曲輪南部・中央部 ・南西部	外曲輪南虎口周辺の調査。門・土塁等の範囲を確認。 外曲輪中央部・南西部の調査。IIIの堀の状況等を確認。
平成12・13年度 (2000・2001)	2,511	外曲輪中央部 中城中央部・南部	外曲輪中央部の調査。薬研堀の範囲確認。 中城中央部・南部の調査。庭園遺構・通路跡等を確認。
平成14年度 (2002)	2,256	外曲輪北部	外曲輪北虎口周辺の調査。虎口構造や通路跡の確認。
平成15～17年度 (2003～2005)	4,341	外曲輪北西部 中城中央部	外曲輪北西部の調査。平坦部の土地利用状況を確認。 中城中央部の調査。庭園遺構・建物跡等を確認。
平成18年度 (2006)	1,515	中城南西部	中城南西部の調査。堀跡と橋跡を確認。
平成19～22年度 (2007～2010)	4,068	中城北部 外曲輪北東部	中城北部の調査。中城東虎口・北虎口周辺の状況を確認。 外曲輪北東部の調査。IVの堀内の障子を確認。
平成26～令和6年度 (2014～2024)	5,940	中城中央部	中城中央部の調査。庭園遺構全体の遺構確認。

二、発掘調査の成果

真壁城跡では発掘調査で検出された土層の堆積状況や整地層の状況及び、出土遺物の観察等により得られた知見を基に、大きく I 期から VI 期の時期区分を行っている。ここでは各期の概要図を示し古代から中世の遺構変遷を記す。

○中世以前

中世以前の状況は不明瞭な点が多いものの、奈良～平安時代前期ごろ（8～9世紀）の竪穴建物跡や掘立柱建物跡が数基、中世整地層の下から検出されている。これらの古代遺構は、真壁城跡が所在する舌状台地の南側縁辺部を中心に見つかっており、台地南側に古代の集落が形成されていた可能性は高い。

研究史的には城跡の下層に古代真壁郡衙が所在していた可能性が指摘されている。外曲輪第 17 地点で検出された遺構には 1 m 規模の大型柱穴も含まれており、何らかの官衙的施設があった可能性はあるものの、トレンチ調査による部分的な検出であり、真壁郡衙と関連する遺構かどうかの判断は困難である。

○13～15 世紀前半

真壁城の史料上の初見は興国 2 年（1341）と推定される「北畠親房事書」（相良結城文書）である。また、応永 30 年（1423）の「鎌倉公方足利持氏感状写」（一本文書）には「常州真壁城責」の記述もみられる。しかし、これまでの発掘調査では史跡内から 13～15 世紀前半の遺構は検出されていない。

一方、文献史料の検討などから、14～15 世紀前半代における真壁氏の本拠は、本史跡の西方約 1.6km に位置する亀熊城跡であるとする説があり（齋藤慎一 1994・2002・2006）、亀熊城跡内からは 14～15 世紀代の遺物も採集されている（宇留野 2007）。

○真壁城跡 I 期：15 世紀中葉

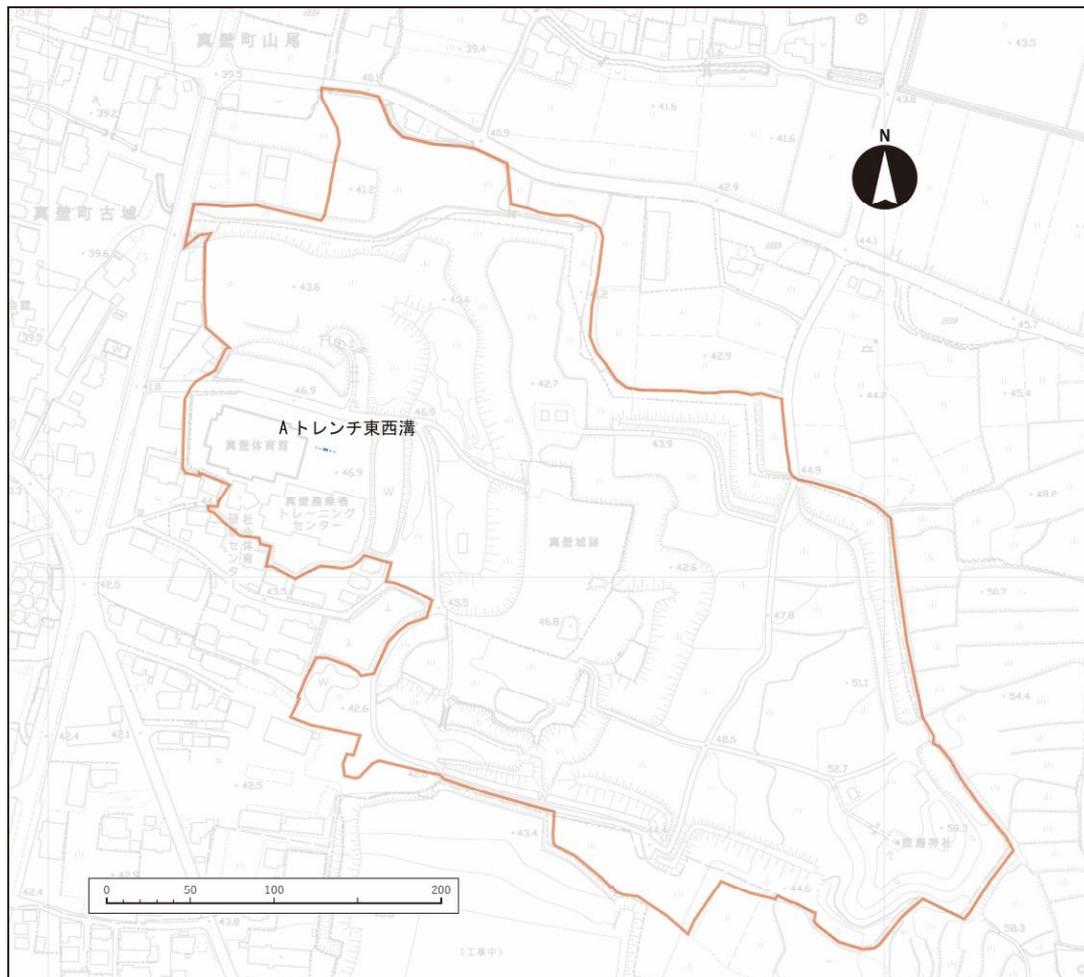


図 3-2 遺構変遷図（真壁城跡 I 期）

真壁城跡 I 期は発掘調査で確認できた中世最古期の時期区分である。現存する曲輪群が造成される以前の段階で、検出された遺構は本丸地区 A トレンチの東西溝のみである。

この A トレンチ東西溝は屋敷地を区画する溝跡と推定され、大量のかわらけが出土している。出土したかわらけには手づくね成形かわらけは含まれず、全てロクロ糸切成形かわらけである。常陸国内の手づくね成形かわらけは概ね 13 世紀に出現し 15 世紀中葉には廃絶すると考えられていること、本丸地区で比較的多く出土する古瀬戸陶器が古瀬戸後 IV 期古段階（1440～1460 年ごろ）であることなどから、真壁城跡 I 期は 15 世紀中葉と比定している。

○真壁城跡Ⅱ期：15世紀後葉

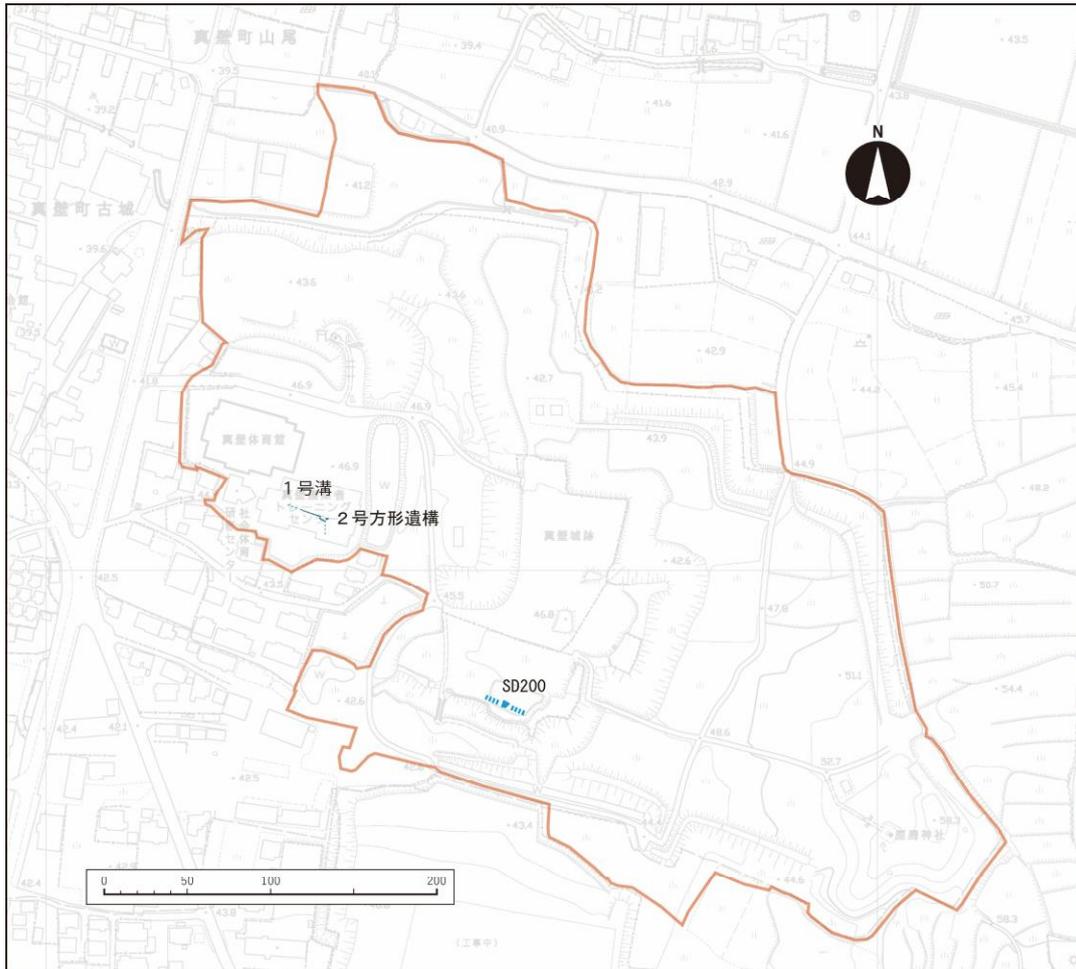
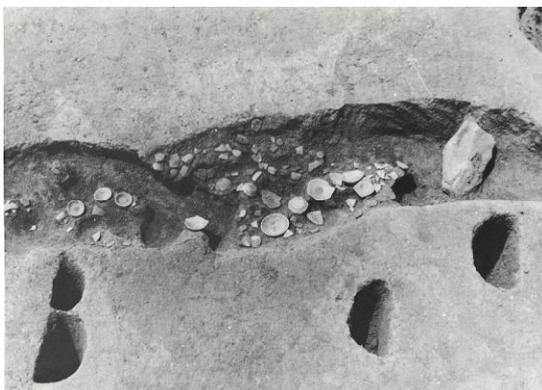


図3-3 遺構変遷図（真壁城跡Ⅱ期）

真壁城跡Ⅱ期の遺構は本丸地区の1号溝や2号方形遺構、中城地区のSD200などで、Ⅰ期に引き続き曲輪群が造成される以前の屋敷区画溝跡と推定される。遺構の重複関係や出土遺物から15世紀後葉と比定している。



1号溝（北から）



1号溝（東から）

○真壁城跡Ⅲ期：15世紀末～16世紀第1四半期

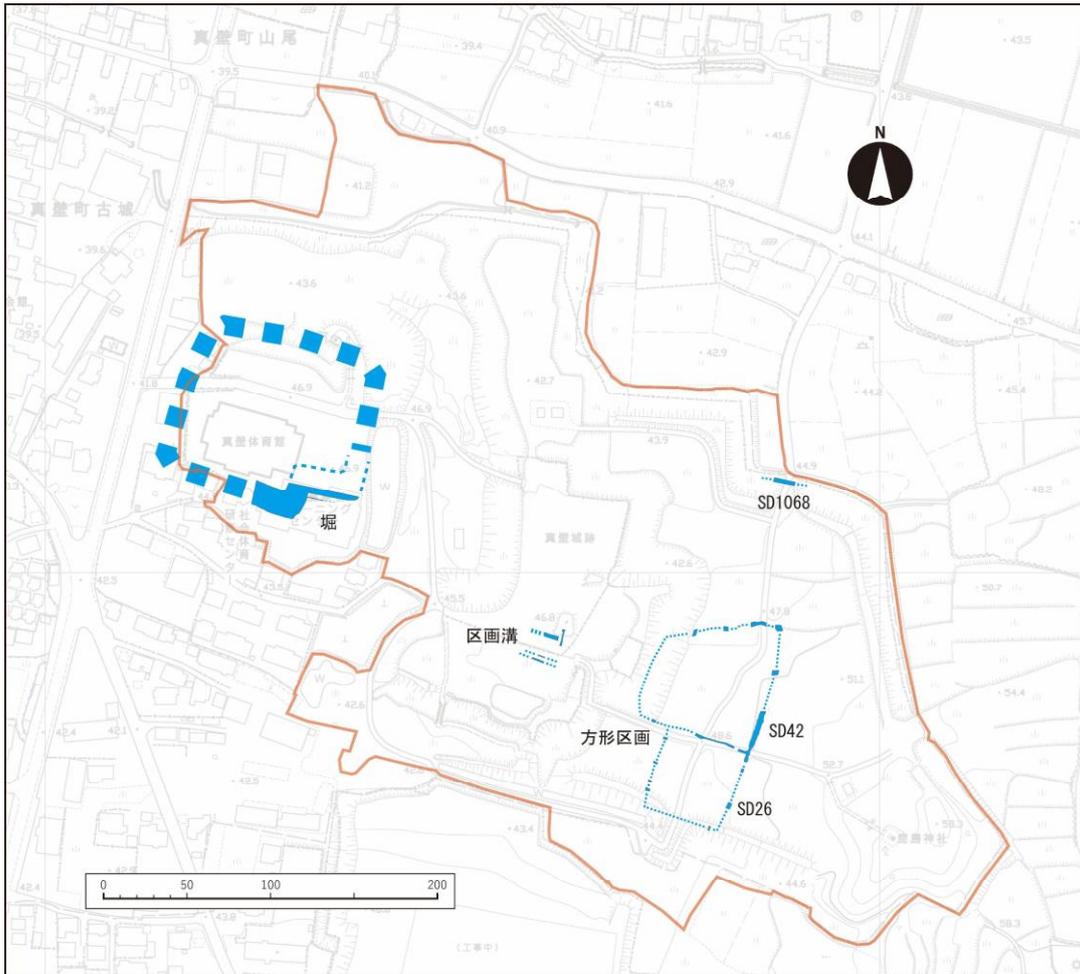


図3-4 遺構変遷図（真壁城跡Ⅲ期）

真壁城跡Ⅲ期の遺構は本丸地区の堀や外曲輪地区のSD26・42などで、これらの堀により複数の区画が造成される。

外曲輪地区では一辺約50mと70mの2つの方形区画を確認し、本丸地区で検出された堀も一辺100m前後の方形区画になるものと想定される。区画を形成する堀は薬研堀もしくは箱薬研堀であるが、本丸地区の堀は上幅15m、下幅2m、深さ6.6mと大きなものであるのに対し、外曲輪地区の堀は上幅2～5m、下幅0.2～0.9m、深さ0.7～2.5mと比較的規模が小さいため、方形区画間でも格差があった可能性がある。同様な薬研堀は外曲輪地区の北側（SD1068）でも検出され、この付近にも方形区画があったと想定される。

また、中城地区では薬研堀ではないが、外曲輪地区のSD26・42などと同様の堆積状況を示し、出土遺物も同時期のものである溝跡が複数検出され、これらも本期の区画溝



本丸堀（東から）

であったと考えられる。

これらの区画の内部構造は明瞭にはわからないが、区画と方向軸が同一の掘立柱建物跡なども複数検出されていることなどから、検出された方形区画はそれぞれが館で、本期は階層性を持つ複数の館が集合する群郭構造の城郭となっていたと想定される。時期は出土遺物等から15世紀末～16世紀第1四半期と比定している。

○真壁城跡Ⅳ期：16世紀第2四半期

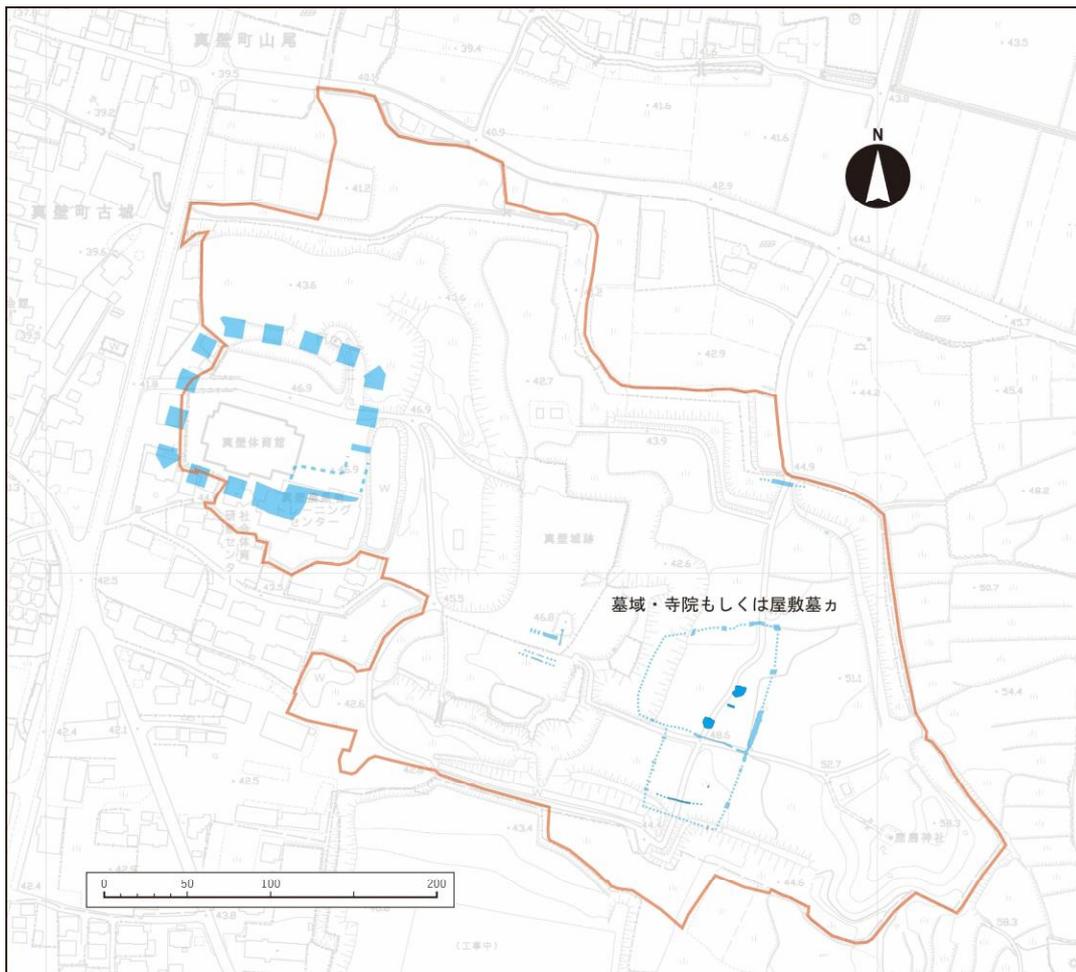


図3-5 遺構変遷図（真壁城跡Ⅳ期）

真壁城跡Ⅳ期はⅢ期で形成された方形区画や区画溝が埋没しつつも残存しており、一部の方形区画内からは土坑墓や塚墓のような遺構とともに五輪塔の部材などが検出され、墓域が形成されていたと考えられる。ただし、確認できた土坑墓等は少数ですべての区画が墓域になったとまでは言えず、いくつかの区画（館）が墓域もしくは寺院等に機能が変化した、あるいは館内に屋敷墓を造成したものと考えられる。時期は16世紀第2四半期に比定している。

○真壁城跡V-1期：16世紀第3四半期の前半

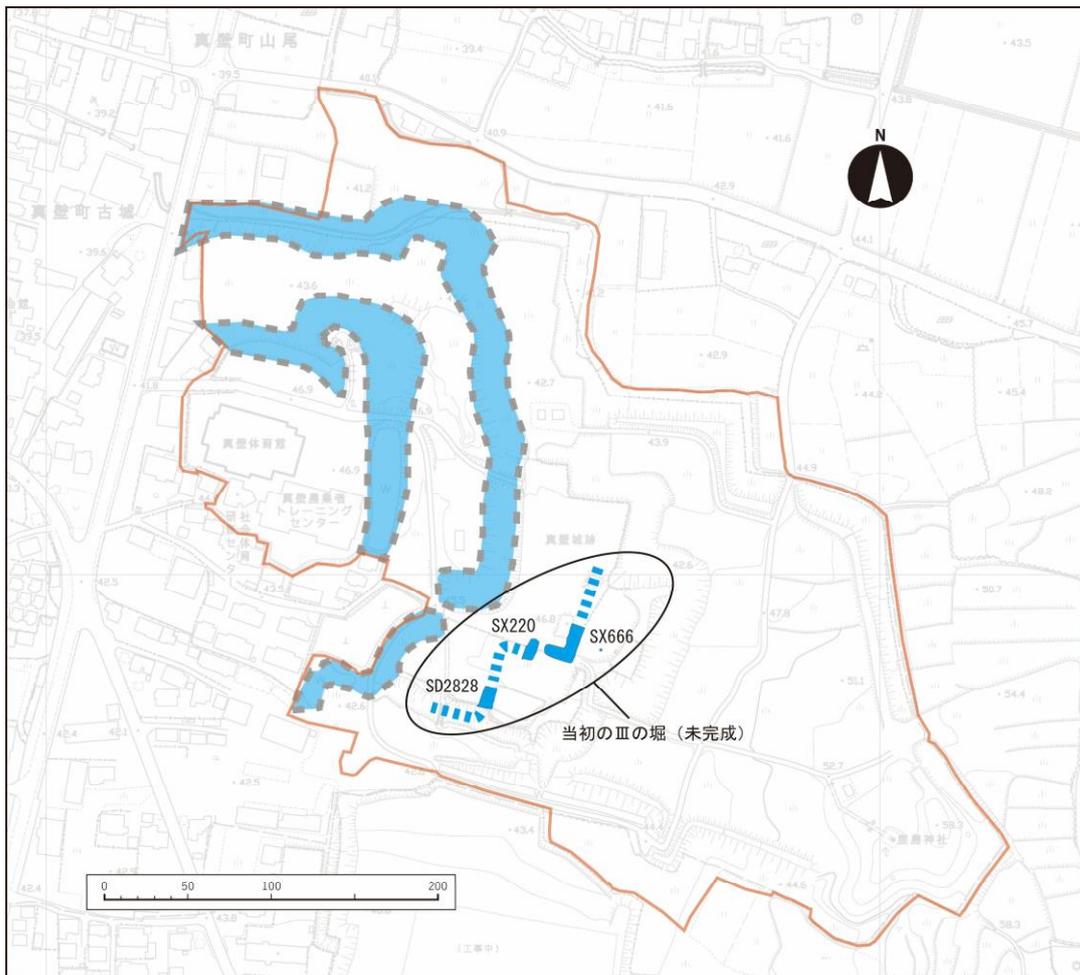


図3-6 遺構変遷図（真壁城跡V-1期）

真壁城跡V期はV-1期とV-2期の2小期に細分される。

V期では前代までの遺構を全面的に埋め立て、斉一性の高い整地土で整地し、新たな縄張りによる曲輪群を造成している。これにより現在みられるような本丸・二の丸・中城・外曲輪等の曲輪が形成されるが、その際に一度掘削し始めた堀を埋め戻し、プラン変更を行った痕跡が確認された。

この堀跡（SX220・SX666・SD2828）は幅約6～8mで、遺構の深さや形状が一定しない未完成の堀である。当初の計画ではこの部分に中城と外曲輪を分割するⅢの堀を掘削する予定であったものを、途中で計画変更して堀を埋め戻し、中城を広くする形でⅢの堀を新たに掘りなおしたものと考えられる。

前述したように本期は大規模な曲輪造成を行っている時期であるが、その過程で計画変更が行われたことが確認でき、出土遺物でも前後関係が確認できたため時期区分を細分し、16世紀第3四半期の前半をV-1期としている。ただし、この時期の本丸や二の丸・外曲輪などの具体的な形状は不明である。

○真壁城跡V-2期：16世紀第3四半期の後半

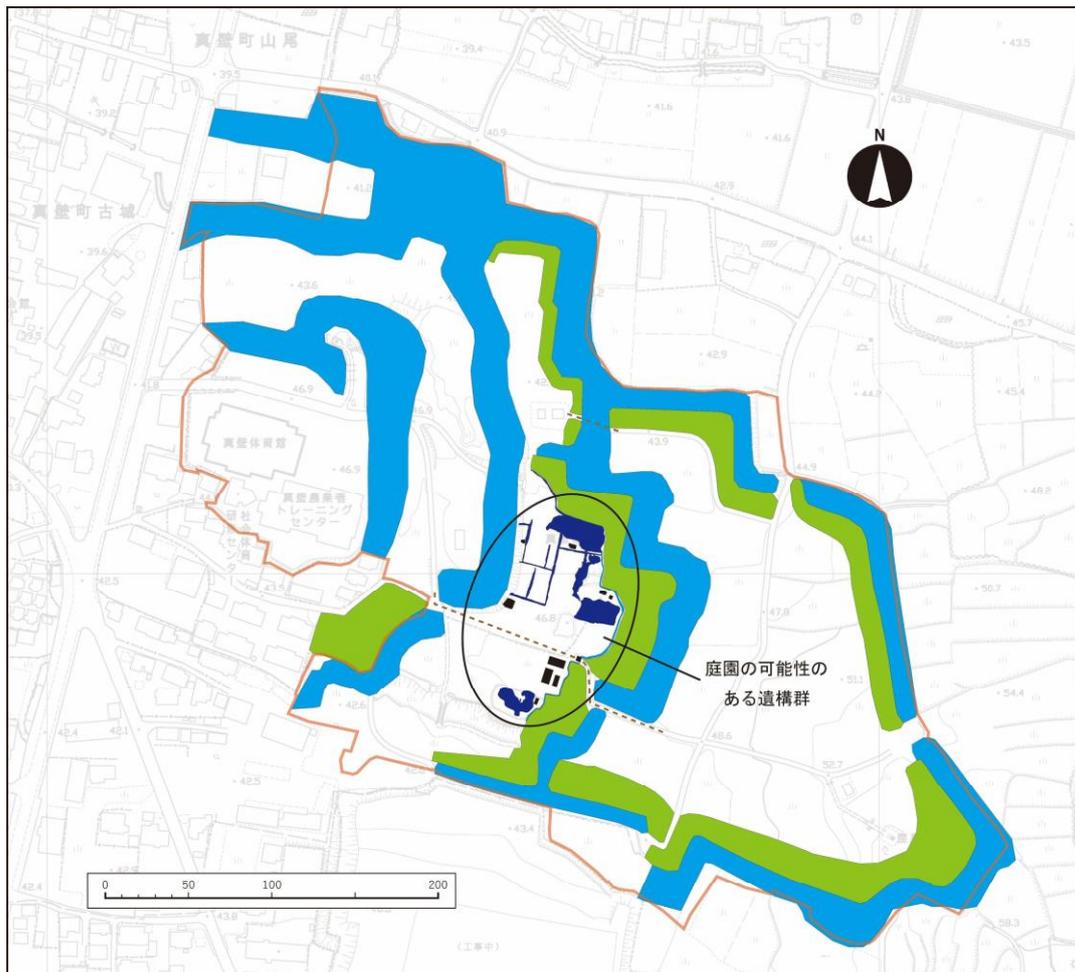


図3-7 遺構変遷図（真壁城跡V-2期）

真壁城跡V-2期はV-1期で造成された曲輪群の一部を変更し、中城地区に庭園の可能性のある遺構群を造成する時期である。この遺構群は、V-1期に作られた堀跡（SX220等）を埋め立てて、新たに40～50mほど東にIIIの堀を掘りなおすことによって空間を広げたエリア（中城中央部）に構築されている。中心となる遺構は土塁裾部に造られた3つの池跡で、北側の池跡は東西約30m、南北約10m、中央の池跡は東西約25m、南北約14m、南側の池跡は東西約20m、南北約8m。深さはいずれも0.1～0.3mほどの浅いものである。池には部分的に黒石や白石が貼られているが、大きな景石等はない。池跡の周囲には少数の掘立柱建物が確認されている。北と中央の池跡は水路でつながっているが、いずれの池跡も河川などから導水はしていない。雨水や土中から染み出す水を引き込んでのみで、掘り込みの深さが浅いことから、当時の池は常時帯水していたものではなく、雨後に水をせき止めるなどして水面を創出していたものと考えられる。時期は16世紀第3四半期の後半に比定している。

○真壁城跡VI期：16世紀第4四半期

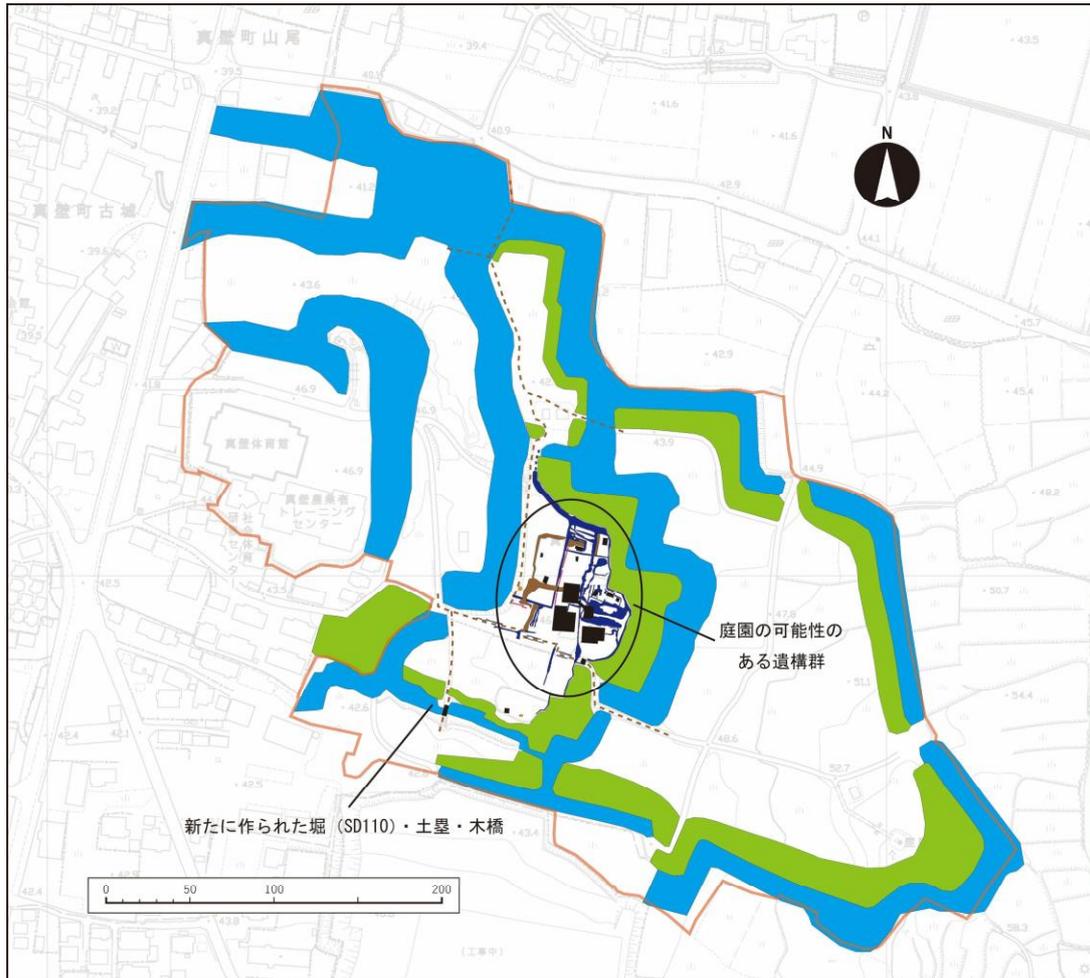


図3-8 遺構変遷図（真壁城跡VI期）

真壁城跡VI期は出土遺物の編年からVI-1期とVI-2期の2小期に細分される。ただし、遺構では中城に構築された庭園の小規模な改変が確認できるのみのため、ここでは変遷図を細分化せず、VI期としてまとめて図示した。

中城に造成された庭園要素は中央部に集中するようになる。北側の池跡と中央部の池跡は前代に比べやや小さくなり、中洲や州浜などが追加され複雑な形状に改変されている。中央の池跡周辺には複数の掘立柱建物跡と1棟の礎石建物跡が検出された。礎石建物は東西7間、南北8間と大型である。これらの建物は会所等の施設であったと想定される。また中央の池跡に重複するように検出された掘立柱建物跡は斜交する通路状施設で別の建物跡とつながっており、形状から能舞台であった可能性が考えられる。他にも茶室の可能性の高い建物跡や石組溝、飛び石などが作られている。

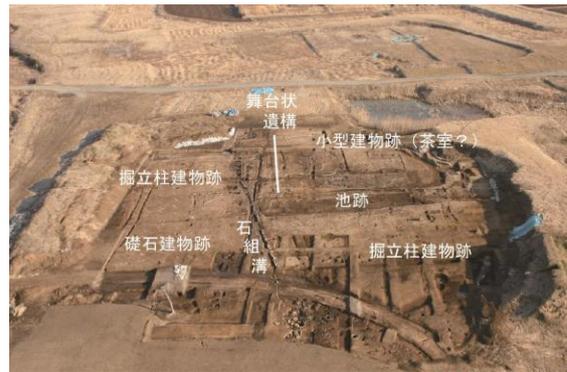
中城の南部にあった池跡は埋め戻され、代わって東西に薬研堀（SD110）が掘削される。この薬研堀はIII期に外曲輪で確認されたものとは異なり上幅5～7

m、下幅0.2～1m、深さ4mほどの比較的大きなもので、IIの堀とIIIの堀を繋ぐように掘削されている。堀の中央部には橋脚跡も検出され、新たに虎口が構築されている。虎口部分の土塁痕跡からみると櫓が存在した可能性があり、この時期に城郭の防備を増強している様子が伺える。

VI期は16世紀第4四半期に比定しているが、前述したように出土遺物からVI-1期とVI-2期の2小期に細分し、16世紀第4四半期の前半をVI-1期、後半をVI-2期としている。



中城庭園状遺構群（北から）



中城庭園状遺構群（南から）



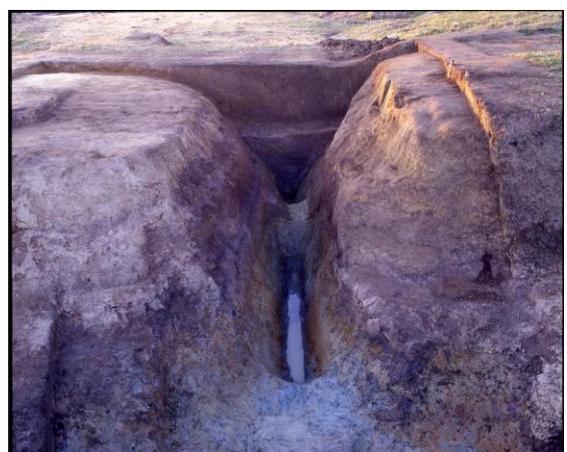
石組溝（南から）



飛び石（西から）



かわらけ集中出土地点（礎石建物跡付近）



薬研堀（SD110）とIIIの堀合流地点

○発掘調査成果のまとめ

以上のように、発掘調査では種々の遺構・遺物が出土しているが、特に中城中央部では庭園跡と考えられる遺構群が検出された。これは苑池といくつかの建物跡からなるもので、会所と考えられる大型の建物跡や、茶室の可能性が高い建物跡などが確認されている（宇留野 2008b・2011・2016、大澤伸啓 2009）。

また、苑池や建物跡などの周辺からは大量のかわらけや茶道具を含む陶磁器類に加え、香道具（箸）や碁石、サイコロなど特殊な遺物も出土しており、庭園の要素を持つ遺構群、遺物が確認された。

中世城郭内部からの庭園遺構の検出は近年全国的に増加しているが、例えば近隣の小田城跡における小田氏のように、守護級以上の武家の事例が多い中、国人領主・国衆級と言える真壁氏においても庭園を構えていた可能性が判明したことは重要な成果である。そして、茶道具や香道具等の出土は、真壁氏に関わる諸史料にみられる連歌の興行記録（「石苔 下（抄）」）や猿楽師との繋がりを示す記述（「當家萬覚書」『真壁家資料一括』）と合わせて、当時の文化芸術や生活、さらには武士の外交の実態を類推することができる貴重な事例となっている。

また、城内から大量に出土しているかわらけは在地産であり、その形態や製作技法、胎土などから分類され、精緻な編年案の提示が可能となった。この編年案は中世遺跡の年代判定を行う際の「ものさし」として使用され、茨城県内のみならず近隣地域でも引用されており、中世考古学の進展の一助となっている。



堀底から一括出土したかわらけ



香箸



池跡周辺から出土した天目茶碗



石製サイコロ

三、城下町との関連性に関する調査成果

真壁城の西側には城下町が存在したことが早くから指摘されていたが、市村高男氏は、高野山清浄心院の『常陸日月牌過去帳』の分析などから、遅くとも16世紀初頭頃には宿が成立しており、天正年間（1573～1592）には現在の基本街区が形成されていたと分析した。その規模・充実度は常陸国内でも5指に入るものとされている（市村1996）。

寺崎大貴氏は市村氏の研究を踏まえ、新たな史料や地域の細かな地名などを元に真壁城下町の復元を行い、周辺の郷村を含めた範囲における15世紀初頭から17世紀初頭までの城下町の変遷を明らかにした（寺崎2006）。

宇留野主税氏は真壁城跡の発掘調査成果を分析する中で、15～16世紀における城郭構造の変遷を明らかにし、基本となる主軸方位を見出した。この主軸方位を市村氏・寺崎氏の分析した城下町構造に当てはめることで城と城下町の成立過程を復元した。これにより現代の真壁町に残る町並みの基礎となる町割り（道路軸）と、真壁城跡で検出された遺構に見る主軸方位には関連性があり、中世末期から近世初頭に城郭構築と同時期に行われた町割りが、現代につながっていることが明らかにされた（宇留野2008a）。

藤川昌樹氏は江戸時代に作成された2枚の町絵図の分析を進め、町内に残された各種史料と合わせることで、近世の町並み構成について検討した。これにより慶長7年（1602）の真壁城廃城後、新たに浅野家の陣屋がおかれ、真壁町と呼ばれるようになっていく町並みは、陣屋町として真壁藩の中心地となり、元和8年（1622）の浅野氏の笠間移封後も陣屋町としての空間構成を維持していたこと、旧城下町である町屋村、旧城跡である古城村、さらにこれらの西側に位置する飯塚村の3村が一つのまとまりを持って都市的な場を構成していたことを明らかにした（藤川2006）。

こうした研究により、真壁城跡とその城下町を起源とする真壁の町並みは歴史的なつながりを有するものであることが明確化された。真壁の町並みには江戸時代末期から昭和初期にかけての多彩な様相を持つ歴史的な建築物が数多く残され、平成22年（2010）には茨城県内唯一の国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

城跡と重要伝統的建造物群保存地区は一体であり、真壁城跡は400年以上前の遠い過去の遺跡ではなく、現在まで人々の生活が継続し、観光客が訪れる真壁の町並みの基礎となっていることが実体験できる場である、という点は新たな価値として評価できよう。

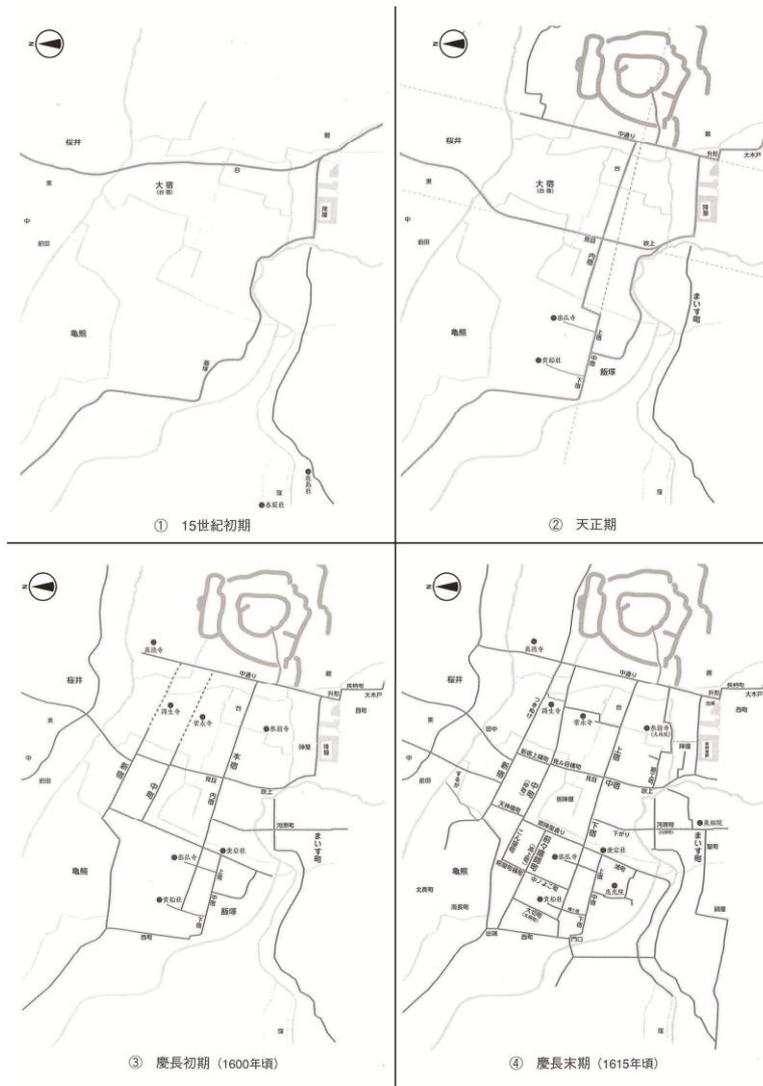


図 3 - 9 真壁城下町の変遷推定図 (寺崎 2006 に一部加工して転載、図上が真壁城)



図 3 - 10 慶長初年頃の真壁城と城下町の主軸方位 (宇留野 2008a より転載)

第4章 史跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値

真壁城跡の有する歴史的・学術的価値について、第3章に挙げた指定説明文に明示された評価を踏まえ、国史跡に値する本質的価値として、次の2点に整理した。

【戦国時代末期の北関東における高度な築城技術を明瞭に観察することができる】

真壁城跡は筑波山系から低地へ延びる尾根上に築かれた城で、東西約930m、南北約570mの規模を持つ。城跡の西側1/3ほどは近世以降市街地化しているものの、全体の2/3程度は遺構が良好な状態で残存している。

遺構は堀と土塁を主体とし、石垣を用いない北関東の戦国時代における城郭の特徴をよく表している。また、堀や土塁に多数の屈曲部を設けたり、虎口の内外で高低差をつけたりするなど、防御に関する工夫が随所にみられる。一方では傾斜地に築かれた城郭内に段差を設けることで平坦面を造成し屋敷地とすることや、溝を各所に掘ることにより豊富な地下水や雨水を排水する仕組みなど、生活に関わる工夫も見ることができ、城郭が実際にどのように使われていたのかを視覚的に体験することができる。

【中世城郭の展開過程を示す遺構が良好に残存している】

真壁城跡は、真壁氏祖である平長幹が入部したとされる平安末期から、慶長7年(1602)の秋田転出までの400年以上にわたって真壁地域の領主であった真壁氏の本拠である。

真壁氏の本拠は、15世紀中ごろに近隣の城郭から現在の真壁城の地へ移動があったことが真壁氏に関わる文書の分析から示され、中世武士の本拠のあり方について新たな視点を与える研究の嚆矢となった。その後進展した発掘調査によって城郭の本丸より東側部分の遺構から、15世紀中葉を最古期とする成果が得られ(第3章(4)二参照)、相互に矛盾しない結果となった。さらに15世紀中葉以降、館の集合体から長大な横堀を構える戦国期の城郭へと段階を追って城の形状が変化していることが判明し、近世初頭の破城の痕跡まで見ることができた。

こうした城郭の発展過程を示す遺構が良好に残されていることは、真壁城跡の大きな特徴の一つといえる。

(2) 構成要素

真壁城跡の史跡としての価値を構成する要素を以下の通り整理する。

表 4-1 史跡を構成する要素

分類		構成要素
指定地内	史跡の本質的価値を構成する要素	遺構（曲輪、堀、土塁、地下遺構など） 遺物（かわらけ、陶磁器、鉄砲玉など） 地形
	保存活用に資する要素	便益施設（ベンチなど）
	その他の要素	既存施設（体育館など）、獣害防止柵
指定地外	周辺環境を構成する要素	真壁の町並み 真壁氏累代の墓地及び墓碑群、関連寺社 中世城郭遺構（亀熊城跡、谷貝城跡など）
	史跡の理解に有効な要素	中世文書 中世資料（金石文、棟札など） 地名 真壁伝承館歴史資料館

第5章 史跡の現状と課題

(1) 保存管理

一、保存管理の現状

- ①史跡内は整備完了・未完了地点を問わずおおむね草地となっている。また、史跡の周辺には山林や田畑が多く所在し、特に近年は耕作放棄地の増加によりイノシシの生息数が増加している。これにより史跡内の土地をイノシシが掘り起こす事例が多発しているため、対策として史跡の外周にイノシシ防除のための柵を現状変更の手続きを行ったうえで設置している。
- ②本丸に真壁体育館・トレーニングセンターなどの公共施設が所在している。
- ③史跡内は順次公有化を実施し、193筆中189筆については市有地となっている。残り4筆は民地（共有地）となっており、市と地権者との間で賃貸借契約を締結している（第3章（3）三参照）。
史跡の東端部の鹿島神社及び本丸の稲荷神社周辺は宗教法人の所有地となっており、史跡指定からは除外されている。

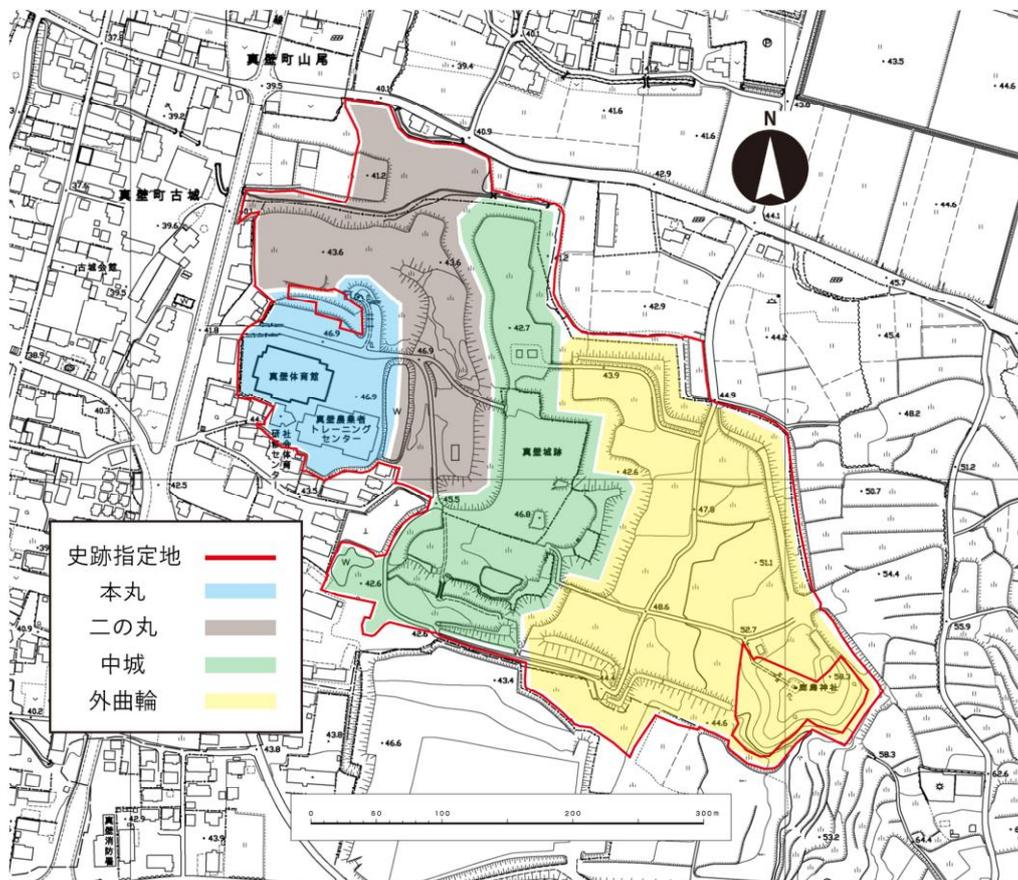


図5-1 史跡真壁城地内の地域呼称区分図

二、保存管理の課題

①遺跡の保護

史跡内はおおむね草地となっているため、年間を通して除草作業を行う必要がある。史跡内の土地をイノシシが掘り起こす事例が多発しており、その対策として史跡外周に防除柵を設置しているが、被害は依然発生しており、追加の対策が課題となっている。



イノシシ防除柵と被害状況

②史跡と関わりのない施設等の除去

本丸に所在する体育館やトレーニングセンター等、史跡と関わりのない施設の除去を行う必要がある。



本丸の体育館・駐車場等

③追加指定や土地の公有化

真壁城跡は史跡指定地周縁にも遺構が広がっている可能性がある。今後、史跡指定地の周辺地域において、本史跡と関連する重要遺構等が確認された場合、遺構の状況や土地利用の状況に応じて追加指定や公有化を検討していく必要がある。

表 5 - 1 保存管理の現状と課題

	現状	課題
①	史跡内は整備完了・未完了地点を問わずおおむね草地となっている。 近年は史跡内の土地をイノシシが掘り起こす事例が多発しているため、対策として史跡の外周にイノシシ防除のための柵を現状変更の手続きを行ったうえで設置している。	○遺跡の保護 史跡内はおおむね草地となっているため、年間を通して除草作業を行う必要がある。イノシシ対策として史跡外周に防除柵を設置しているが、被害は依然発生しており、追加の対策が課題となっている。
②	本丸に真壁体育館・トレーニングセンターなどの公共施設が所在している。	○史跡と関わりのない施設等の除去 本丸に所在する体育館やトレーニングセンター等、史跡と関わりのない施設の除去を行う必要がある。
③	史跡内は193筆中189筆は市有地となっている。残り4筆は民地で、市と地権者との間で賃貸借契約を締結している。 史跡の東端部の鹿島神社及び本丸の稻荷神社周辺は宗教法人の所有地となっており、史跡指定からは除外されている。	○追加指定や土地の公有化 史跡指定地の周辺地域において、本史跡と関連する重要遺構等が確認された場合、遺構の状況や土地利用の状況に応じて追加指定や公有化を検討していく必要がある。

(2) 活用

一、活用の現状

- ①市内外の任意団体等からの案内依頼が月に複数件あり、随時対応している。
その他自由に見学をされている方を含め、年間 2000 人程度の来訪者がいると推定している。

また、発掘調査を実施する年度においては、毎年発掘調査現地説明会を開催し、当該年度の調査成果を現地で説明し、夏休み期間中には児童生徒を対象とした発掘体験講座も実施している。

- ②市内の小学校（義務教育学校）で使用される社会科副読本に真壁城跡に関する解説や写真を掲載し、郷土の歴史に関する授業の中で真壁城跡について学ぶ機会を設けている。

さらに、真壁地区の小学校（義務教育学校）では総合的な学習の時間の一環で真壁城跡に関する調査・発表が行われており、現地学習等に活用されている。

- ③真壁城跡に関するパンフレットを複数制作し、配布している。一部は本丸に設置したポストに置いており、普段は無人である現地で見学者がいつでも手に入れられるようにしている。

さらに、桜川市の公式ホームページ上に真壁城跡に関するページを公開し、動画サイト（YouTube）には市所属の地域おこし協力隊と協働で作成した案内動画を掲載している。また、桜川市デジタルアーカイブ上には真壁城跡をインターネット上で探索できるバーチャルツアーや、ドローンで撮影した空中写真を見ることができると特設ページも作成している。一方、市の広報誌には定期的に「資料館だより」を掲載しており、インターネットに触れる機会の少ない層向けにも情報発信を行っている。

- ④史跡の西方約 600mにある真壁伝承館歴史資料館（以下「歴史資料館」という）では、真壁氏と真壁城跡に関する展示を行うとともに、関連する展示図録や真壁城跡の御城印の販売も行っている。この歴史資料館の所在するエリアは、真壁城の城下町から発展した町場であり、「真壁の町並み」として重要伝統的建造物群保存地区に選定され、近年は来訪者数も増加傾向にある。

二、活用の課題

- ①史跡を活用した現地でのイベント等の開催

発掘調査期間には説明会や発掘体験講座など、現地でのイベントを開催してきた。今後も整備完了部分などを活かした現地での教育普及イベントを検討する必要がある。

- ②学校教育・生涯学習施策との連携強化

近隣の学校では総合学習の中で真壁城跡に触れる機会はあるが、今後はより多くの児童生徒にも学びの機会を提供できるよう、出前授業のような場を設

ける必要がある。

また、生涯学習施策とも連携し、広く市民が真壁城跡に代表される地域全体の文化財に親しみを持てるような環境を整備していく必要がある。

③情報発信の強化

史跡内に設置しているポスト内のパンフレットは常時設置のため来訪者から好評を得ており、今後は内容の充実や設置箇所の増設などを検討していく必要がある。

一方、桜川市公式ホームページをはじめとして、インターネット上にいくつかのコンテンツを作成し、広報を進めているが、史跡に対する認知度は必ずしも高いものとは言えず、今後アクセス数などを増加させていくため、さらなる内容の充実が課題となっている。

④展示解説や頒布資料の充実、真壁の町並みとの連携強化

歴史資料館では展示解説や資料頒布などを行っているが、これらの定期的な更新や内容の充実を今後とも継続していく必要がある。さらに、歴史資料館や真壁の街並みへの来訪者を真壁城跡の現地へも誘導し、一体的な活用が図れるよう連携を強化する必要がある。



発掘体験の様子



社会科副読本



デジタルアーカイブ上の真壁城跡



真壁城御城印

表 5 - 2 活用の現状と課題

	現状	課題
①	<p>史跡には年間2000人程度の来訪者がいると推定している。</p> <p>発掘調査を実施する年度においては、毎年発掘調査現地説明会を開催し、夏休み期間中には児童生徒を対象とした発掘体験講座も実施している。</p>	<p>○史跡を活用した現地でのイベント等の開催</p> <p>発掘調査期間には説明会や発掘体験講座など、現地でのイベントを開催してきた。今後も整備完了部分などを活かした現地での教育普及イベントを検討する必要がある。</p>
②	<p>市内の小学校等で使用される社会科副読本に真壁城跡に関する解説や写真を掲載し、郷土の歴史に関する授業の中で真壁城跡について学ぶ機会を設けている。</p> <p>さらに、真壁地区の小学校（義務教育学校）では総合的な学習の時間の一環で真壁城跡に関する調査・発表が行われており、現地学習等に活用されている。</p>	<p>○学校教育・生涯学習施策との連携強化</p> <p>今後はより多くの児童生徒にも学びの機会を提供できるよう、出前授業のような場を設ける必要がある。</p> <p>生涯学習施策とも連携し、市民が真壁城跡に代表される地域全体の文化財に親しみを持てるような環境を整備していく必要がある。</p>
③	<p>真壁城跡に関するパンフレットを制作し本丸に設置したポストに置いており、現地ですべて手に入れられるようにしている。</p> <p>桜川市の公式ホームページ上に真壁城跡に関するページを公開し、動画サイトには案内動画を掲載している。</p> <p>③ 桜川市デジタルアーカイブ上には真壁城跡をインターネット上で探索できるバーチャルツアーや、ドローンで撮影した空中写真を見ることができる特設ページも作成している。</p> <p>市の広報誌には定期的に「資料館だより」を掲載している。</p>	<p>○情報発信の強化</p> <p>史跡内に設置しているポスト内のパンフレットは常時設置のため来訪者から好評を得ており、今後は内容の充実や設置箇所の増設などを検討していく必要がある。</p> <p>桜川市公式ホームページをはじめとして、インターネット上にいくつかのコンテンツを作成し、広報を進めているが、史跡に対する認知度は必ずしも高いものとは言えず、今後アクセス数などを増加させていくため、さらなる内容の充実が課題となっている。</p>
④	<p>真壁伝承館歴史資料館では、真壁氏と真壁城跡に関する展示を行うとともに、関連する展示図録や真壁城跡の御城印の販売も行っている。この歴史資料館の所在するエリアは、真壁城の城下町から発展した町場であり、「真壁の町並み」として重要伝統的建造物群保存地区に選定され、近年は来訪者数も増加傾向にある。</p>	<p>○展示解説や頒布資料の充実、真壁の町並みとの連携強化</p> <p>歴史資料館では展示解説や資料頒布などを行っているが、これらの定期的な更新や内容の充実を今後とも継続していく必要がある。歴史資料館や真壁の街並みへの来訪者を真壁城跡の現地へも誘導し、一体的な活用が図れるよう連携を強化する必要がある。</p>

(3) 整備

一、整備の現状

- ①発掘調査を完了した外曲輪地区と、中城地区南部の一部については整備工事を完了し、常時公開している。

整備は、平場については保護盛土層を設けたうえで上面に芝などの植栽を行い、発掘調査により道跡が確認された部分については一部土系舗装による園路整備を行っている。堀跡は現状のまま維持し、土塁については、外曲輪東端及び中城東端に一部残存していた土塁は現状を維持し、それ以外の部分については発掘調査により判明した土塁幅から計算した角度で土塁を復元し、上面には柵または低木を設置・植樹している。中城の南部においては堀を渡る橋の跡が検出されたため、木橋を整備している。

- ②指定地内2か所に全体図と城跡の概要を記した説明看板を設置し、説明文には英語表記を併記している。また、城内の要所にはその地点の遺構に関する説明文を書いた小看板を設置し、一部の看板には市公式ホームページ上の案内動画に接続できるようQRコードを記している。
- ③便益施設として来訪者用の休憩ベンチを複数箇所設置している。来訪者用のトイレは現在設置しておらず、本丸の体育館トイレまたは二の丸の維持管理作業用の仮設トイレを使用している。
- ④史跡の西側を通る県道41号線には真壁城跡の案内看板を設置し、近接して路線バスのバス停も設置している。一方、南側を通る主要地方道石岡筑西線では桜川市と石岡市を結ぶ上曽トンネルが令和7年9月に開通し、交通量が従来より増加しているが、現在のところ案内看板が設置されていない。なお、史跡を訪れる人の多くは車で来訪し、その際の駐車場は本丸の体育館駐車場、または二の丸の平坦地を使用している。

二、整備の課題

- ①整備工事の推進

中城の中央部及び北部は発掘調査が完了したため、その成果に基づいて整備を進める必要がある。一方、本丸及び二の丸については遺構の全容が十分に把握できていないため、今後計画的に発掘調査を行って遺構の範囲や残存状況等を把握するとともに、文献資料などによる調査も併せて実施し、それらの成果に基づいて整備を進めていく必要がある。

- ②説明看板の充実

史跡内には説明看板を2か所設置しているが、面積が広いいため数を増やす必要がある。小看板も同様に追加や情報の更新を行っていく必要がある。

- ③便益施設の整備

現在来訪者が使用できるトイレは、本丸体育館及び二の丸仮設トイレである

が、今後整備が進捗していく過程で両者とも除去する予定である。また、休憩用のベンチを複数設置してあるが、史跡の広さに比して数が少ない状況である。そのためこれらの便益施設について計画的に整備していく必要がある。

④アクセス経路・駐車場の整備

史跡に至る道路に設置している案内看板は現在1か所のみであり、主要な道路への設置が課題となっている。また、これらの看板の多言語化も検討する必要がある。史跡への来訪者の多くが自家用車を利用し、本丸の体育館駐車場、または二の丸の平坦地に駐車をしているが、本丸の体育館及び駐車場は中長期的に除去を検討する必要がある、二の丸も今後整備を進めていく予定である。現在、中城地区での整備進展に伴い、大きなイベントの際には駐車場の不足が生じているが、今後駐車場が更に不足することが想定され、来訪者のアクセスの利便性を考慮しつつ駐車場整備を検討することが求められる。



史跡整備状況（堀・土塁）



史跡整備状況（虎口・木橋）



ベンチ



史跡の説明看板



仮設の説明看板



道路案内看板（真壁城跡、真壁の町並み）



表 5 - 3 整備の現状と課題

	現状	課題
①	発掘調査を完了した外曲輪地区と、中城地区南部の一部については整備工事を完了し、常時公開している。 整備は芝などの植栽を行い、一部土系舗装による園路整備を行っている。堀跡は現状のまま維持し、残存している部分の土塁は現状を維持し、それ以外の土塁跡については発掘調査により判明した幅から計算した角度で復元している。中城の南部では堀を渡る橋の跡が検出されたため、木橋を整備している。	○整備工事の推進 中城の中央部及び北部は発掘調査が完了したため、その成果に基づいて整備を進める必要がある。 本丸及び二の丸については遺構の全容が十分に把握できていないため、今後計画的に発掘調査を行って遺構の範囲や残存状況等を把握するとともに、文献資料などによる調査も併せて実施し、それらの成果に基づいて整備を進めていく必要がある。
②	指定地内 2 か所に説明看板を設置し、説明文には英語表記を併記している。 城内の要所には説明文を書いた小看板を設置し、一部の看板には市公式HP上の案内動画に接続できるようQRコードを記している。	○説明看板の充実 史跡内には説明看板を2か所設置しているが、面積が広いため数を増やす必要がある。小看板も同様に追加や情報の更新を行っていく必要がある。
③	便益施設として来訪者用の休憩ベンチを複数箇所設置している。来訪者用のトイレは現在設置しておらず、本丸の体育館トイレまたは二の丸の維持管理作業用の仮設トイレを使用している。	○便益施設の整備 来訪者が使用できる本丸体育館及び二の丸仮設トイレは、今後整備の進捗に合わせて除去する予定である。また、休憩用のベンチを複数設置してあるが、数が少ない状況である。そのためこれらの便益施設について計画的に整備していく必要がある。
④	史跡の西側を通る県道41号線には真壁城跡の案内看板を設置している。 南側を通る主要地方道石岡筑西線では現在のところ案内看板が設置されていない。 史跡を訪れる人の多くは車で来訪し、その際の駐車場は本丸の体育館駐車場、または二の丸の平坦地を使用している。	○アクセス経路・駐車場の整備 史跡に至る主要な道路への案内看板設置が課題となっている。 来訪者が使用している本丸の駐車場は中長期的に除去を検討する必要があり、来訪者のアクセスの利便性を考慮しつつ新たな駐車場整備を検討することが求められる。

(4) 運営・体制

一、運営・体制の現状

- ①史跡に関する事務は教育委員会文化財課が担当し、維持管理については会計年度任用職員を雇用して直営により除草作業などを行っている。
- ②史跡の保存活用を図るにあたっては庁内の関連する部局とも協力して事業を

進めていく必要があり、現状でも日常的に情報交換を行うとともに、共同でのイベント開催等の事業を実施している。

また、庁外では、来訪者に対し真壁地域の歴史的建造物を中心とした歴史資産のガイドを行っている団体である「真壁街並み案内ボランティア」などと連携して勉強会などを定期的に行っている。

二、運営・体制の課題

①担当職員の確保・育成

維持管理と並行し、今後の史跡整備を進め、保存活用を図っていくためには専門的な知識を有した職員の確保・育成を行っていく体制づくりが必要である。

②庁内・外の連絡体制の強化

史跡の更なる保存活用を進めるためには、文化財保護を担う文化財課だけではなく、学校教育や生涯学習を主管する部局、真壁の町並みやまちづくりを主管する建設部局、市全体の観光を主管する観光部局などとも協力して事業を進めていく必要があり、今後はより連絡体制を強化し、保存活用に関する事業を推進していくことが求められている。

また、史跡の保存活用を継続的かつ広範囲に進めるにあたっては、行政だけではなく、広く市民や関係団体と協働で事業を進めていくことが望ましい。そのため市内外の人々・団体とのネットワークづくりに努める必要がある。

表 5-4 運営・体制の現状と課題

	現状	課題
①	史跡に関する事務は教育委員会文化財課が担当し、維持管理については会計 年度任用職員を雇用して直営により除草作業などを行っている。	○担当職員の確保・育成 維持管理と並行し史跡整備、保存活用を遂行するためには専門知識を有した職員の確保・育成を行う体制づくりが必要である。
②	史跡の保存活用を図るにあたっては庁内の関連する部局とも協力して事業を進めていく必要があり、現状でも日常的に情報交換を行うとともに、共同でのイベント開催等の事業を実施している。 真壁地域の歴史的建造物を中心とした歴史資産のガイドを行っている団体である「真壁街並み案内ボランティア」等と連携して勉強会などを定期的に行っている。	○庁内・外の連絡体制の強化 文化財保護を担う文化財課だけではなく、学校教育や生涯学習、真壁の町並みやまちづくり、観光などを主管する部局とも協力して事業を進めていく必要があり、今後はより連絡体制を強化していくことが求められている。 史跡の保存活用を継続的かつ広範囲に進めるために、市内外の人々・団体とのネットワークづくりに努める必要がある。

第6章 大綱・基本方針

(1) 大綱

史跡真壁城跡は、中世常陸国における有力国人領主・国衆である真壁氏により室町時代に築城され、近世初頭まで存続した中世城郭遺跡である。城郭は石垣を用いず堀と土塁を主体としており、山地から平野へ延びる舌状台地上に築かれるという選地も含め、北関東における戦国時代の高度な築城技術を示す遺構が明瞭に残されている。

また、真壁城跡を居城とした真壁氏については、本宗家・庶子家の家伝文書が残されるとともに、真壁城跡の周辺に数多くの関連史跡が存在している。そのため、真壁氏やその所領である真壁郡・真壁荘は、上野新田氏とその所領新田荘と並んで、東国の武家・在地領主研究の代表的な検討素材として、多くの研究成果が積み重ねられてきた。

以上のことから本史跡は、地域の歴史を実際に体感できる場として重要であるとともに、日本全体の歴史の中における本市の位置づけをも理解できる場として貴重な財産と言える。こうした価値を持つ史跡を適切に保存し、地域の誇りとして親しまれ、まちづくりに資するものとして活用し、次世代へ継承していくため、次の通り大綱を掲げる。

○中世東国武家の拠点 真壁城

中世東国の武家を語るうえで欠かすことのできない真壁氏の居城、真壁城跡を中心とする文化遺産を守り伝えるとともに、地域の誇りとして親しまれ、まちづくりに資する保存活用を目指す。

(2) 基本方針

大綱を踏まえ、本史跡の基本方針を以下のように定める。

一、保存管理

史跡を構成する曲輪や堀、土塁等の遺構について適切な保存管理を行うとともに、史跡を取り巻く自然的・歴史的環境を一体的に保全し、次世代へと継承していく。

二、活用

史跡とその周辺に所在する文化財等を連携させた活用を図り、学校教育や生涯学習の場を通して、市民ならびに来訪者の地域への理解を深めるための事業を展開していく。

三、整備

史跡の本質的価値を伝えられるような整備を行い、見学者が訪れやすく、滞在しやすい環境をまちづくりとともに整えていく。

四、運営・体制

庁内の連携体制を強化するとともに、市民と協働・協力して管理運営をしていく体制づくりを目指す。

第7章 史跡の保存管理

(1) 保存管理の方向性

- ・ 史跡を適切に保存管理し、次世代へと継承していくため、定期的な点検を行い、き損等があれば現状変更の取り扱い基準に基づき適切に対応する。
- ・ 史跡の全体像を把握するため、必要な調査を行っていく。
- ・ 史跡の本質的価値と関わらない施設等の除去を目指す。

(2) 地区区分

真壁城跡は史跡指定を受けている部分以外にも遺構が存在していることが想定されている。また、遺構の有無に関わらず、史跡を理解し、有効に保存管理していくためには指定地周辺の環境も重要であることから、以下のように地区区分を行い、各地区の状況に応じた保存管理や環境保全を検討していく。

【A 地区】 指定地内の中城、外曲輪地区。

発掘調査が完了しており、外曲輪から順次整備工事を進めている。整備完了部分については維持管理を行い、整備未完了部分については今後、設計を行い、工事に着手していく。

【B 地区】 指定地内の本丸、二の丸地区。

一部分のみ発掘調査が行われ、整備は未着手の地区である。体育館等の施設が存在しており、今後は必要な発掘調査を行うとともに、史跡の本質的価値と関わらない施設等の除去を進め、中・長期的な整備を検討していく。

【C 地区】 指定地外の二の丸地区。

周知の埋蔵文化財包蔵地にあたる。全て民地で、住宅地となっており、遺構の表面観察が困難な地区である。今後は住宅の建て替え等に際して発掘調査などを実施し、情報を収集するとともに、景観を阻害する建物の建設抑制などに対し協力を求めていく。

【D 地区】 指定地外。

民地・公有地が混在する。一部に真壁城の堀跡などを含み、周知の埋蔵文化財包蔵地にあたるが、多くは城郭を取り巻く地区である。今後は周辺の山並み景観を阻害する建物の建設抑制などに対し協力を求めていくとともに、指定地内に建設することが困難な便益施設や駐車場などの整備を検討していく。

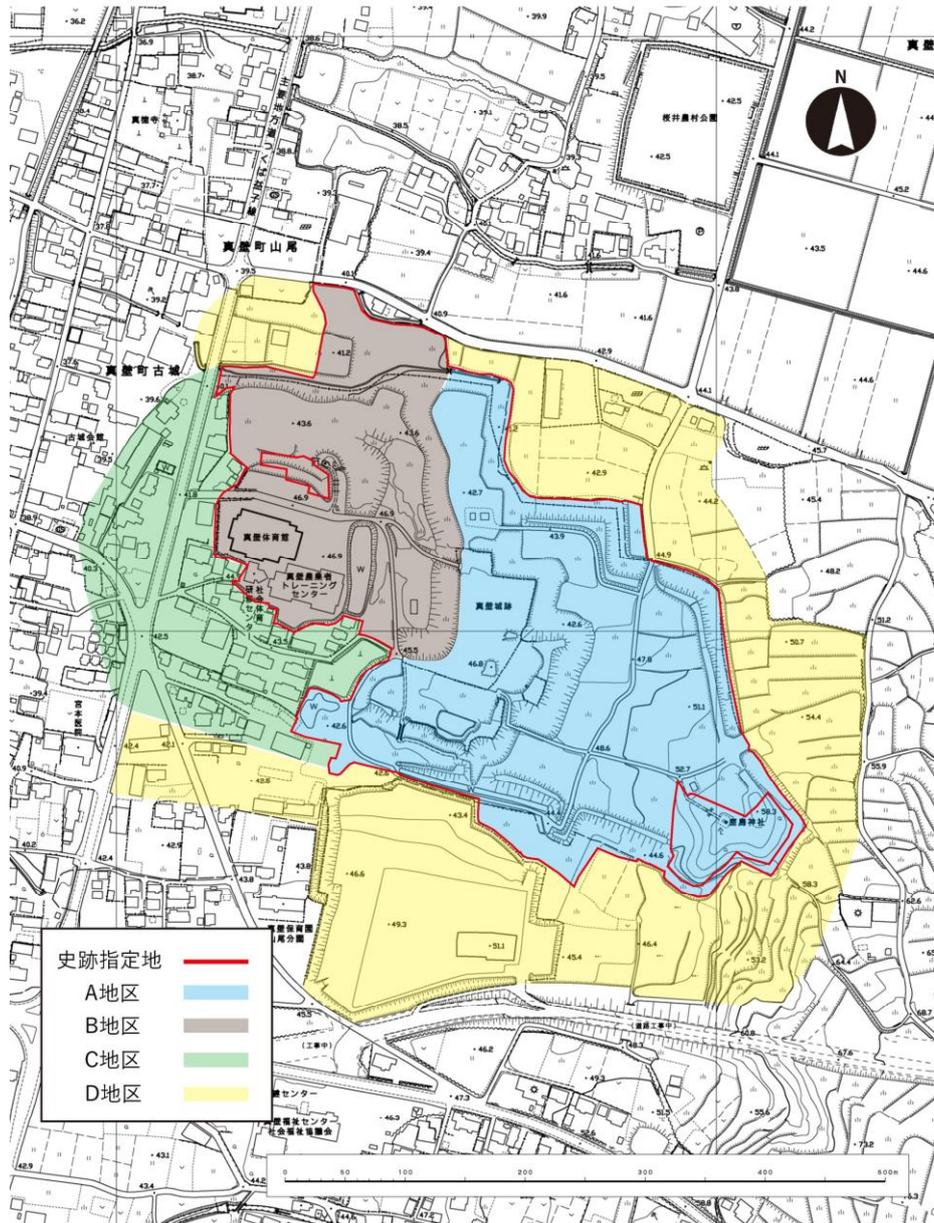


図 7 - 1 地区区分図

(3) 保存管理の方法

第 5 章 (1) 二で述べた保存管理の課題に対する、保存管理の方法は以下の通りである。

① 遺跡の保護

【A・B 地区】

年間を通し除草作業を中心とした維持管理を行い、来訪者の見学通路を確保する。イノシシによる被害を軽減するための防除柵などを設置し、その維持管理も併せて行うとともに、追加の対策についても検討していく。

【C 地区】

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲であるため、土木工事等の計画が生じた場合は、工事主体者との協議及び埋蔵文化財の保存に関する適切な対応を図る。

【D 地区】

景観を阻害する建物の建設などに対し適切に関与していく。

②史跡と関わりのない施設等の除去

【A・B 地区】

本丸に所在する体育館やトレーニングセンター等の公共施設については除去を検討する。

【C・D 地区】

指定地外であり、多くが民地のため、当面は現状のままとする。

③追加指定や土地の公有化

(5) で述べる。

(4) 現状変更等の取り扱い

一、現状変更の対象行為

「文化財保護法」(以下「法」という)第125条第1項の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という)をしようとするときは、文化庁長官の許可を得る必要がある。

なお、現状変更等のうち法第125条第1項ただし書きに記載のあるものについては許可が不要とされている。

また、現状変更等のうち軽微なものについては、文化財保護法施行令(以下、「施行令」という)第5条に基づき、本市教育委員会が現状変更等の許可、取り消し、停止命令等の事務を行う。

二、現状変更等の取り扱い基準

史跡指定地内における現状変更等の取り扱い基準を表7-1に示す。

現状変更等については、史跡の調査や保護・修復、史跡の保存活用のために必要と認められる行為、及び防災・安全に関わるものを除き、認めないことを原則とする。ただし、指定地内に所在する体育館等の公共施設の維持管理に関する行為については、史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

三、現状変更等の許可が不要な行為

法第125条第1項ただし書きにある「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」に該当する行為とは、次の通りである。

なお、以下にあげる行為であっても、表7-1において文化庁が許可権者とされている行為はこれに含まれない。

1) 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条において、以下のように定められている。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2) 非常災害のために必要な応急措置

地震・台風・火災等の非常災害時における、被害箇所の応急処置、被害拡大防止のための措置などがこれにあたる。

3) 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微であるもの

史跡の保存に影響のない行為であり、日常的な維持管理行為も含む。

表 7-1 現状変更の取り扱い基準一覧

現状変更等の内容		取り扱い基準	許可権者	根拠法令 (※1)	
土地・地形の改変		史跡の保存活用に関わるもの、もしくは防災上必要なもの以外は原則認めない。	文化庁	①	
史跡の保存活用に伴う 発掘調査・史跡整備・ 防災設備工事等		認める。	文化庁	①	
建築物	新築・増改築	史跡の保存活用に関わるもの以外は原則認めない。	文化庁	①	
	改修	遺構に影響のない範囲・工法を用いる場合は、認める。	文化庁	①	
	除却	遺構に影響のない範囲・工法を用いる場合は、認める。	市	②へ	
小規模建築物 (※2)	新築・増改築 ・改修	掘削を伴わないものについては、認める。	2年以内の期間を限って設置されるもの	市	②イ
			2年以上の期間設置されるもの	文化庁	①
	除却	遺構に影響のない範囲・工法を用いる場合は、認める。	建築又は設置の日から50年を経過していないもの	市	②へ
			建築又は設置の日から50年を経過しているもの	文化庁	①
工作物	設置	掘削を伴わないものについては、認める。	土地の形状の変更を伴わないもの	市	②ロ
			土地の形状の変更を伴うもの	文化庁	①
	改修	遺構に影響のない範囲・工法を用いる場合は、認める。	土地の形状の変更を伴わないもの	市	②ハ・へ
			土地の形状の変更を伴うもの	文化庁	①
除却	遺構に影響のない範囲・工法を用いる場合は、認める。	建築又は設置の日から50年を経過していないもの	市	②ハ・へ	
		建築又は設置の日から50年を経過しているもの	文化庁	①	
史跡の管理に必要な施設	設置・改修	遺構に影響のない範囲・工法を用いる場合は、認める。	市	②ニ	
電柱・水管等	設置・改修	遺構に影響のない範囲・工法を用いる場合は、認める。	市	②ホ	
木竹	植栽	史跡の保存活用に関わるもの、もしくは景観上・防災上必要なもの以外は原則認めない。	文化庁	①	
	伐採	史跡の保存に影響のない範囲である場合は、認める。	市	②ト	
	抜根	遺構に影響のない範囲である場合は、認める。	文化庁	①	

※1 ①法第125条第1項 ②施行令第5条第4項第1号（カタカナは号の細分を示す）

※2 小規模建築物は階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。

（5）追加指定と公有地化の方針

一、追加指定の方針

史跡指定地の周辺地域において、本史跡と関連する重要遺構等が確認された場合、状況に応じて史跡の追加指定を目指す。

二、公有地化の方針

史跡指定地内に残る4筆の民地については、いずれも共有地であるため、短期間での公有地化は困難であるが、中長期的に公有地化を目指す。

指定地外については、本史跡の保存活用を推進するにあたって追加指定後に公有地化することが適当と考えられる場合は当該土地所有者との協議を進め、公有地化を目指していくものとする。

第8章 史跡の活用

(1) 活用の方向性

- ・学校教育・生涯学習の分野で積極的に活用し、幅広い年代層の地域住民に真壁城跡の本質的価値への理解が深まるよう、真壁城跡の保護や価値の継承に関わる人材の育成を図る。
- ・史跡周辺に広がる中世の遺跡や真壁の町並み、真壁氏に関連する寺社等の歴史的資産を連携させ、真壁城の歴史的環境への理解を深める一体的な活用を図る。
- ・真壁城や真壁氏に関わる調査・研究成果などを積極的に公開し、史跡の本質的価値を広く市内外に向けて情報発信する。

(2) 活用の方法

第5章(2)二で述べた活用の課題に対する、活用の方法は以下の通りである。

①史跡を活用した現地でのイベント等の開催

史跡の様相を実際に体感してもらえよう、学芸員による解説付きの見学ツアーの開催や、土塁・堀跡などを活用した模擬的な合戦イベントの開催などを実施していく。

また、自然豊かな史跡内を散策できるようなウォーキングのモデルコースを作成し、歴史だけではなく、動植物や健康に興味のある人々も来訪してもらえようような仕組み作りを検討する。

②学校教育・生涯学習施策との連携強化

真壁城跡や真壁氏に関する記事を、社会科副読本へ引き続き掲載していくとともに、新規に作成したデジタルアーカイブ上のコンテンツを児童生徒向けの学習教材として利用できるような仕組みづくりを検討していく。また、出前授業等を積極的に実施し、史跡を郷土学習の場として活用できるよう、学校との連携を強化していく。

生涯学習では、歴史資料館での展示や講座等の開催を通して市民を中心とした地域の人々に、歴史や文化に触れる機会を提供する。また、生涯学習の主管課と協力した歴史イベントの実施なども検討していく。

③情報発信の強化

既存のパンフレットをより分かりやすいものに改訂するとともに、発掘調査の成果や、真壁城跡に関する諸分野の研究成果を取り入れた詳細なパンフレット、書籍等を作成し、幅広い層にアピールできるような資料を作成していく。

さらに、これらのパンフレットや既存のデジタルアーカイブのコンテンツなどを、ホームページや SNS などを通じて、積極的に発信していく。

さらに、こうした情報発信を行っていくための基礎作業として、また、史跡の本質的価値をより深く理解し、今後の活用や整備に生かすため、文献史料や発掘調査成果などを通じた調査研究を進めていく。

④展示解説や頒布資料の充実、真壁の町並みとの連携強化

史跡の整備状況と連動させながら、遺構等の解説や案内図等を掲載した説明看板の整備を進めていく。

また、真壁城の城下町であった真壁の町並みを訪れる観光客を、真壁城跡へも誘導できるような案内看板やパンフレット等を作成・設置する。作成にあたっては、真壁城跡と真壁の町並みとの間をサイクリングロードが通っていることも踏まえ、バスや自家用車のみならず、自転車での来訪者も意識した内容とする。城と城下町を周遊できるようなモデルコースを設定するなど、地域の歴史資産をネットワーク化していく取り組みを進めることで史跡への来訪者数増加を図る。



既存のパンフレット



真壁の町並みに訪れる観光客



真壁城の整備完了部分を活用した小中高生向けイベント事例（水鉄砲合戦）

第9章 史跡の整備

(1) 整備の方向性

- ・史跡の本質的価値を正しく、分かりやすく伝え、史跡への理解を増進させることを目標とする。
- ・史跡周辺の歴史資産や公共施設と連携した整備を行い、地域の歴史を学習・理解するための拠点を目指す。
- ・市民の憩い場となるような整備を推進する。

(2) 整備の方法

【保存のための整備】

- ・自然災害等による土塁や堀跡の崩落などに備え、危険個所を把握して定期的な巡回を行い、災害等が発生した場合は早急に被害状況を確認する。き損が発生した場合は被害が拡大しないよう応急措置を行う。
- ・史跡の本質的価値と関わらない施設等の除去を検討する。

【活用のための整備】 第5章(3)二で述べた活用の課題に対応する。

①整備工事の推進

史跡の本質的価値が来訪者に的確に伝わるよう整備を図る。整備は遺構の保護を第一とする。遺構は発掘調査の成果をもとに、表示方法や復元方法の検討を進め、デジタル技術の活用を積極的に検討していく。

これらの整備については、本計画策定後に真壁城跡整備検討委員会の指導のもと、速やかに整備基本計画の策定に着手し、関係諸機関と協議の上、具体的な整備手法を検討する。また、本丸及び二の丸については、遺構の全容が十分に把握できていないため、今後計画的に発掘調査を行い、遺構の範囲や残存状況を確認し、整備に向けた情報収集に努める。

②説明看板の充実

来訪者向けの説明看板やサイン等の設置を行う。来訪者に分かりやすいよう、イラストや写真を多用した内容とし、詳細な説明や多言語化については、QRコードなどを表示して、別途設けたホームページに誘導することによって対応する。歴史的な内容のみならず、自然や健康を意識したウォーキングコースのサインや、サイクリスト向けのサインなどの検討も進める。なお、説明看板・サインのデザインや色彩は景観に配慮したものを基本とする。

③便益施設の整備

来訪者の見学ルート等を考慮し、ベンチの増設などを検討する。東屋などの上屋構造を持つものは、遺構表示との関連も含め、今後策定する整備基本計画の

中で慎重に検討していく。トイレについては、駐車場などの整備や史跡へのアクセス経路を考慮しつつ、指定地外の隣接地への設置を基本として検討する。

④アクセス経路・駐車場の整備

史跡へ至る道路に道路部局と協議の上、案内看板を増設する。特に史跡南側を通る主要地方道石岡筑西線の交通量増加が見込まれることから、重点的に設置を進める。また、現在史跡見学の駐車場として使用している本丸体育館の駐車場は将来的に除去を目指しているため、新たな駐車場の整備を検討する。整備する駐車場は指定地外の隣接地への設置を基本とし、来訪者の利便性を考慮すると、史跡南側の主要地方道石岡筑西線沿いに検討することが望ましい。



ARを活用した遺構表示例
(京都府向日市長岡宮跡)



アクリル板を使用した遺構表示例
(大阪府枚方市百済寺跡)



ウォーキングコースのサイン事例
(桜川市)



サイクリングコースの
サイン事例 (広島県尾道市)



上曾トンネル付近から見た真壁城跡 (南東から)



景観に配慮した便益施設の事例

右上：休憩所 (京都府向日市長岡宮跡)

右下：トイレ (奈良県田原本町唐古・鍵遺跡)



第10章 運営・体制の整備

(1) 運営・体制の整備の方向性

- ・史跡の保存活用を適切に、継続的に進めていくため、担当職員の知識・技術の向上を図るとともに、庁内関係部署の連携強化に努める。
- ・市民と行政が連携・協働して保存活用を進めることができるような体制構築に努める。

(2) 運営・体制の整備の方法

第5章(4)二で述べた運営・体制の課題に対する、運営・体制整備の方法は以下の通りである。

①担当職員の確保・育成

史跡の保存活用や維持管理を担当する職員の継続的な確保に努める。また、知識や技術の向上を図るため、考古学・歴史学、その他関連諸科学等の研究会や研修に積極的に参加するとともに、大学や有識者との連携を強化する。

②庁内・外の連絡体制の強化

史跡の本質的価値を守り、保存活用を適切に進めていくため、本史跡を含む文化財保護を担う文化財課及び、生涯学習や学校教育などを担当する教育委員会を中心として、まちづくり部局、観光部局など庁内の幅広い部局との連絡体制を強化し、情報の共有がスムーズにできるような体制構築を推進する。

また、庁内だけではなく、地域住民や関連団体等とも協働していけるよう、情報発信やイベント開催などを通して連携を呼びかけ、関係づくりを進める。

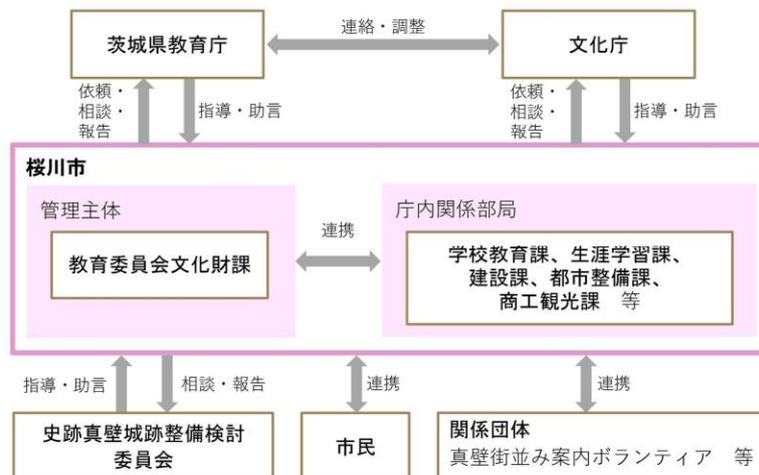


図 10-1 運営体制模式図

第 11 章 施策の実施計画

(1) 実施計画

本計画の計画期間は令和 8 年（2026）4 月 1 日から令和 23 年（2041）3 月 31 日までの 15 年間とする。そのうち、令和 8 年度から 12 年度（2030）までの 5 年をⅠ期計画、13 年度（2031）から 17 年度（2035）までの 5 年をⅡ期計画、18 年度（2036）から 22 年度（2040）までの 5 年をⅢ期計画と位置付け、計画的に実施すべき施策の項目と概要を以下に示す。

なお、Ⅱ・Ⅲ期計画はⅠ期計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを検討するとともに、計画実施中に社会情勢の変化等により本計画を修正する必要がある場合には柔軟に対応する。

表 11-1 施策の実施計画表

項目		概要	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期
			2026～2030	2031～2035	2036～2040
保存 管理	①遺跡の保護	除草作業、獣害対策等の維持管理	—————→		
	②史跡と関わりのない施設等の除去	公共施設等の除却			→→→→→
	③追加指定や土地の公有化	本史跡と関連する重要遺構等が確認された場合、追加指定を検討		→→→→→	→→→→→
活用	①史跡を活用した現地でのイベント等の開催	見学ツアーや、現地でのイベント開催	—————→		
		ウォーキングコースの設定	————→		
	②学校教育・生涯学習施策との連携強化	出前授業、歴史講座等の開催	—————→		
		パンフレットの更新、SNSなどの情報発信	—————→		
③情報発信の強化	史跡に関する調査研究	—————→			
	④展示解説や頒布資料の充実、真壁の町並みとの連携強化	歴史資料館での企画展開催、図録作成	—————→		
		周遊コースの検討	————→		
整備	保存のための整備	定期的な遺構の見回り、観察	—————→		
		整備基本計画策定	————→		
	①整備工事の推進	実施設計策定	————→		
		整備工事		—————→	
		発掘調査（必要に応じて）	→→→→→	→→→→→	→→→→→
	②説明看板の充実	説明看板、サイン等の設置		—————→	
	③便益施設の整備	ベンチの増設	————→		
		東屋・トイレ整備		—————→	
④アクセス経路・駐車場の整備	案内看板の設置	————→			
	駐車場整備		—————→		
運営 体制	①担当職員の確保・育成	担当職員の確保・研修	—————→		
	②庁内・外の連絡体制の強化	関係部局との連携強化、地域住民・関連団体との関係づくり	—————→		

→→→→→ 準備・検討 —————→ 実施

第12章 進行管理

(1) 進行管理の方向性

本計画の推進と実現に向けて検討した事項の達成状況を把握するため、進行管理を行う。進行管理は前章までに記した実施計画の達成状況や課題の解決状況について確認する。確認結果は史跡真壁城跡整備検討委員会へ報告し、事業内容の修正や本計画の見直しに反映させる。

(2) 進行管理の方法

進行管理は以下の項目について5年ごとに行い、管理主体は桜川市教育委員会とする。

表 12-1 進行管理項目一覧

区分	項目	確認時期		
		2030年度	2035年度	2040年度
保存管理	史跡内の遺構・遺物は適切に保存管理されているか	○	○	○
	維持管理は適正に行われているか	○	○	○
	史跡と関わりのない施設等の除去について調整を行っているか		○	○
	追加指定に向けた取り組みを行っているか		○	○
	現状変更の取り扱い基準は適正に運用されているか	○	○	○
活用	イベントや見学ツアー等は計画的に実施されたか	○	○	○
	ウォーキングコースは設定されたか	○		
	学校と連携した企画・出前授業等は実施されたか	○	○	○
	生涯学習施策と連携した事業は実施されたか	○	○	○
	史跡の情報発信はされているか	○	○	○
	史跡の調査研究はされているか	○	○	○
	企画展や歴史講座などは計画的に開催されているか	○	○	○
	町並みと連携した周遊コースの検討はされているか	○		
整備	定期的見回りを実施し、自然災害によるき損等に対して適正に対処しているか	○	○	○
	整備基本計画を策定したか	○		
	実施設計を策定したか	○		
	計画に基づく適切な整備工事を推進しているか		○	○
	必要に応じた発掘調査は行われているか、調査体制は整えられているか	○	○	○
	説明看板やサインは設置されたか		○	○
	ベンチの増設は行われたか	○		
	東屋やトイレは整備されたか		○	○
	案内看板は設置されたか	○	○	
駐車場の整備は行われたか		○	○	
運営体制	担当職員は確保されているか、知識技術の継承や研修は行われているか	○	○	○
	関係部署との連携は図られているか	○	○	○
	地域住民等と協働で史跡を保存活用していく体制づくりが構築されているか	○	○	○

参考文献

○計画書

真壁町 『史跡真壁城跡整備基本計画』 1996

真壁町 『史跡真壁城跡整備基本設計』 1997

真壁町 『史跡真壁城跡整備基本設計』 2002

桜川市教育委員会 『史跡真壁城跡整備基本設計—中城—』 2015

○発掘調査報告書・真壁町史

真壁城跡発掘調査会 『真壁城—中世真壁の生活を探る—』 1982

真壁町教育委員会 『真壁城への誘い』 1998

星龍象・岩松和光・宇留野主税 『史跡真壁城跡』 I 真壁町教育委員会 2004

宇留野主税 『史跡真壁城跡』 II 真壁町教育委員会 2005

宇留野主税・越田真太郎 『史跡真壁城跡』 III 桜川市教育委員会 2006

宇留野主税 『史跡真壁城跡』 IV 桜川市教育委員会 2007

宇留野主税 『史跡真壁城跡』 V 桜川市教育委員会 2008

宇留野主税 『史跡真壁城跡』 VI 桜川市教育委員会 2009

越田真太郎 『史跡真壁城跡』 VII 桜川市教育委員会 2014

越田真太郎 『史跡真壁城跡』 VIII 桜川市教育委員会 2015

宇留野主税・越田真太郎・荒井美香 『史跡真壁城跡』 IX 桜川市教育委員会 2025

真壁町 『真壁町史料 中世編 I (改訂版)』 2005

真壁町 『真壁町史料 中世編 II』 1986

真壁町 『真壁町史料 中世編 III』 1994

真壁町 『真壁町史料 中世編 IV』 2003

○論文等

阿久津 久 「真壁城」『日本城郭体系 4 茨城・栃木・群馬』 新人物往来社 1979

市村 高男 「戦国期城下町論」『真壁氏と真壁城 中世武家の拠点』 河出書房新社 1996

宇留野主税 「戦国期真壁城と城下町の景観」『茨城県史研究』92 茨城県立歴史館 2008a

「史跡真壁城跡の中城庭園遺構について」『日本庭園学会誌』19 日本庭園学会 2008b

「史跡真壁城跡の中城庭園遺構について 2」『日本庭園学会誌』25 日本庭園学会 2011

「真壁城跡・小田城跡の調査成果」『勝瑞城シンポジウム「戦国期・武家の館」』 藍住町・藍住町教育委員会 2016

- 大澤 伸啓 「中世武士の館における庭園の多様性」『栃木県考古学会誌』30 栃木
県考古学会 2009
- 大塚初重・星龍象 「真壁城址測量調査報告」『茨城県史研究』48 茨城県史編集委
員会 1982
- 齋藤 慎一 「本拠の景観-十四・十五世紀の常陸国真壁氏と亀熊郷-」『中世の風景
を読む2 都市鎌倉と坂東の海に暮らす』 新人物往来社 1994
『中世東国の領域と城館』 吉川弘文館 2002
『中世武士の城』 吉川弘文館 2006
- 寺崎 大貴 「中世真壁城下町の復元」『伝統的建造物群保存対策調査報告書 真壁
の町並み』 桜川市教育委員会 2006
- 中山信名・色川三中・栗田寛 『新編常陸国誌』 1899-1901
- 藤川 昌樹 「近世真壁の町並み構成」『伝統的建造物群保存対策調査報告書 真壁
の町並み』 桜川市教育委員会 2006
- 茨城県教育庁総務企画部文化課編
『茨城県の中世城館 -茨城県中世城館跡調査報告書-』 茨城県教育委員会 2023

史跡真壁城跡保存活用計画
令和8年（2026）3月発行

編集・発行 桜川市教育委員会
〒300-4408 茨城県桜川市真壁町飯塚 911

